

第五次多摩市総合計画

第2期基本計画 原案

平成 26 (2014) 年 12 月



◆第五次多摩市総合計画（第2期基本計画） 全体構成

はじめに	1
1 総合計画の位置づけ	1
2 総合計画の構成	1

基本構想（平成 23(2011)年度からの概ね 20 年間）	5
第1章 まちづくりの基本理念	7
第2章 将来都市像	8
第3章 目指すまちの姿	9
第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢	12



今回改定するのは、こちらの部分です！

第2期基本計画（平成 27(2015)年度からの概ね 10 年間）	13
第1編 第2期基本計画策定にあたっての前提	15
1 持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方	16
2 取り組みの方向性	18
3 計画期間中の想定人口	21
第2編 分野別計画	23
分野別計画の見方	24
基本計画の目標体系	28
第1章	30
第2章	48
第3章	74
第4章	94
第5章	102
第6章	120
第3編	131
1 行政サービスの転換と改革の取り組み	132
2 財政の状況	135

はじめに

1 総合計画の位置づけ

総合計画は、多摩市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、市民^{※1}と行政の共通の目標として、総合的・計画的にまちづくりを進めるうえでの根幹となる計画です。

また、多摩市の様々な行政計画（部門別計画、個別計画など）の中で、最上位に位置づけられる計画です。

2 総合計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画の2層で構成されるとともに、評価・予算との連動（PDCA サイクル^{※2}）と行政改革により推進していきます。それぞれの概要は以下のとおりです。

(1) 基本構想

期間：平成 23(2011)年度からの概ね 20 年間

概要：概ね 20 年後を見据えた、まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や、目指すまちの姿、「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢などを示します。

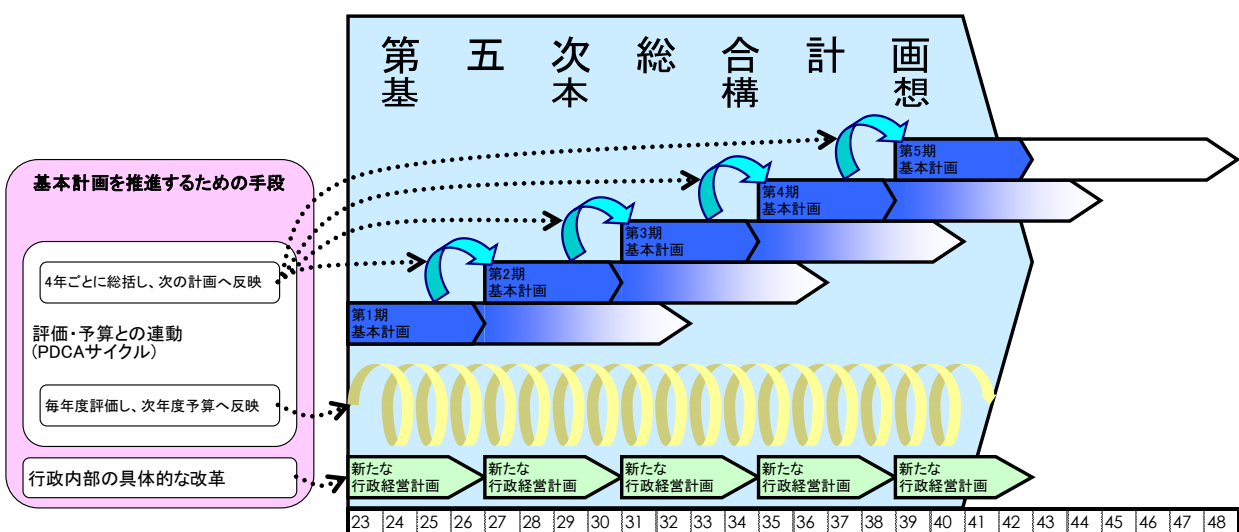
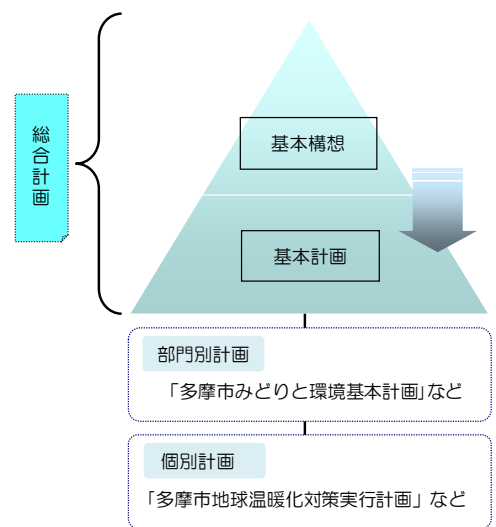
期間中の社会・経済情勢の動向等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

(2) 第2期基本計画

期間：平成 27(2015)年度からの概ね 10 年間

概要：基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現していくための政策、施策や財政の見通し等を示します。また、目標の達成状況を把握するための成果目標値を設定します。

計画の実効性を確保するため、4 年ごとに 10 年間の計画として改定していきます。



※1 市民：市内に住んでいる人だけでなく、仕事先や学校が市内にある人、市内で事業を営んでいる法人、市内で活動する団体（NPO 団体・自治会等）を含む（多摩市自治基本条例第3条第2項）

※2 PDCAサイクル：Plan-Do-Check-Action（計画・実行・評価・改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のこと

(3) 全体構成図

基本構想

基本構想は概ね 20 年後の多摩市が目指すまちの姿を表したまちのビジョンです
まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や目指すまちの姿などを示します

まちづくりの基本理念

基本構想のバックボーンであり、今後 20 年間の多摩市のまちづくりにおける最も基本となる考え方として、3つの基本理念を設定しました

- 1 市民主権による新しい地域社会の創造
- 2 豊かなまちを次代へ継承
- 3 自立的な都市経営

将来都市像

多摩市の将来のあるべき姿を市民・議会・行政が共有するものとしてイメージしやすい言葉で表現しました

みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

目指すまちの姿

将来都市像が実現したときのまちの姿で、4つの視点と6つの「目指すまちの姿」及びその取組みの方向性を示しました

市民の暮らし		市民の力・地域の力	活力ある都市		環境
①子育て・子育てをみんなが支え、子どもたちの明るい声がひびくまち	②みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち	③みんなが楽しみながら地域づくりを進めるまち	④働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち	⑤いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち	⑥人、自然、地球 みんなで環境を大切にするまち

「目指すまちの姿」の実現を支える

「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

「目指すまちの姿」を実現していくための取り組み姿勢を2つ決めました

- 1 市民主体のまちづくりの推進
- 2 持続可能な質の高い行財政運営の推進

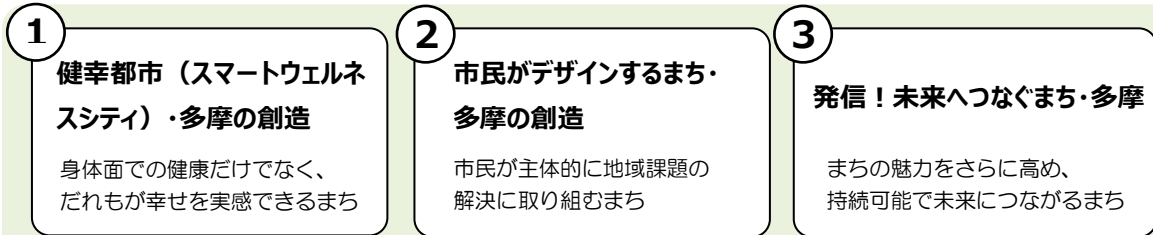
目指すまちの姿を具体化し、まちづくりの方向性を示す

基本計画

基本計画は基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現するための取り組みの方向性や市民が果たすことのできる役割、財政の見通し等を示します

持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方

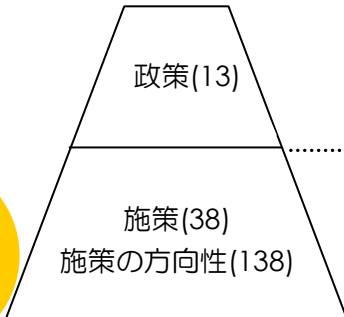
- 第2期基本計画における3つの取り組みの方向性



3つの取り組みの方向性

分野別計画

- 基本構想の「目指すまちの姿」を実現するための分野別の取り組みの方向性を示します



「目指すまちの姿」を実現するための政策を示します
現状と課題を提示するとともに、4年ごとに選出される市長の公約も踏まえ、まちづくり活動を牽引する今後4年間の重点的な取り組みを明確にします

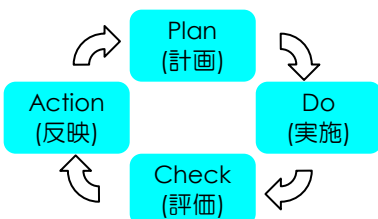
政策を実現するための取り組みの方向性を示します
数値目標を設定し、毎年度達成状況を把握しながら、優先度などを検証し、取り組みを推進します
また、市民が果たすことのできる役割を例示として示します

計画を推進するために

計画の実現に向けた取り組みの方向性

- 行財政改革の取り組み
⇒歳入に見合った歳出構造への転換と歳入の確保、適正なサービス水準の検証などを行う
- 公共施設等のマネジメント
⇒公共施設や都市基盤施設を良好な状態に保つために計画的な維持管理及び更新を行う
⇒公共施設や都市基盤施設の全体の状況を総合的に把握し、現況・将来の見通しを分析した上で、総合的に管理します

行政評価と連動したマネジメントサイクル



計画の推進にあたっては、PDCA マネジメントサイクルにより毎年度進捗状況を確認し、達成度や優先度に応じ、翌年度の取り組みや予算への反映を行っていきます。また、計画の改訂にあたっては同様の考え方で取り組みます

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、多摩市のまちづくりを進めるうえで、最も基本となるものです。「多摩市自治基本条例」の前文では、多摩市の自治について以下のように宣言しています。

（多摩市自治基本条例 前文）

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

この自治基本条例前文の考え方、社会全体及び多摩市の現状と今後20年間で訪れるであろう環境変化等を踏まえ、以下のとおり基本理念を定め、まちづくりを推進していくとともに、広くその姿を発信していきます。

1 市民主権による新しい地域社会の創造

多摩市の主人公は私たち市民です。このことを私たち市民が自覚し、責任を持ち、互いに共有しながら、このまちをさらに住みよいまちにしていくため、地域のことをともに考え、主体的にまちづくりに取り組むことによって、市民主権による新しい地域社会を創造していきます。このために、市民、NPO、団体、事業者、大学そして行政など、多様な担い手が対等な立場で協働・連携し、適切に役割分担しながら、持てる力を発揮していくことで、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

2 豊かなまちを次代へ継承

太陽の光あふれ、みどり豊かなこの多摩市は、先人たちが築いてきたかけがえのないまちです。市民の一人ひとりが等しく尊重され、環境、平和、文化など、さまざまな市民の取り組みにより培われ、受け継がれてきた財産を次代へ引き継いでいくために、これまでに進めてきた市民主体のまちづくりをさらに拡げ、みんなでこのまちを守り、育てていきます。

3 自立的な都市経営

少子・高齢化をはじめ環境問題や情報通信技術の高度化などの社会情勢の変化や、多方面で拡大し続けるグローバル化に的確に対応するとともに、経済的な自立も含めて、日本のみならず国際社会を意識した自立した都市経営を進め、将来の世代に渡って豊かに暮らすことができる、持続可能なまちづくりに努めます。

第2章 将来都市像

多摩市ではこれまでに「太陽と緑に映える都市」（第一次～第三次）、「市民が主役のまち 多摩」（第四次）を将来都市像として掲げ、まちづくりを推進してきました。これらの都市像を踏まえたうえで、さらに一步進んで、ここに暮らす全ての市民が自然や生物と共生し、各々の個性を發揮するとともに、互いを尊重し支え合いながら、市民が主体となったまちづくりを進めていくために、第五次総合計画においては、将来都市像を次のように定めます。

みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

「みんなが笑顔」は、安全で安心して快適に暮らすことができるまちのなかで、全ての市民がいいきと幸せに日々を過ごしている状態を表します。また、「いのちにぎわう」という言葉は、生物の多様性を表すとともに、多摩市で生活する子どもから高齢者、障がい者なども含めた全ての人々や動植物など全ての生命が、それぞれの輝きを放ち、互いに関わり合いながら共存すること、海外や日本全国から集った人たちによる多文化の共生、拠点地区を中心とした活力にあふれたまちの賑わいなど、さまざまな意味を含んでいます。



第3章 目指すまちの姿

たときのまちの姿を表したものです。

「目指すまちの姿」の関係は並列のものではなく、それぞれが影響し合う関係にあり、取り巻く環境として、他の自治体や東京都、国、世界、地球があります。また、まちづくりの担い手も市民をはじめ、NPO、団体、事業者、大学や行政などさまざまな主体が協働・連携し、それぞれの役割を担いながら、目指すまちの姿の実現に向け取り組みます。「目指すまちの姿」が実現することにより、将来都市像も実現されます。

目指すまちの姿の関係概念図



●市民の暮らし

1 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

主な分野：子育て・子育て、学校教育

【取り組みの方向】

子どもたちが心身ともに伸びやかに人間性豊かに育っていくためには、地域ぐるみで子育て支援に取り組むことが重要です。喜びを持って子育てができるよう、社会全体で協力していく視点に立ち、子どもを尊重し、子どもの幸せを第一に考える環境づくりを推進します。また、次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けることができるよう、学校教育に取り組むとともに、学校・家庭・地域社会の連携による教育の充実にも努めます。



2 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

主な分野：健康、医療、福祉

【取り組みの方向】

市民のだれもが、生涯にわたっていきいきと暮らすため、日頃から自らの健康に関心を持ち、バランスのとれた生活習慣を身に付けるとともに、ライフステージ*1に応じた保健・医療サービスを受けられるよう支援します。また、年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、共に生きていくことのできるユニバーサル社会の理念に基づき、市民が支え合い、明るく安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。



●市民の力・地域の力

3 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち

主な分野：市民活動、コミュニティ、生涯学習、文化

【取り組みの方向】

地域に住み活動するだれもが思いやりと支え合いの心を持ち、平等で互いに尊重し合う地域社会の中で、親切で安全・安心なコミュニティを目指して、市民の主体的な活動が可能となるよう、地域活動への参加やネットワークづくり、活動の場の提供などの環境づくりを支援します。また、生きがいのある生活や自己実現のため、生涯学習の機会と場を提供するとともに、その成果をまちづくりに生かせるような仕組みの構築に努めます。市民のコミュニティ意識の醸成のため、伝統的な地域文化の継承やグローバル化に対応した多文化共生のまちづくりとともに、新たな文化の創造と発信により、みんなで作る文化と交流のまちづくりを進めます。



*1 ライフステージ：人間の一生における生活段階のこと。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる。

●活力ある都市

4 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち

主な分野：産業振興、雇用、観光

【取り組みの方向】

産業は、多摩市で働き、暮らす人々の生活を支え、活気と魅力のあるまちを形成していく重要な役割を果たしています。多摩市を支える既存産業の振興に努めるとともに、明日を担う新規企業の創業支援や立地促進などを進め、就業・雇用機会を拡大することにより、まちの活性化を図ります。また、都市農業の育成や充実を含め、地域産業の振興のため、都や近隣自治体との連携を強化するとともに、事業者や大学との交流を推進します。



市民が集い、賑わう拠点地区の活性化に取り組むとともに、多摩市の自然や歴史的・文化的資源など魅力の再発見に努め、観光資源として内外に発信していきます。

5 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち

主な分野：都市づくり、住宅、防災、交通

【取り組みの方向】

市民が安全で快適に暮らせるよう、環境や防災に配慮した都市基盤や都市機能の整備とともに、成熟した既存公共施設のあり方を検証し機能を更新するなど、ストックマネジメント*1の推進に努めます。また、利用者に優しい公共交通の推進や利便性向上とともに、歩行者や環境に配慮した道路整備にも努めます。

だれもが快適でゆとりのある居住を実現できるよう、良好な住環境の形成を図り、子育て世代や高齢者など、多世代が生涯にわたり安心して住み続けられるまちづくりに取り組みます。



●環境

6 人・自然・地球 みんなで環境を大切にすまち

主な分野：環境

【取り組みの方向】

環境は、私たち人類だけのものではなく、地球上のすべての生命にとってかけがえのないものです。次代に継承できる持続的発展が可能となるまちをつくるため、市民一人ひとりが環境への負担を低減し、地球環境に優しい低炭素型社会（省資源・省エネルギーのライフスタイル）の構築を推進していきます。

また、住む人が愛着を感じ、訪れる人にも潤いとやすらぎを与える魅力ある都市環境の形成を目指して、多摩市の魅力である里山や公園などのみどりと、親しみのある水辺環境の保全・創出に努めるとともに、みどりと水のネットワークを形成し、環境に配慮したまちづくりを進めていきます。



*1 スtockマネジメント：既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと。

第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

「市民主権」の多摩市の主人公は私たち市民です。私たちが自ら考え、行動し、連携し、支え合うことが、まちづくりを前に進めます。そして、市民と行政の適切な役割分担と連携によって、活力あふれる地域づくり、目指すまちの姿が実現するものです。「目指すまちの姿」の実現に向けては、次のことを基本姿勢とします。

1 市民主体のまちづくりの推進

多摩市のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。家庭内や地域での小さなことが私たちの生活する多摩市のまちづくりにつながっています。人任せにせず、自らできることは自ら行なうことが重要です。

ひとりの力ではできないことでも、自治会など地域で活動する団体を中心とした多様な力を結集し、協働することによりできるものが多くあります。まちづくりは、市民のためのものです。市民主体でまちづくりを担い合い、支え合い、豊かな地域社会を築いていきます。そのために、市民主体のまちづくりを支える新たな自治の仕組みづくりにも取り組んでいきます。

2 持続可能な質の高い行財政運営の推進

行政が担うべき基本的な業務やセーフティネット^{*1}はしっかりと維持しながらも、変化の激しい社会状況の中で、限られた資源で最大の効果を生み出し、行政サービスの質の向上をさらに進めることが求められています。人材や行政財産等の経営資源を有効に活用するとともに、新しい経営手法を積極的に活用していきます。また、時代のニーズや市を取り巻く状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織づくりと、新たな行政課題を解決していく創造力と行動力の豊かな職員の育成に取り組めます。

広域的な課題解決や対応を図る分野については、国や東京都、他の自治体などとの連携により、広域的な行政の展開を図っていきます。また、事業者や大学等との連携を推進していきます。

今後の財政状況は、人口減少・超高齢社会の進展などにもなう税収の減少や福祉関係経費の増加、多摩市が抱える公共施設・都市基盤の更新などにより、厳しさがさらに増していきます。これらの大きな課題や社会・経済情勢の変化、地域主権の進行などに対応していきながら、将来の世代へ引き継いでいける財政構造をつくり、市民主体のまちづくりを支えていきます。

^{*1} セーフティネット：市民が安心して暮らすことができるように、最低限度の生活を保障する仕組みのこと。

基本計画

第1編 第2期基本計画策定 にあたっての前提

1 持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方

(1) 背景

《国・都の状況》

我が国の総人口は、平成 17（2005）年度に戦後初めて減少に転じ、その後一旦増加しましたが、再び減少となり本格的な人口減少社会に突入しています。また、少子化・高齢化の急速な進展は、中長期的な税収への影響とともに、医療・介護分野での社会保障関係費の増大など大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

社会経済情勢は、長引く景気低迷やデフレ状態から、一転して急速な株価上昇や円安の進行など、景気動向も回復基調が続く状況となりました。このことに伴い雇用環境についても改善が進んでいます。また、平成 32（2020）年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックを控え、さらなる景気回復の追い風となることが期待されます。しかし、こうした国全体の経済状況が地域経済の活性化に着実につながるかどうかはまだ不透明です。

制度面では、社会保障と税の一体改革により、平成 26（2014）年 4 月に 17 年ぶりとなる消費税率引上げが実施されたほか、さまざまな社会保障制度改革が始まっており、これらの制度改革の動向や経済情勢・財政への影響を慎重に見極める必要があります。

《多摩市の状況》

本市は昭和 40（1965）年代以降の多摩ニュータウン開発に伴い、都市基盤が急速に整備され人口も大幅に増加してきました。平成 25（2013）年度には諏訪 2 丁目住宅が建替えによる新たなまち開きを迎え、大規模集合住宅への入居により転入者が転出者を大幅に上回るなど明るい兆しもありましたが、現在の人口構成からみると、今後は国と同様に人口減少に向かい、急速な高齢化が国を上回る水準で進行することが予測されます。長期的展望に立った観点からは、人口減少社会の到来を前提に持続可能な地域社会のあり方を見据えておく必要があります。

財政状況については、個人市民税の減少を企業誘致等の成果による法人市民税や固定資産税で支えてきたことや、市民とともに進めてきた行財政改革の成果により、これまでは健全性を維持してきていますが、近年においては歳入の根幹である市税収入が減少傾向にあります。また、法人市民税の一部国税化など税制改正の影響や、人口構成の変化などに伴い、今後は市税の減収が見込まれるなど歳入の大幅な増加は期待できない状況です。

一方、社会構造の変化に伴い増加が見込まれる社会保障関係費は、住民に最も身近な自治体である市が担うものが多く、市の財政負担の増加が予測されます。さらに、国の政策として実施される取り組みが新たな市の財政負担となる背景もあります。

また、多摩ニュータウンは、丘陵地帯を克服するために高水準な都市基盤（歩行者専用道路、橋りょう等）や公共施設が一時期に集中して整備された特性があります。これらの社会資本の維持管理や老朽化対応を本格的に進めていく時期に入ってきているため、今後も厳しい財政状況が続くものと想定されます。

(2) 第 1 期基本計画の評価

平成 23（2011）年度からスタートした第五次多摩市総合計画では、総合計画の施策体系に合わせた形で行政評価の仕組みを構築して実施しています。この評価は、以前に行っていた ISO9001 認証取得活動の経験に基づき、総合計画による政策・施策・事務事業といった行政活

動が、市民に対してどのような成果をもたらし、住民満足度がどれだけ向上したのかという視点で毎年評価を行い、その結果を翌年度以降の行政活動の改善につなげています。

第1期の基本計画では、特に「市民とともに持続可能なまちづくりを実現するための長期的な取り組み」を進めました。

平成25(2013)年度までの施策成果指標と数値目標を見ると、指標として設定した114項目のうち、既に目標値に達している指標が約30%、目標値に向かって推移している指標が約35%で、全体の約65%の施策が順調に推移していますが、目標値から乖離している指標も約30%あります。また、平成24(2012)年度からは、市民による外部評価の仕組みとして「行政評価市民フォーラム」を実施し、施策に関する進捗状況、課題、改善・改革の手段の観点から議論が行われ、市民委員からは、概ね適正に施策が推進されているとの意見と、施策の見直しが必要との意見の2つに分かれた評価を受けています。

これらのことから、概ね計画どおりに進んでいると評価できますが、目標に届いていない項目については、課題を検証し、今後の取り組みに反映させる必要があります。

(3) 今後の課題

本市では、毎年約1ポイントの割合で高齢化率が上昇し、平成23(2011)年2月には、高齢化率が21%を超え、超高齢社会となりました。いわゆる「団塊の世代」が全て65歳に到達する平成27(2015)年1月には、高齢化率が25%を超え、市民の4人に1人以上が高齢者になることが見込まれています。また、高齢者がいる世帯の約6割が「一人暮らし」または「高齢者のみ」の世帯となっています。

超高齢社会、人口減少社会の到来を踏まえ、高齢者だけでなく、子育て世代や若者など、市民のだれもが生涯にわたり、いきいきと暮らしていくためには、ライフステージに応じた保健・医療サービス、地域での支え合いや見守り、豊かな学びや文化など、健康で幸せを実感できる地域社会の構築が重要です。そのためには、地域課題を解決するための人づくり、まちづくりの取り組みも積極的に行う必要があります。

住宅や都市基盤に目を向けると、昭和46(1971)年の多摩ニュータウン(諏訪・永山地区)第一次入居開始から40年余、本市ではこの間、高度な都市基盤や豊かなみどり、良好な住環境が整備され、人口14万8千人の都市へと発展してきました。その一方で、初期入居地区を中心に人口減少、少子化・高齢化の進展、住宅設備の老朽化などの課題が顕在化してきました。また、今後、圏央道(首都圏中央連絡自動車道)やリニア中央新幹線などの広域的なインフラの整備が進むことによる「人やモノ」の流れの変化は、都市構造を含むまちづくりに大きな影響を及ぼします。多摩ニュータウンの再生に向け、ハードとソフトの両面からの検討と、いかに地域の価値を高めるかの視点が必要となっています。

また、多くの公共施設が一斉に老朽化していることから、今後必要な施設を安全に維持していくためにも、計画的に統廃合や集約化を進めていかなければなりません。高度に整備された都市基盤及び公共施設を保有しているからこそ、維持管理と更新は、一層重く市の負担としてのしかかってきます。

2 取り組みの方向性

(1) 健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造

本市が目指す「健幸都市」（スマートウェルネスシティ）とは、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちのことです。

本市の起伏に富み、景色の変化が楽しめる環境を活かし、地域で市民の皆さんが行っている様々な健康づくりの活動を応援する取り組みや、「歩くこと」、「外出すること」が楽しくなるような、自然環境と調和し、まちの中に交流が生まれる都市環境の整備を進めます。

また、安心して子育てできる多様な保育サービス、子どもたちの健やかな成長と「生きる力」を育む教育、高齢になっても、障害があっても、地域で暮らし続けることができる仕組みづくりなど、市民や地域、関係機関と連携、協働しながら、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、人と人との交流やつながりが強い地域ほど、健康な人が多いということが注目されてきています。このことは、社会や地域における人々の信頼関係や結びつき（「ソーシャル・キャピタル」）が、本市の目指す“健幸”なまちづくりにも、大きなカギとなることを示唆しています。市民のつながりを育み、地域で支え合う信頼のネットワークをつくり、だれもが生涯にわたり“健幸”に暮らせるまちづくりを進めます。

★★★こんな取り組みを行います！★★★

関連する主な政策分野

- 子ども・子育て支援新制度に基づく多様な保育サービスの提供
- 地域子育て支援拠点施設の機能強化
- 持続発展教育・ESD^{※1}（2050年の大人づくり）の推進
- 地域が主体的に行う健康づくりを支援
- 介護予防ボランティアポイント制度^{※2}の活用
- 多摩市版地域包括ケアシステムの検討
- （仮称）健幸都市条例（宣言）の検討

政策 A1

政策 A1

政策 A2

政策 B1

※1 持続発展教育・ESD：持続可能な社会の担い手に必要な知識・価値観・行動等を育成するための教育のことで、特に2つの視点が重要。一つは人格の発達や人間性の育成、もう一つは人・社会・自然という様々な他者との関係性を認識するとともに関わりとつながりを尊重できる人材の育成を目指している

※2 介護予防ボランティアポイント制度：平成26(2014)年12月から開始。高齢者のボランティア活動実績を「ポイント」として評価することで、介護予防を促進し、元気な高齢者が地域に貢献できるようにする制度

(2) 市民がデザインするまち・多摩の創造

「市民がデザインするまち・多摩」とは、市民の主体的・自主的な想いを活かし、力を合わせて、地域課題の解決に取り組みまちづくりをともに進めることを意味します。そのためには、市が定める最高規範である「多摩市自治基本条例」の前文にあるように、「市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわること」が重要です。

少子化・高齢化の急速な進展等により、子育て、介護、防犯・防災などの分野で、行政だけでは支えきれないさまざまな課題が生じています。また、行政サービスだけでは、多様化、複雑化する市民ニーズにきめ細やかに応えていくには不十分です。

多摩市自治基本条例の理念のもと、持続可能で質の高いまちづくりを進めていくためには、市民の意見が市の施策に的確に反映されるとともに、市民サービスの提供の場面においても、市民や地域の主体的な力で、あるいは、市民、地域、行政、NPO、関係機関、事業者など多様な主体が相互連携のもとに役割分担しながら進めていくことが重要です。このことにより、市民目線、利用者目線に立ったきめ細かいサービスの豊かな展開を図ることができます。

一方、地域では、コミュニティの希薄化や、公共的な活動を支える担い手不足などが深刻な課題となっています。行政には、これまでさまざまな担い手によって個別に進められてきた取り組みのネットワーク化や、まちづくり全体のコーディネート、担い手の拡大につながる取り組みなど、社会資源をつなげる役割や地域コミュニティの醸成を支える役割がますます求められています。

市民や地域、事業者では担うことができない分野、社会的に弱い立場の方を支えるセーフティネットとしての行政の役割はしっかりと維持しながら、市民への徹底した情報公開と、わかりやすく積極的な情報提供、丁寧な対話、協働を推し進め、多様な主体が支え合う持続可能で質の高いまちづくりに対する取り組みを市は積極的に支援し、市民主体のまちづくりの具体化に向け、引き続き取り組みを進めていきます。

★★★こんな取り組みを行います！★★★

関連する主な政策分野

○市民主体のまちづくりに向けた人材の発掘・養成

政策 A-F

○大学や企業との連携の推進

○市政情報の提供方法の改善、市民目線にたった情報発信の工夫など

政策 A-F

○援農ボランティア制度の構築

○地域防災力の強化

政策 A-F

(3) 発信！未来へつなぐまち・多摩

本市は、古くからの歴史を残し成熟した既存地域と多摩ニュータウン開発によって新たに生まれたニュータウン地域とが融合した、「なつかしくて、あたらしい」まちです。こうした特性を併せ持つまちの魅力をさらに高め、持続可能で未来につながるまちづくりを進めていきます。

市域の約 6 割を占める多摩ニュータウンは、初期入居から 40 年余が経過し、当時一斉に入居した子育て世代の高齢化や世代層の偏り、公共施設の更新時期を一斉に迎えることが差し迫った課題となっています。一方で、計画的に整備された水準の高い都市基盤、歩車道分離で緑豊かな「安全・安心」の都市環境、さらに、東日本大震災以降、地盤が強固である点にも注目が集まっており、これらは地域の資産、強みとして評価されるものです。課題解決に向けた取り組みを、新たなまちづくりのチャンスととらえ、未来につながる多摩ニュータウン再生に取り組みます。

また、企業誘致や創業支援等を通じた多機能都市の推進、都市基盤・公共施設の更新や庁舎のあり方の検討などに着実に取り組むとともに、聖蹟桜ヶ丘駅周辺の面的整備など、新たな多摩市の姿を全国に発信していきます。

さらに、本市は丘陵部に位置するため、道路等の高低差や階段が多いことから、高齢者などの生活に不便となっています。ミニバスをはじめ地域の公共交通の充実など、だれもが移動しやすいまちづくりを目指します。

環境に優しい再生可能エネルギーの普及、資源循環型社会の実現は、地球市民である私たちの責務です。「愛でるみどりから関わるみどりへ」を合言葉にした「みどりのルネッサンス」や、ごみの減量、食と農をつなげる地産地消の推進など、環境に配慮したまちづくりを市民協働で進めます。

また、観光、文化、スポーツ、商店街活性化などの取り組みを通じて、多摩市の魅力と活気を創出します。

こうした多摩市を元気にするさまざまな取り組みにより、安心して暮らせる豊かな地域社会の創造を市民とともに進め、「暮らし続けたい・暮らししてみたい多摩」を発信します。

★★★こんな取り組みを行います！★★★

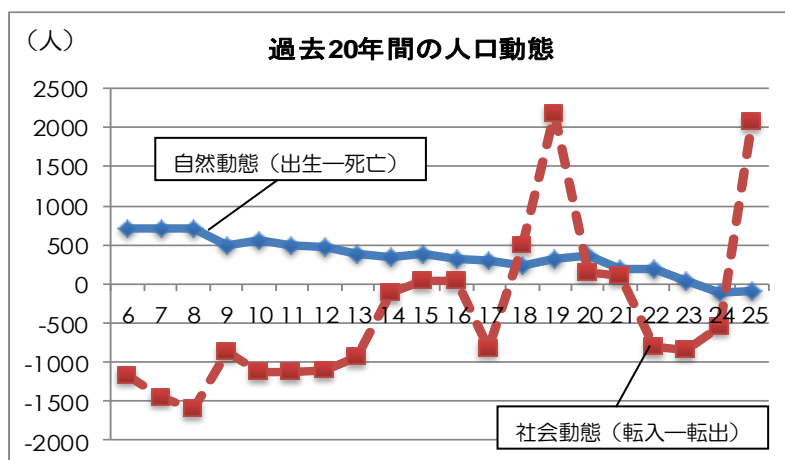
関連する主な政策分野

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ○2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、各種施策の推進 | 政策 C2、D1 |
| ○地域資源（キャラクターなど）を活用した新たなまちの魅力発信 | |
| ○観光によるまちづくりを進める新たな組織づくり | 政策 D1 |
| ○多摩ニュータウン再生の取り組み | |
| ○聖蹟桜ヶ丘駅周辺の面的整備 | 政策 D1 |
| ○都市基盤・公共施設の更新と庁舎のあり方の検討 | |
| ○市民協働による「みどりのルネッサンス」 | 政策 E2 |
| ○再生可能エネルギーの普及啓発 | |

3 計画期間中の想定人口※3

(1) 多摩市の人口動態について

日本の人口は、平成 17 年度に減少に転じ、その後一旦増加しましたが、平成 21 年度以降は再び減少となり、その減少数は年々多くなってきています。そして、今後もその傾向は続くことが予想されます。多摩市の過去 20 年間の人口動態を振り返ってみると、自然動態（出生及び死亡）は出生数の減少・死亡数の増加により平成 24 年にはマイナスになりました。また、社会動態（転入及び転出）については、平成 19・25 年付近は転入超過でしたが、それ以外の年は概ね転出超過の傾向にあります。平成 19・25 年の転入超過は、大規模集合住宅が竣工したことに起因するものと考えられます。これらのことから、今後の傾向としては、大規模集合住宅の竣工等に起因する人口の流入がなければ自然減・社会減から人口が減少していくことが考えられます。



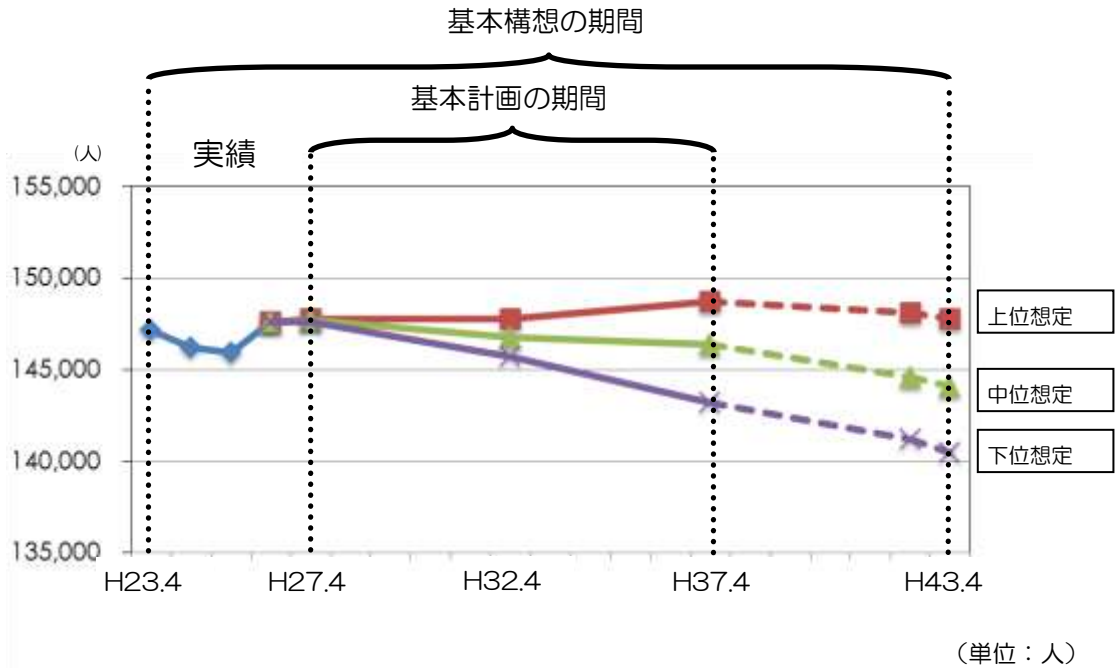
(2) 多摩市の人口動態について

計画期間中の想定人口は、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査結果を利用して行なった推計（平成 25（2013）年 3 月 日本の地域別将来推計人口）と平成 26（2014）年 4 月の住民基本台帳の人口データを基に算出しました。

国全体が人口減少時代へと突入したことから、多摩市も今後ゆるやかに人口減少に向かうものと考えられます。人口構成を見ると、平成 27（2015）年 4 月の高齢化率 25.4%が平成 37（2025）年 4 月には 30.1%と 5 ポイント近く上昇する一方、年少人口及び生産年齢人口は減少します。特に生産年齢人口の割合は約 4 ポイント低下し、1 人の高齢者を生産年齢人口 2.6 人で支えているという現状から、10 年後は 2.0 人で 1 人の高齢者を支える状況が予測されています。こうした現状の中、人口減少社会の到来を踏まえた今後のまちづくりを展望しつつ、本計画においては、年齢構成を意識し、まちの魅力を高める取り組みを進めることにより、基本構想期間中の人口総数の推移を、横ばいしないしは、微減に留めることを目指していきます。

※3 想定人口：本市における想定人口とは、今後行なっていく市の取り組みによる人口増を加味した、将来の目標人口のこと

図 総人口の推移



	H23.4	H27.4	H32.4	H37.4	H43.4
上位想定	147,171	147,800	147,800	148,700	147,800
中位想定	147,171	147,700	146,800	146,400	144,100
下位想定	147,171	147,600	145,700	143,200	140,500

中位想定における男女別・年代別人口、割合

男性

	H26.4	H27.4	H32.4	H37.4
0~14歳	9,213	9,200	8,700	8,200
15~64歳	47,051	46,600	44,400	43,900
65~74歳	10,105	10,100	9,600	8,100
75歳~	6,220	6,700	8,900	10,800
総数	72,589	72,600	71,600	71,000

女性

	H26.4	H27.4	H32.4	H37.4
0~14歳	8,801	8,700	8,300	7,800
15~64歳	46,358	45,800	43,200	42,500
65~74歳	11,367	11,400	11,200	9,600
75歳~	8,512	9,200	12,500	15,500
総数	75,038	75,100	75,200	75,400

合計

	H26.4	H27.4	H32.4	H37.4
0~14歳	18,014	17,900	17,000	16,000
15~64歳	93,409	92,400	87,600	86,400
65~74歳	21,472	21,500	20,800	17,700
75歳~	14,732	15,900	21,400	26,300
総数	147,627	147,700	146,800	146,400

男性

(単位：人)

	H26.4	H27.4	H32.4	H37.4
0~14歳	12.7%	12.7%	12.2%	11.5%
15~64歳	64.8%	64.2%	62.0%	61.8%
65~74歳	13.9%	13.9%	13.4%	11.4%
75歳~	8.6%	9.2%	12.4%	15.2%

女性

	H26.4	H27.4	H32.4	H37.4
0~14歳	11.7%	11.6%	11.0%	10.3%
15~64歳	61.8%	61.0%	57.4%	56.4%
65~74歳	15.1%	15.2%	14.9%	12.7%
75歳~	11.3%	12.3%	16.6%	20.6%

合計

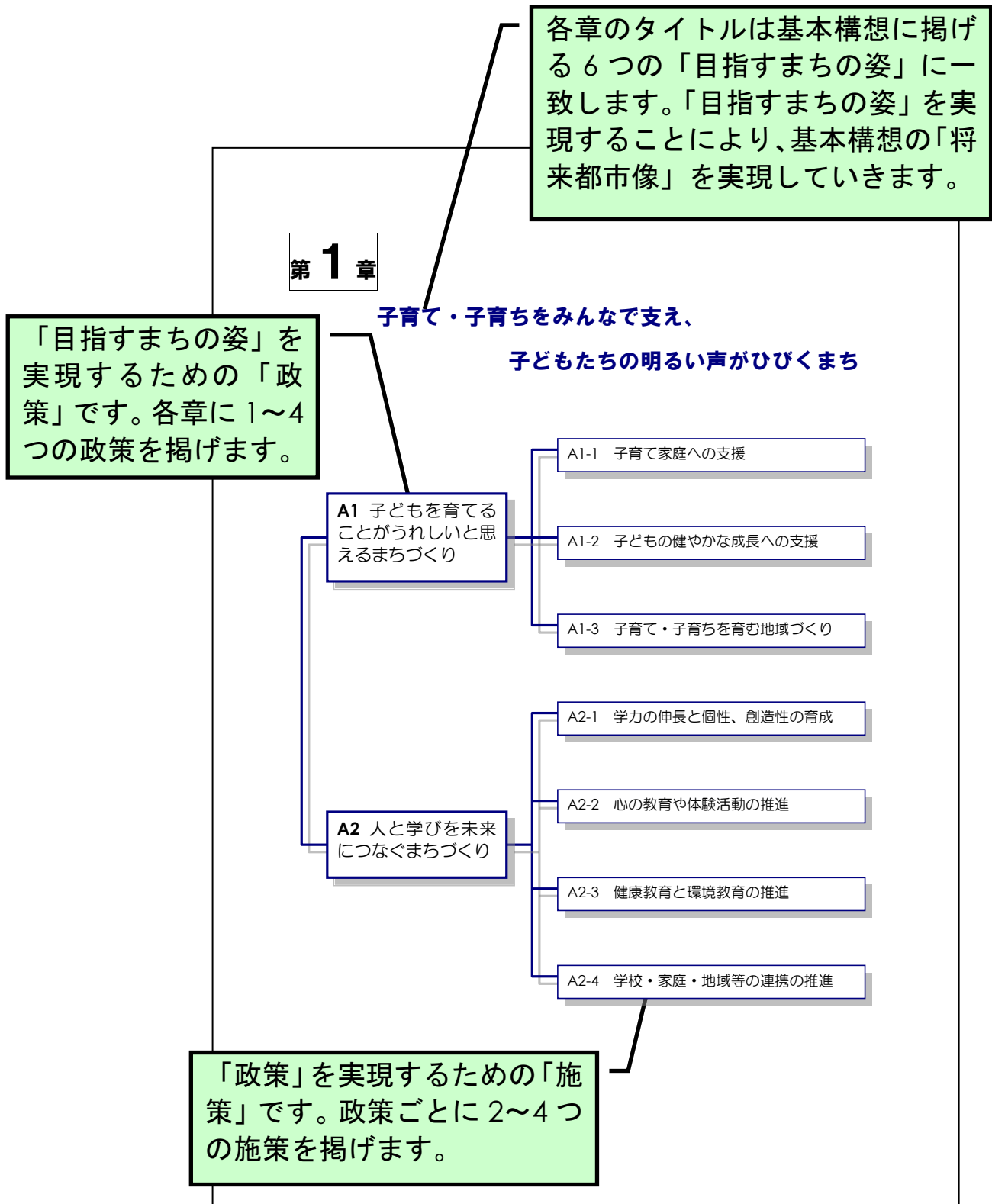
	H26.4	H27.4	H32.4	H37.4	
0~14歳	12.2%	12.1%	11.6%	10.9%	年少人口
15~64歳	63.3%	62.6%	59.7%	59.0%	生産年齢人口
65~74歳	14.5%	14.6%	14.2%	12.1%	老年人口
75歳~	10.0%	10.8%	14.6%	18.0%	
高齢化率	24.5%	25.3%	28.7%	30.1%	

※H26.4の値は、平成26(2014)年4月1日現在の住民基本台帳による

第2編 分野別計画

分野別計画の見方

体系についての見方



政策についての見方

「現状と課題」は、市のこれまでの取り組みや、政策を取り巻く環境についての「現状」、政策を実現するための主要な「課題」を記載します。

政策 A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

【現状と課題】

子育てに関する……………

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 保育園の●●●●と◆◆◆◆の充実(⇒A1-1-4)
・3歳未満児を中心とする……………
- ② 子どもの●●●●(⇒A1-2-2)
・子どもの居場所づくりを……………
- ③ ●●●●の増
・従来の子ども……………
- ④ 子どもや子育て支援の推進
・地域における……………
- ⑤ ●●●●の推進
・児童虐待の防止……………
- ⑥ ●●●●への対応
・新しい制度の導入……………

「現状と課題」を受け、課題解決に向けた基本計画改定までの4年間の取り組みについて記載します。「主な施策の方向性」が10年間の方向性を示すのに対し、4年間で重点的に取り組む具体的事項を示します。どの「主な施策の方向性」に対応するのかがわかるように、「⇒A1-1-1」のように対応する「主な施策の方向性」のコード番号を記載しています。また、対応する施策や施策の方向性が無い場合は、関連する施策の番号などを表記しているところもあります。

施策についての見方

施策の目的（何のためにやるか）と、目的が達成されたときの「まちの姿」を記載します。

施策 A1-1 子育て家庭への支援

1 施策の目指す姿

親が親として成長し、.....
.....

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①多摩市は●●●●と答える子育て期の市民の割合	◆◆%	◆◆%	◆◆%
②●●●●事業への参加者数	◆◆◆◆人	◆◆◆◆人	◆◆◆◆人
③●●●率	◆◆%	◆◆%	◆◆%

【出典： ①市政世論調査、②▼▼▼▼課、③■●●●課】

「施策の目指す姿」の実現に向けた取り組みを行うことにより得られる成果を数値で表すことにより、毎年度の達成状況を分かりやすく表します。
また、目標値を設定し、事業の重点化・縮減や優先順位などを検討する上での判断材料とすることで、施策の目指す姿の達成に向けた進行管理を行います。
なお、現状値は、原則として平成 25 年度の数値を用います。

政策の「現状と課題」を踏まえ、「課題解決」＝「施策の目指す姿の実現」に向けた今後 10 年間の取り組みの方向性を記入します。

「今後 4 年間の重点的な取り組み」との対応関係を表すため、「⇒重点 5」のように対応する番号を記載しています。

また、2つの施策にまたがる取り組みや、関連のある施策の方向性などがある場合には「⇒関連 A1-1-1」や「⇒再掲 B1-1-1」のように表記をしています。

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

- A1-1-1 ●●●●●●●の充実
・様々な悩みや問題を抱えている親に対し、……………。
- A1-1-2 ●●●●●●●の支援(⇒重点 5)
・多様な生活様式や働き方に対応し、……………。
- A1-1-3 ●●●●●●●への支援
・社会的・経済的・精神的に不安定な……………。
- A1-1-4 ●●●●●●●の両立支援(⇒重点 1)
・家庭生活における活動と……………。
- A1-1-5 ●●●●●●●の仕組みづくり(⇒重点 6)
・基礎自治体として、安心して子育てが出来る……………。

4 施策の実現に向けて市民は……

- ・家庭では……………。
- ・乳幼児健診や予防接種などを通じて、……………。
- ・近所で声をかけ合い、……………。
- ・事業者は子育てのしやすい……………。

5 関連する主な計画

- ◆子育て・子育て・こども

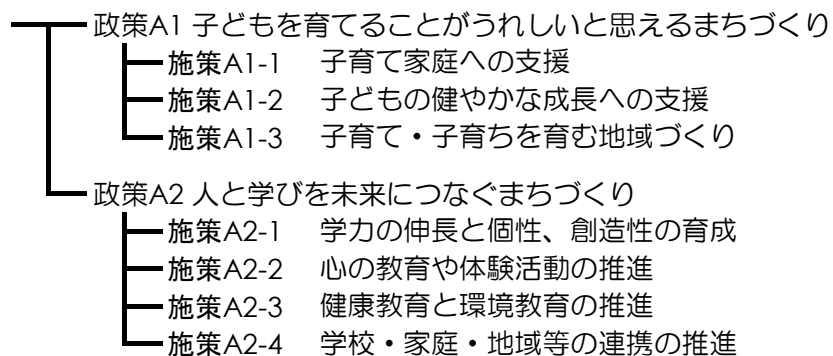
施策の実現に向けた市民の取り組みを例示として示します。

ここでいう「市民」は、個人としての市民だけではなく、「家庭」、「地域」、「事業者」など多摩市自治基本条例上に定義されている幅広い意味での市民を指します。

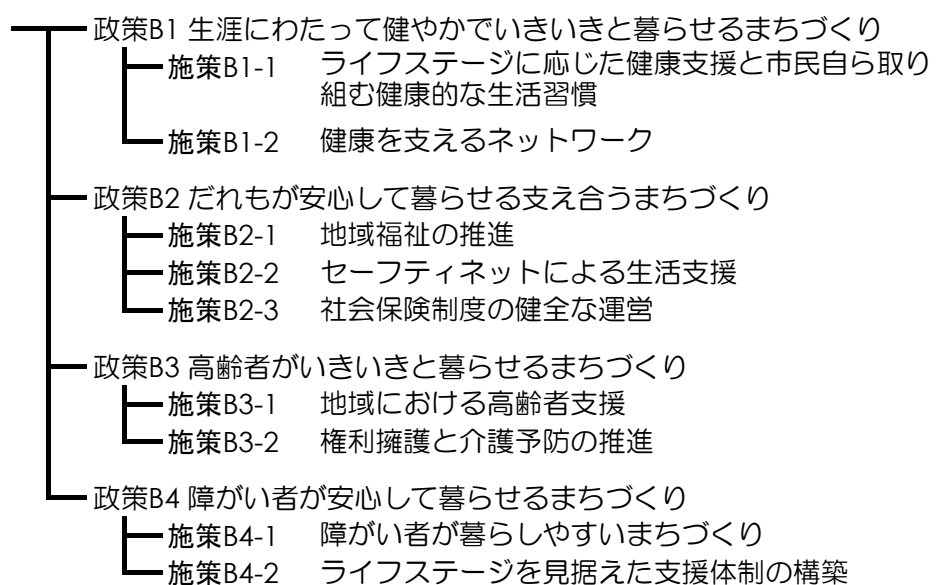
記載にあたっては、市民アンケート・団体アンケートの結果や、市民ワークショップから出された意見、現在既に行われている取り組みなどから、代表的な取り組みを抜粋しています。

基本計画の目標体系

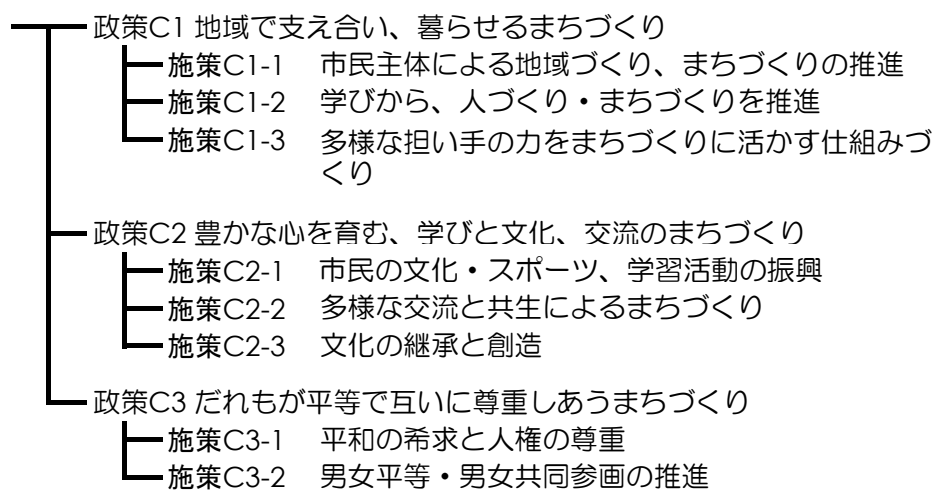
【目指すまちの姿1】
子育て・子育てをみんな
で支え、子どもたちの明
るい声がひびくまち



【目指すまちの姿2】
みんなが明るく、安心して、
いきいきと暮らして
いるまち



【目指すまちの姿3】
みんなで楽しみながら地
域づくりを進めるまち



【目指すまちの姿4】
働き、学び、遊び みんな
なが活気と魅力を感じる
まち

- 政策D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり
 - 施策D1-1 商工業の振興による地域経済の活性化の推進
 - 施策D1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
 - 施策D1-3 都市農業の振興による農からのまちづくりの推進

【目指すまちの姿5】
いつまでもみんなが住み
続けられる安全で快適な
まち

- 政策E1 安全・安心のまちづくり
 - 施策E1-1 減災・防災のまちづくり
 - 施策E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進
 - 施策E1-3 交通安全の推進
- 政策E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり
 - 施策E2-1 充実した都市機能の維持・更新
 - 施策E2-2 安全でゆとりある道路網の整備
 - 施策E2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築
 - 施策E2-4 良質な住環境の確保の推進

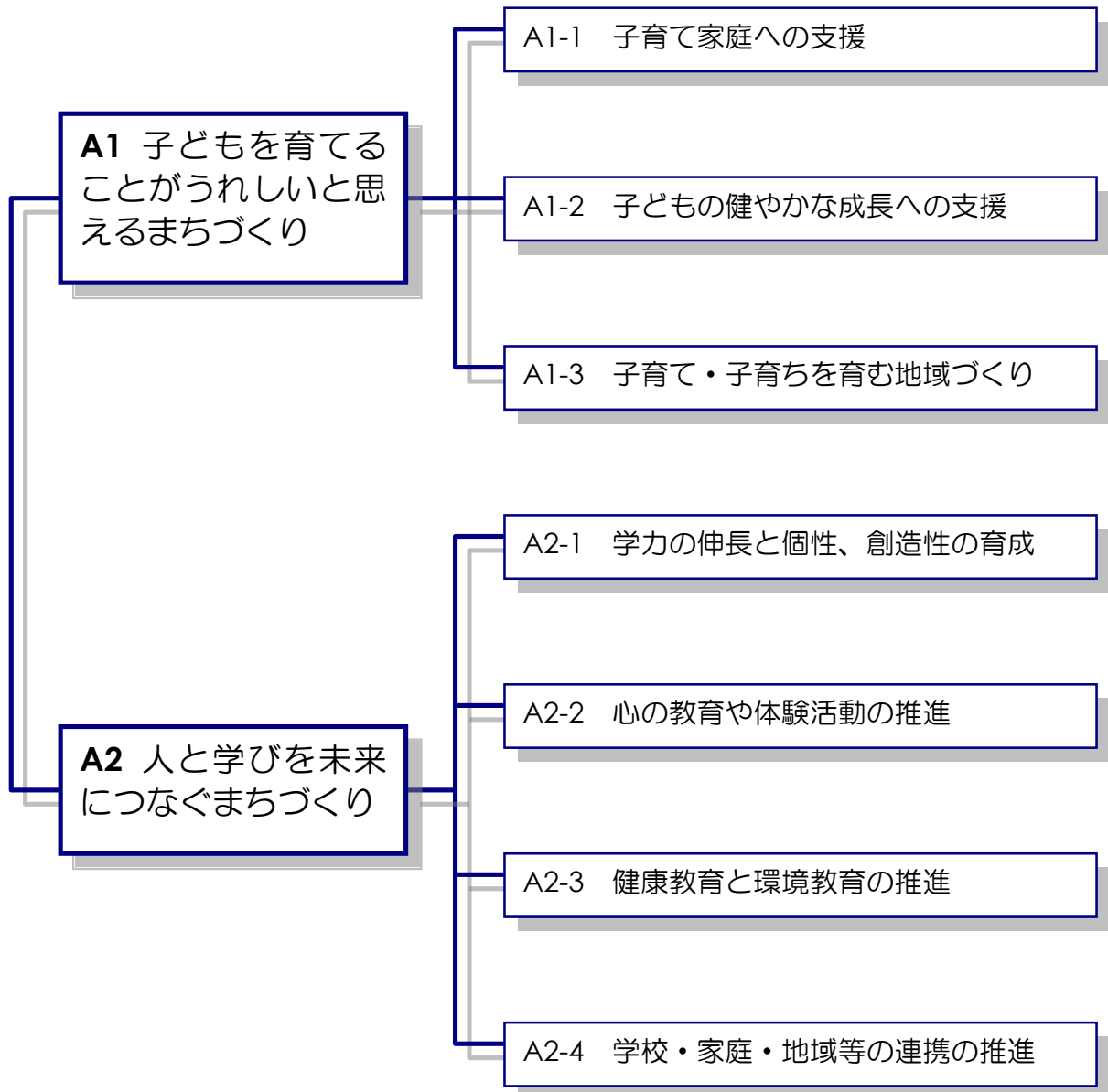
【目指すまちの姿6】
人・自然・地球 みんな
で環境を大切にするまち

- 政策F1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり
 - 施策F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出
 - 施策F1-2 低炭素・省エネルギー社会の構築
 - 施策F1-3 ごみの少ないまちづくり
 - 施策F1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

第 1 章

子育て・子育てをみんなで支え、

子どもたちの明るい声がひびくまち



政策 A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

【現状と課題】

これまで、次世代育成支援対策推進法に規定される「市町村行動計画」である、「多摩市子育て・子育て・こどもプラン（後期）」の基本理念に基づき、様々な子育て支援施策に取り組んできました。特に、保育所の待機児対策では、平成 22(2010)年度からの 4 年間で 468 人の定員拡大を行いました。

しかし、共働き家庭は増加し続けているとともに、女性の活力による経済活性化の視点から、仕事と子育ての両立の実現に向けた環境整備が求められており、依然として保育所の待機児対策が都市部における喫緊の課題となっています。

また、地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育てに対する孤独感や負担感を感じるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。平成 25(2013)年 11 月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果では、子育てに関する悩みや不安の相談相手が身近にいないと回答する保護者の割合が増加し、在宅育児世帯の孤立化が顕著になっています。

平成 27 年(2015)4 月から本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」では、地域及び社会全体で「子どもの最善の利益」を目指しています。「妊娠期から始まる子育て支援」、「待機児ゼロと質の高い教育・保育の提供」、「地域単位での子ども・子育て支援の充実」、そして「就学へのスムーズな接続期の支援」など、妊娠から 18 歳までの切れ目のない多様な子育て・子育て支援施策を着実に推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に取り組む必要があります。

今後 4 年間の重点的な取り組み

① 保育所の待機児対策と学童クラブの充実 (⇒A1-1-4、A1-1-5)

- 子ども・子育て支援新制度に基づき、認可保育所及び幼稚園の認定こども園への移行をはじめ、病児・病後児保育など多様な保育サービスの基盤整備を進めます
- 特に 3 歳未満児に集中している待機児に対応するために、認可保育所における国の最低基準を超えている多摩市の基準を満たし保育の質を維持した中での定員枠の拡大、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育および事業所内保育）の活用、保育短時間利用者向けの多様なサービス（一時保育事業の定期利用等）を提供します
- 学童クラブについては、子ども・子育て支援新制度において国が規定する「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、エリア単位での規模の適正化を図るとともに、引き続き育成環境の向上に取り組みます

② 子どもの居場所づくり (⇒A1-2-2)

- 厚生労働省・文部科学省の「放課後子ども総合プラン」に基づき、次代を担う人材の育成の観点から、共働き家庭等の児童のみならず、全ての子どもが放課後等における多様な体験や活動を行うことができるよう、「放課後子ども教室事業」の拡大を図ります。また、学童クラブを小学校敷地内に整備することにより、放課後子ども教室と学童クラブの連携を強めます。あわせて、青少年問題協議会（青少協）地区委員会行事の情報提供を行います

③ 地域子育て支援拠点施設^{※1}の機能強化 (⇒A1-1-1、A1-1-2、A1-2-2)

- 従来の子どもの対象にした事業に加え、「多摩市子ども・子育て支援事業計画」に基づく「子育てひろば事業」の充実を図ります。また、旧来の「児童館」を「地域子育て支援拠点施設」に再編し、さらに利用者支援専門職員（(仮称)子育てマネージャー）を配置することで、妊娠から 18 歳までの切れ目のない子育て支援を推進するために施設機能の拡大を図ります

④ 児童虐待防止の取り組み体制の維持・強化 (⇒A1-1-2、A1-2-1)

- 児童虐待の防止を図るため、妊娠期からの早期支援や、個別ケースへのきめ細やかな対応、関係機関との情報共有と適切な役割分担による見守り活動等を展開します

※1 地域子育て支援拠点施設：子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場

施策 A1-1 子育て家庭への支援

1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、子どもの最善に配慮した多様な働き方やライフスタイルが尊重され、子育ての喜びが感じられるよう、多様なサービス基盤のもとに社会的な支援が展開されています

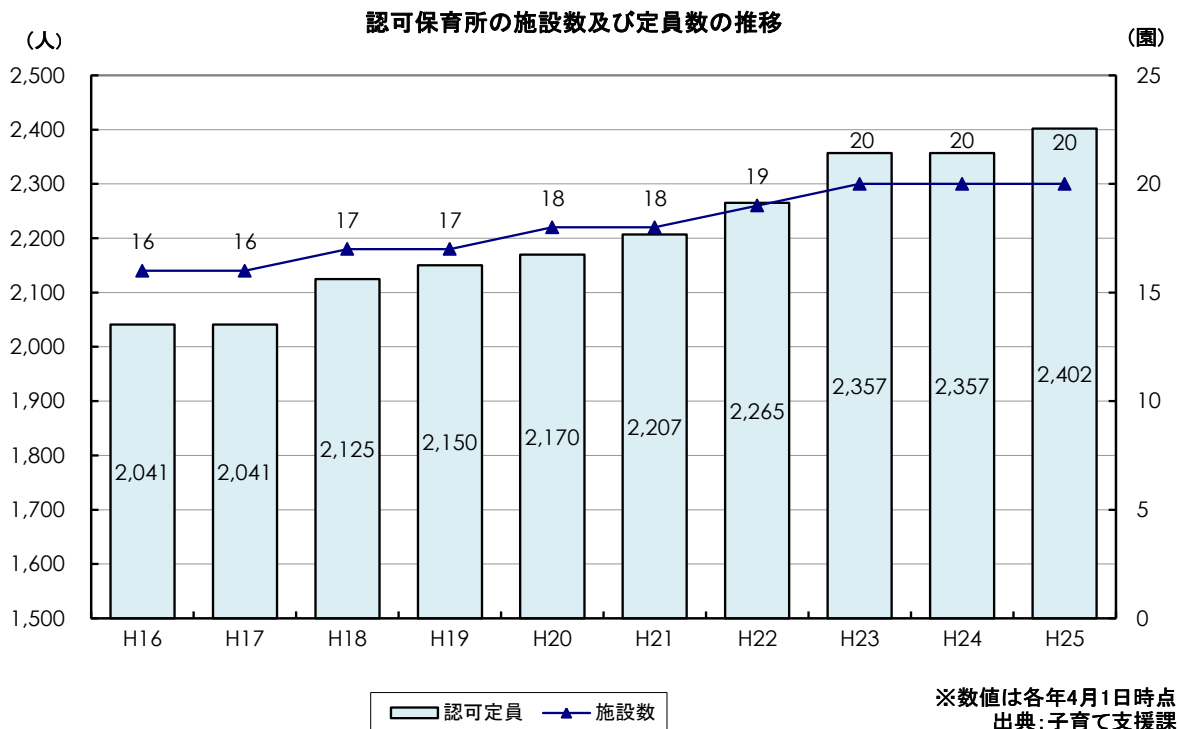
2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①多摩市は「子育てがしやすい」と答える子育て期*の市民の割合	67.7%	75.0%	85.0%
②子育てひろば事業*への参加者数	36,101 人	50,000 人	80,000 人
③保育所待機児数の待機率 (待機児数/認可定員)	3.1%	0%に近づける	0%

【出典：①市政世論調査 ②子育て総合センター・児童青少年課 ③子育て支援課】

※①の子育て期とは、0歳から18歳までの子どもを育てる期間のこと

※②の子育てひろば事業とは、子育て総合センター及び保育所のひろばや、児童館（地域子育て支援拠点施設）の幼児の時間等、子育て中の親子の交流や育児相談の場を提供する事業のこと



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

A1-1-1 保護者に対する相談・情報提供、学びの機会の充実（⇒重点3、関連 B1-1-3）

- 様々な悩みや問題を抱えている親に対し、子育て総合センター※1、地域子育て支援拠点施設、認定こども園、保育所、幼稚園、健康センターなどで、親の安心感を醸成できるよう、適切な情報提供や相談ができる体制を維持します。周囲の人々の力を借りながら、子育てに自分らしさを見出し、自信がもてるように、親同士がともに学び、育み合う機会の充実を図ります

A1-1-2 子育て家庭へのきめ細やかな支援（⇒重点3、重点4、関連 A2-2-2、B1-1-3）

- 多様な生活様式や働き方に対応し、様々な生活様式の人が安心して子どもを産み育てることができるよう、健康、福祉および教育の各領域できめ細やかな支援を行います。
- 児童虐待の防止を図るため、児童相談所と子育て総合センターが車の両輪となり、子ども家庭支援ネットワーク連絡会※2を活用し、教育機関や健康センターをはじめとした関係機関との情報共有と適切な役割分担による見守り活動、相談援助活動等を展開します

A1-1-3 ひとり親家庭への支援

- 社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭に対し、相談や就労支援など、多角的な支援体制の整備を図ります

A1-1-4 就労と子育ての両立支援（⇒重点1）

- 親となる心構えの準備をしながら安全安心に妊娠期を送り出産を迎えることができるよう、母子手帳交付から始まる子育て支援や、就労・復職に向けた保育所等の待機児の解消、病児・病後児保育事業、地域単位での子ども・子育て支援の充実などの取り組みにより、安心して子育てができる環境の整備を図ります

A1-1-5 子ども・子育て支援新制度による子育て支援の推進（⇒重点1）

- 安心して子育てができる環境整備を進めるために、「認定こども園の普及」など質の高い教育・保育を総合的に提供するとともに、きめ細やかな地域子育て支援事業を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭では各種制度等の情報収集と活用に努めます
- 乳幼児健診や予防接種などを通じて、適切に子どもの発育・発達や感染症予防に関わり、食育等子どもの健康づくりに積極的に取り組みます
- 地域のひろば事業に足を運び、友達や仲間づくりをします
- 事業者は子育てしやすい就業の仕組みをつくります



【たまごひろばの様子】

5 関連する主な計画

◆多摩市子ども・子育て支援事業計画

- ※1 子育て総合センター：子どもと家庭に関する総合相談を行う「子ども家庭支援センター事業」や「子育てひろば事業」、「リフレッシュ時保育事業」など、総合的な子育て支援を行う施設
- ※2 子ども家庭支援ネットワーク連絡会：児童福祉法に規定される「要保護児童対策地域協議会」。特に支援を必要とする子どもと家庭の適切な保護を図るための情報交換や、要保護児童等の支援に関する協議を行う

施策 A1-2 子どもの健やかな成長への支援

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
① 高校生までの人口に占める児童館 (地域子育て支援基点施設) 登録 児童数の割合	53.0%	60.0%	70.0%
② 青少協地区委員会活動への青少年 参加者数	20,404 人	20,700 人	21,000 人
③ 夏休みボランティア体験者数	242 人	270 人	300 人

【出典：①・②児童青少年課 ③多摩市社会福祉協議会】



【子どもみこし】



【春休み子どもフェスティバル】



【多摩ヒルズキャンプ】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

A1-2-1 子どもの人権の尊重（⇒重点4）

- 誰もが、子どもを一人の人として尊重し、のびのびとした子どもの成長を支援できるように、子どもの人権を守るための体制を整備し、児童虐待防止を進めるとともに、保育所などの子どもに関係する機関の職員の人材育成や市民の啓発をします。また、障がいのある子ども（またはその可能性のある子ども）の自尊心や主体性を育てながら、発達上の課題を解決していきけるような支援体制の充実を図ります

A1-2-2 子どもと親子の居場所づくり（⇒重点2、重点3）

- 子どもたちが主体的に参加でき、のびのびと安全に過ごすことができるよう、地域子育て支援拠点施設等における小学生対象の取り組みに加えて、中学生以上の世代を視野に入れた講座や各種活動を推進します。あわせて、青少年のサークル活動への支援や相互交流の促進を図り、子どもが主体的に使用でき、安心して過ごせる場所を充実させます。また、子育てひろば事業の充実により、在宅で育児する世帯の孤立化を防ぎ、子育て世帯に寄り添った利用者支援や子育て情報の提供を積極的に進めます

A1-2-3 体験・社会参加の充実

- 地域行事等を通じた異世代交流や、年齢の異なる子ども同士の触れ合いなど、多様な人間関係を育む取り組みを推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 子どもを一人の人として尊重します
- 地域では、子どもたちの見守り活動をします
- 家庭では、子どもの地域行事への参加を勧めます
- さまざまな地域行事を実施し、子どもの居場所をつくります
- 高校生、大学生は遊びのリーダー役を担います
- 事業者は、子どもの健全な育成環境に配慮した事業活動を行います



【どんど焼】



【家庭教育講座「ウィンナーの飾り切り」】

5 関連する主な計画

- ◆多摩市子ども・子育て支援事業計画

施策 A1-3 子育て・子育てを育む地域づくり

1 施策の目指す姿

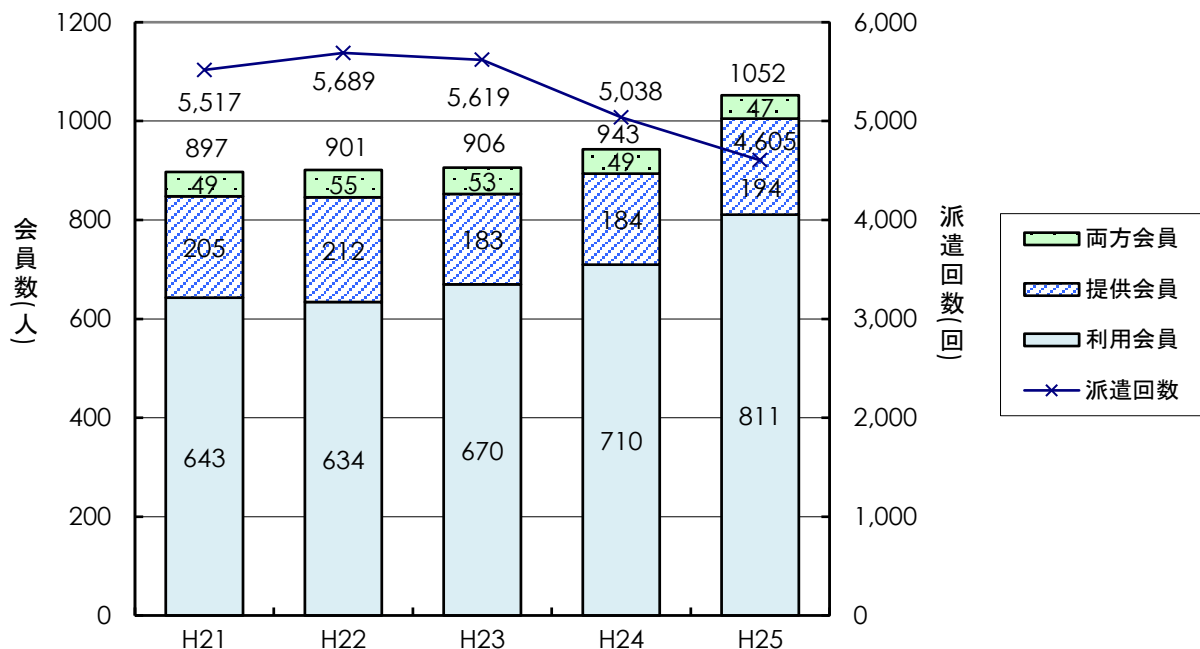
豊かな子育て・子育てを実現するため、地域のみんが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民相互の支え合いが展開されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①子どもの安全を見守る地域の大人の数	5,460 人	6,000 人	6,500 人
②ファミリー・サポート・センターの会員数	1,052 人	1,200 人	1,500 人
③学校で子どもを対象とした活動に参加する大人の数	4,480 人	5,000 人	5,500 人

【出典：①児童青少年課・防災安全課 ②子育て総合センター ③児童青少年課・教育指導課】

ファミリー・サポート・センターの会員数及び派遣回数推移



出典：子育て総合センター

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

A1-3-1 地域コミュニティによる子育て支援の充実

- 子育てや子どもの存在が地域社会で理解され、あたたかな見守りが促されるよう、ファミリー・サポート・センター事業の拡大や児童館を核にした地域のネットワークを構築し、地域社会全体で子育てを支援する環境整備を図ります

A1-3-2 子育て・子育てを支えるネットワークづくり

- さまざまな場面で、子どもや子育てに関わる各団体の連携を推進し、適切な役割分担のもと、知恵を出し合い、解決する過程を共有します。そのことによって、子育て・子育ての支援をともに担い合い、拡充させていくネットワークを発展させます

A1-3-3 人材育成の推進

- 子どもが豊かな人間関係を形成し、成長する上で周囲の大人は重要な役割を担っています。地域で子どもを見守る立場の人から専門的な立場で活動する人まで、それぞれの活動のステージに応じた人材育成を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 子育て子育てがしやすい地域環境にするため地域活動に参加し、ネットワークをつくります
- 子育てした経験を子育て支援に活かします
- 事業者は、地域の子育て支援活動に協力します



【青少協地区委員会によるあいさつ運動】



【青少協による青少年対策協力者等の表彰】

5 関連する主な計画

- ◆多摩市子ども・子育て支援事業計画

政策 A2 人と学びを未来につなぐまちづくり

【現状と課題】

少子化、高齢化、国際化、情報化等が進み、また、環境教育や食育の重要性が高まるなど子どもたちや教育を取り巻く環境は急激に変化しています。このような中で、未来を担う子どもたちが、健康で幸せな生活を送るためには、地球的な視野で身近な暮らしを整え、地域づくりに参加し様々な人と協働する等、「持続可能な社会の担い手」として行動することが強く期待されています。そのため、時代の変化に柔軟に対応しつつ、学校・家庭・地域の教育力を高めながら、子どもたちの健やかな成長と「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成が求められています。

今、多摩市の子どもたちは、学力に関しては全国平均を上回っており、概ね良好な状況にありますが、今後も習得・活用・探究を重視した学習指導の充実が必要です。また、体力面では全国平均を下回る種目があり、今後の体力向上が課題です。東京オリンピック・パラリンピックも視野にいれ、適時にスポーツの機運や体力の向上を進めていく必要があります。更に、全国的に問題になっているいわゆる「小1問題^{※1}」、「中1ギャップ^{※2}」への対応、不登校やいじめの問題、また、対象者の増加が予想される特別支援教育等、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を充実していく必要があります。一方、学校施設に関しては、ニュータウン開発に伴い学校の開設時期が重なるという特殊事情もあり、多くの学校で老朽化が進んでいます。国の学級編制基準や市内児童・生徒数の動向等も踏まえ、計画的に改修や改築を行っていく必要があります。

「2050年の大人づくり」を目標に、こうした多くの課題に対応するためにも、地域全体で子どもたちを育て、支えていく必要があります。既に市内の学校が、教育連携コーディネーター^{※3}を配置した地域教育力支援事業（多摩市版学校支援地域本部）を立ち上げ、地域の方々や大学・企業等と連携を図り協働しながら教育活動を展開しています。今後は、更に開かれた学校を目指し、地域全体で学校を支える仕組みづくりを進め、学校と地域の活性化につなげていく必要があります。

※1 **小1問題**：小学校第1学年の児童が、話を聞けない、授業中に座ってられない、集団行動を取れないなどの状態になり、こうした状態が数か月にわたって継続すること

※2 **中1ギャップ**：中学校第1学年の生徒が、中学校入学後の環境の変化によって、学習、友人関係、生活などに関する不安やストレスをもつ状態のこと。不安やストレス等が、不登校やいじめなどの問題行動として表出する場合もある

※3 **教育連携コーディネーター**：学校、家庭、地域住民等が相互に連携協力して行う教育活動を、効果的かつ継続的に支援する事業（教育連携支援事業）において、連絡、調整等を総合的に行う者

今後4年間の重点的な取り組み

① 持続発展教育・ESDの推進（⇒A2-1-2）

- 未来の社会の在り方を見据え、持続可能な社会の担い手を育成するために、学校が様々な地域の教育力とつながりながら、問題解決的な学習である持続発展教育・ESDを推進します

② 地域教育力支援事業の拡充（⇒A2-4-2）

- 子どもたちの「生きる力」の向上を図るために、地域、学校及び家庭が協働し、一体となった取り組みを進め、地域の活性化にも寄与します。地域と連携した新たな仕組みを創造し、多摩市の特色ある教育を推進します

③ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援（⇒A2-4-3）

- 「小1問題」、「中1ギャップ」への対応、不登校やいじめの問題、また対象者の増加が予想される特別支援教育等に対応するため、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた相談、支援、指導体制の充実と就学前からの対応や関係機関との情報共有・連携を図ります

④ 安全で環境に配慮した教育施設の整備（⇒A2-3-3）

- 子どもたちの安全を確保し、良好な学習環境を整備するために、地域の開発動向に対応した通学区域の見直しや、環境に配慮しつつ学校施設の計画的な改築や改修を進めます

施策 A2-1 学力の伸長と個性、創造性の育成

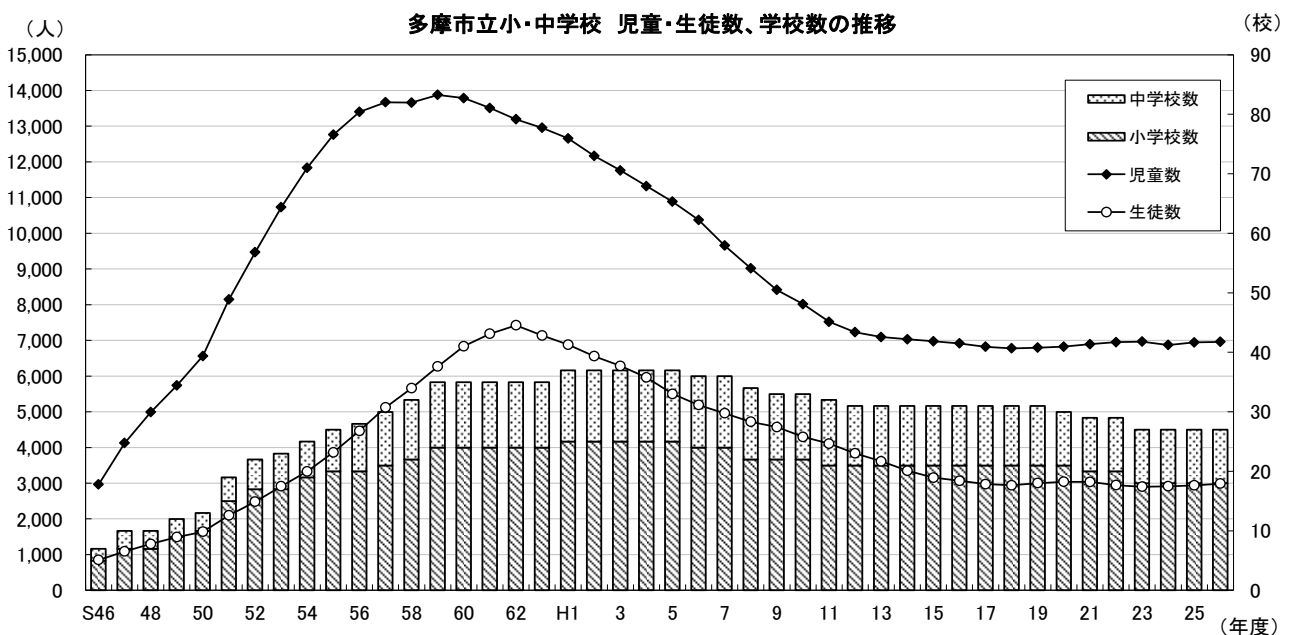
1 施策の目指す姿

多摩市の全ての児童・生徒が、自立して社会で生き、持続可能な社会を担っていくために必要な基礎・基本を身につけています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①学んだことを日常生活に「生かしている」「どちらかといえば生かしている」と回答している割合 (全国平均を 100 としたもの)			
・算数 (小 6)	81.0	100	100 超
・数学 (中 3)	83.2	100	100 超
②教員の ICT 活用指導力アンケートにおける「わりにできる」+「ややできる」の割合 (全項目平均)			
・小学校	74.0%	90.0%	100%
・中学校	74.9%	90.0%	100%

【出典：①全国学力・学習状況調査（文部科学省） ②多摩市教育委員会調査】



※各年度5月1日時点
出典:学校支援課

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

A2-1-1 習得・活用・探究を重視した学習指導の充実

- 学習指導要領の趣旨に則り、全児童・生徒に対し、確かな学力の定着を促す学習指導を展開します
- ピアティーチャー^{※1} や近隣大学のスクールインターン^{※2} 等による学校への人的支援や、小・中学校教員の指導法などの研修を充実させます

A2-1-2 持続発展教育・ESD^{※3}の推進（⇒重点1）

- 地域、大学、NPO、企業等との連携を強めながら、国際理解教育、環境教育、食育、キャリア教育等と関連付け、持続可能な社会の担い手を育てる教育を、全小・中学校で総合的に展開します
- 持続発展教育・ESD の推進拠点であるユネスコ・スクール^{※4}へ全小・中学校が加盟した強みを発揮し、地域や学校の特色を生かした取り組みを進めます

A2-1-3 情報教育の推進と環境整備

- ICT 機器を効果的に活用し、児童・生徒の生きる力を醸成するための楽しくわかりやすい授業の提供やグローバルな人材育成のため、タブレット型端末や Web 会議システムを利用した海外の学校との交流等の学習活動を推進します
- 校務支援システム^{※5} を活用し、教職員の校務・教務負担の軽減、個人情報管理の徹底を図ります
- 学校図書館と市立図書館との連携・協力体制を更に強め、学校図書館司書を活用し、子どもの読書環境の向上を図るとともに、発達段階に応じた情報活用能力の開発と向上に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭は、子どもが学校で力を十分に発揮できるように、基本的な生活習慣の確立に努めます
- 家庭は、学校の方針を理解し、保護者のできることについては積極的に協力します
- 地域、大学、NPO および事業者等は、児童・生徒の健全育成のために、地域人材の経験や技術などを積極的に提供します
- 地域、大学、NPO および事業者等は、農業体験や外国人との交流など、子どもの体験学習の機会を提供します

5 関連する主な計画

◆ 多摩市教育振興プラン ◆ 多摩市子どもの読書活動推進計画

- ※1 **ピアティーチャー**：子どもたちの学習支援や特別支援教育等に従事する教育活動指導職員^{※2}の愛称。ピア (peer) は「仲間」の意味
- ※2 **スクールインターン**：市と教育活動の実習に関する協定を締結した大学の学生が、市立小・中学校において実施する教育活動の実習
- ※3 **持続発展教育・ESD**：持続可能な社会の担い手に必要な知識・価値観・行動等を育成するための教育のことで、特に2つの視点が重要。一つは人格の発達や人間性の育成、もう一つは人・社会・自然という様ざまな他者との関係性を認識するとともに、関わりとつながりを尊重できる人材の育成を目指す
- ※4 **ユネスコ・スクール**：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。現在、国内で675校が加盟（平成26(2014)年2月現在）
- ※5 **校務支援システム**：学校の教員が通知表や指導要録、教材作成などの校務や教務で使用しているシステム

施策 A2-2 心の教育や体験活動の推進

1 施策の目指す姿

多摩市のすべての児童・生徒が、人と協調しつつ社会生活を送るために必要な、柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし人権を尊重する心を育てています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①全国学力・学習状況調査において、「いじめはいけない」と回答している割合			
・小 6 参考値 (全国)	78.0% (79.9%)	100%	100%
・中 3 参考値 (全国)	66.8% (71.4%)	100%	100%
②不登校児童・生徒出現率			
・小学校 参考値 (全国)	0.74% (0.4%)	0.35%	0.20%
・中学校 参考値 (全国)	2.55% (2.7%)	2.30%	2.10%
③不登校児童・生徒のうち、学校の教員以外の支援*がある児童・生徒の割合			
・小学校	26.9%	100%	100%
・中学校	34.6%	100%	100%

【出典：①全国学力・学習状況調査（文部科学省） ②学校基本調査（文部科学省） ③多摩市教育委員会調査】
*教育センター、子育て総合センター、児童相談所等の機関、団体からの支援



Web 会議システムを使った授業の様子

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

A2-2-1 人権教育の充実と体験活動の推進

- 学校の教育活動の全体を通して、人権の価値や重要性を理解し、自他の人権を擁護しようとする意識や態度を育成します
- 学校外の人材の活用や市内企業等の協力に基づく職場体験の促進など、児童・生徒の体験活動の機会を充実させ、社会性を育むとともに、望ましい勤労観や職業観を育成します

A2-2-2 道徳性・社会性の育成を重視した教育の充実と家庭教育の支援

- 地域活動を通して、大人と子どもの交流する環境づくりを推進し、子どもたちの道徳性や社会性を育成します
- 子育てに関する家庭の心理的負担や不安を軽減するため、関係機関との連携を図ります。また、子どもたちの健やかな成長を支えることができるよう、情報提供や情報発信を行うとともに、保護者向けの講座の開催や PTA や教育委員会との懇談等の家庭教育支援事業を実施します。あわせて、虐待防止等のための連携強化を図ります(⇒関連 A1-1-2)

A2-2-3 教育相談の充実

- いじめや不登校等の解消のため、校内組織や学校配置のスクールカウンセラー※¹の活用に加え、子育て総合センター等と連携し、多摩市立教育センター※²の相談員やスクールソーシャルワーカー※³との連携を図り、教育相談を充実します
- 「就学支援シート※⁴」や「かがやきブック※⁵」を活用し、就学児の学校生活への円滑な適応を図り、「小1問題」の解決に当たるなどして、望ましい人間関係づくりに取り組みます
- 特別支援教育マネジメントチーム※⁶と発達支援室※⁷が医療機関等との連携を深め、就学、転学、通級相談など、乳幼児期からの一貫した支援を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭は、子どもの生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達に努めます
- 地域は、親が子育てに喜びと充実感を得られるように、親と子がともに学び合い育ち合うことができる機会づくりに努めます
- 市民による野外活動や文化教育的な活動を通じて、子育てを見守り支え合うことができるようにします

5 関連する主な計画

◆多摩市教育振興プラン

- ※1 スクールカウンセラー：児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助などを職務とする専門職。東京都教育委員会が、平成 25(2013)年度から全小・中学校に配置
- ※2 多摩市立教育センター：学校教育の充実と振興を図るために設置した施設。施設内には、特別支援教育マネジメントチーム、教育相談室、ゆうかり教室、経営研究室等がある
- ※3 スクールソーシャルワーカー：社会福祉等の専門知識や技術と、学校、家庭、関係機関等とのネットワークを活かして、問題を抱える児童・生徒に支援する者。平成 20(2008)年度から配置
- ※4 就学支援シート：就学の決定後に、幼稚園・保育所、療育機関等での様子を小学校や特別支援学校小学部に、または、小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に引き継ぐために作成するもの
- ※5 かがやきブック：「小1問題」を未然に防ぐために、小学校1年生に配付している冊子。学校生活を送るための基本的なルールや望ましい友達関係をつくるために知っておくべきことが、分かりやすい言葉で書かれている
- ※6 特別支援教育マネジメントチーム：多摩市の特別支援教育の推進の中核を担っている組織。市内小・中学校の就学相談、継続相談、転学相談、通級相談及び専門家チームによる巡回相談等の業務を行う
- ※7 発達支援室：発達障がい児（者）・発達に関する総合相談窓口として、支援が必要な児童の早期発見・早期支援を行うなど、ライフステージに応じた支援を行う

施策 A2-3 健康教育と環境教育の推進

1 施策の目指す姿

多摩市の全ての児童・生徒が、生涯にわたって健康に生きていくために必要な、調和のとれた生活習慣や食習慣を確立しています。また、持続可能な社会の担い手として必要な、環境に対する深い理解を身につけています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全種目の平均値 ・小 5 男女、中 2 男女	(全国平均を 100 としたもの) 98.2	100	100 超
②グリーンカーテンの取り組み	27 校	市内全校	市内全校
③自然エネルギーを活用した学校数	10 校	15 校	市内全校

【出典：①全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省） ②・③多摩市教育委員会調査】

「全国体力・運動能力、運動習慣等の調査」の写真を掲載予定



全小・中学校で取り組むグリーンカーテン

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

A2-3-1 望ましい生活習慣に基づく体力の向上と学校給食等を通じた食育の推進

- 運動に親しむ資質や能力を育むとともに、小児生活習慣病や歯周疾患等の予防のために、関係機関や家庭と一体となった健康づくりを行います
- 市内農業者、児童・生徒の保護者、学校等との連携を図りながら地産地消を進め、地場野菜を利用した給食づくりを推進します。また、給食センターと学校、保護者の連携により、的確なアレルギー対応に取り組み、栄養教諭の学校巡回のほか、関係各所や地域活動との連携を更に強化し、残菜への取り組み等も含め多様な食育活動を展開します

A2-3-2 地域における健康推進活動やスポーツ活動等の充実

- 青少年問題協議会地区委員会^{※1}、自治会、民生・児童委員、地域住民等の協力のもと、子どもたちの健全育成の活動を支援・推進することを通して、家庭を地域で支え、安心して学校生活を送れるような環境づくりをします
- 子どもたちの健やかな体を育成するため、学校開放を含めた運動可能な場の確保や各種催しを実施します

A2-3-3 環境教育の推進と安全で環境に配慮した教育施設の整備（⇒重点4）

- 地域の身近な自然環境を活用しながら環境教育を推進します。例えば、地域の人々とともに自然環境を守る等の体験やごみの分別・リサイクルを理解し実践することを通して、持続可能な社会の担い手を育成します（⇒関連 F1-2-1、F1-4-2）
- 子どもたちの安全を確保し、良好な学習環境を整備するために、老朽化した学校施設・設備の改修等を計画的に推進します。また、再生可能エネルギーとしての太陽光や、資源循環としての雨水利用などを活用し、安全で環境に配慮した教育施設を整備します
- 子どもたちが安全に登下校できるよう、通学路に防犯カメラを設置するとともに、保護者や地域による見守り体制づくりを支援します（⇒関連 E1-2-3）

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭は、食事・運動・睡眠・休養等の調和のとれた生活習慣を身につけるよう子どもを育てます
- 地域や大学、NPO、事業者等は子どもたちに知識・技能・人間関係・社会性等を育むため、体験活動等の機会の提供するとともに、地域全体で子どもたちの健全育成を推進します

5 関連する主な計画

- ◆多摩市教育振興プラン ◆多摩市学校保健計画 ◆多摩市ストックマネジメント計画
- ◆多摩市食育推進計画

※1 青少年問題協議会地区委員会：青少年の健全な育成を図るため、市長の附属機関である青少年問題協議会の施策に協力するとともに、地域社会の力を結集して社会環境の浄化に努めるためにつくられている地域組織。各地域において青少年の成長発達を阻害する条件を点検調査し、問題解決に向けて活動するとともに、住民の意識啓発の活動や事業も行う

施策 A2-4 学校・家庭・地域等の連携の推進

1 施策の目指す姿

多摩市の全ての児童・生徒の健やかな成長を育むために、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、相互の連携により多様な活動を展開しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市内小中学校における学校支援の仕組みの設置数			
・小学校	8 校	15 校	市内全校
・中学校	3 校	7 校	市内全校
②教育連携支援事業 ^{※1} で学校教育活動に関わったボランティアの数	4,052 人	5,000 人	5,000 人

【出典：①・②多摩市教育委員会調査】

※1 **教育連携支援事業**：教育基本法第 13 条の規定に基づき、学校、家庭、地域住民等が相互に連携協力して行う教育活動を効果的かつ継続的な事業を支援することにより、地域住民、企業や大学の参画による教育支援の取組を推進し、多摩市における教育力の総合的な向上を図ることを目的とする事業



地域の方々とのごみ拾いボランティア活動



大谷戸プレーパークTAMA（大学連携）



グリーンカーテンの活動で収穫したゴーヤを提供した際に送付された礼状（地域連携）

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

A2-4-1 情報や人の交流を通じた教育活動の充実

- 学校・家庭・地域がより連携し、一体となって子どもたちの「生きる力」を育てるため、学びあい育ちあい推進審議会での審議結果を積極的に反映していきます
- 学校への支援強化を図ることができるよう、地域の人材、大学、NPO、企業等とのつながりを地域の教育力の向上に活用するために、地域教育力支援コーディネーター※2の活動や公民館等での講座を充実します

A2-4-2 地域との協働による学校支援体制の構築（⇒重点2）

- 地域の活性化も視野に入れた学校支援の仕組みを構築し、学校・家庭・地域の連携に基づく地域の教育力の向上を図ります
- 地域との連携を図りながら、より良い学校評価を実施します

A2-4-3 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実（⇒重点3）

- 特別支援教育を推進し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の問題を解決するため、児童・生徒の状況に応じた必要な支援を行います
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して支援するほか、帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒の学校生活での不安の軽減や困難の解消のため、多摩市国際交流センター等と連携を図り、支援を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭は、子どもたちの育成が地域全体で担われていることを理解し、地域活動に積極的に参加します
- 地域の人たちが教師役になる等、子どもたちにさまざまな経験や知恵等を伝えることにより、将来を担う子どもたちを育てます

5 関連する主な計画

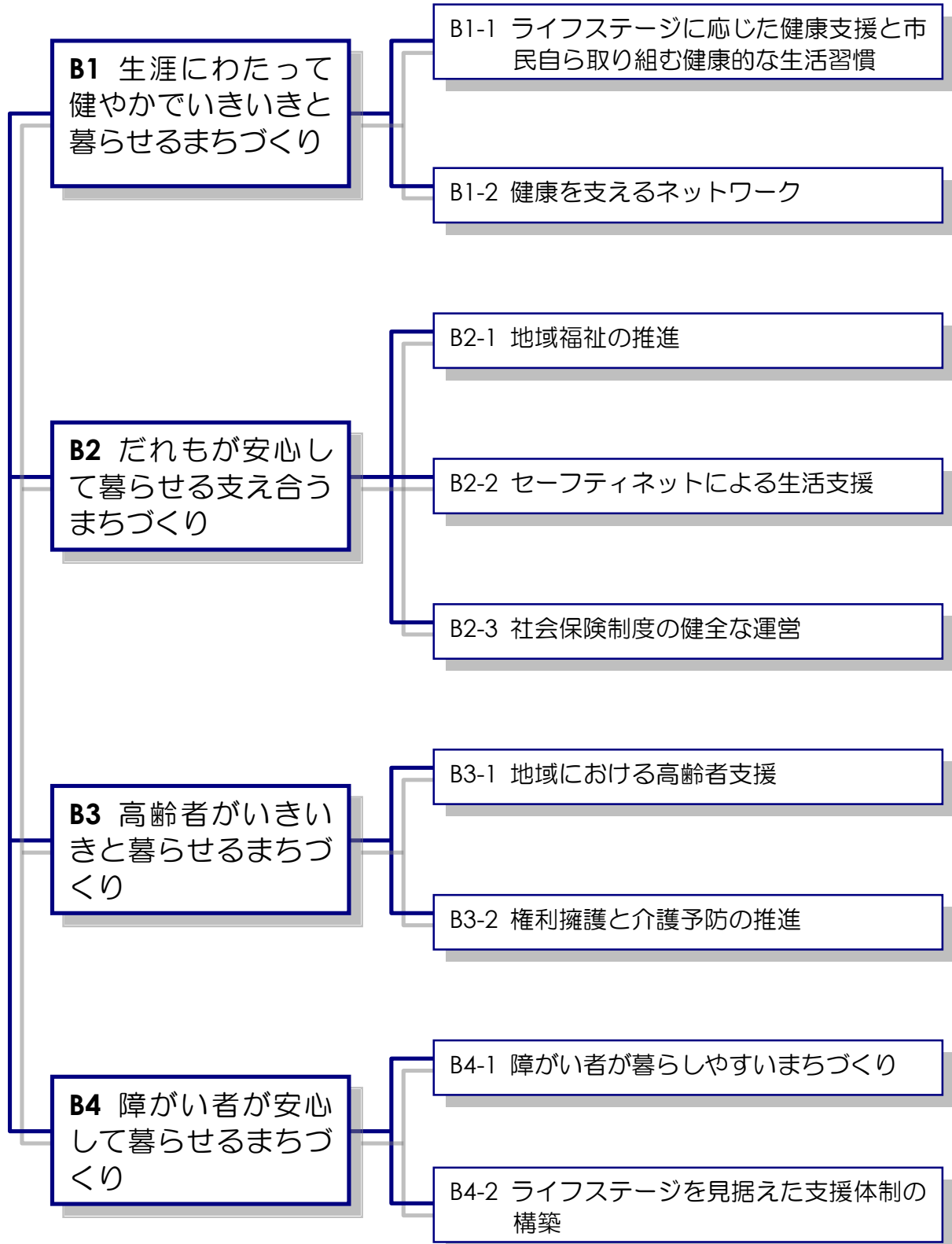
◆多摩市教育振興プラン ◆多摩市生涯学習推進計画

※2 地域教育力支援コーディネーター：小・中学校の課題や要望に対して、地域の人材やNPO、大学、企業等との連携を図りながら支援策の手法を検討し、学校内や教育連携コーディネーターへの支援強化を行うために、現在教育委員会に配置している嘱託職員

第2章

みんなが明るく、安心して、

いきいきと暮らしているまち



政策 B1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

少子化・高齢化、人口減少が進んでも、だれもが身体面の健康だけでなく、生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送るためには、「健康」で「幸せ」を実感できる「健幸長寿」のまちづくりを、行政、市民、事業者等が連携し、進めることが重要です。

現代社会では、健康に関する多種多様な情報が溢れ、自分自身や子ども・家族への健康に対する関心が高まっています。自分の健康は自分で守ることを意識し、自ら取り組む運動や食事のバランスチェックなど、セルフケアの中で健康的な生活が習慣化できる仕組みづくりが求められています。そのためには、市民の健康データ等を活かし、将来の健康課題や地域の特性を踏まえ、関係機関と連携しながら、健康づくり、生活習慣病の予防および重症化予防をさらに進めていくための情報発信が重要です。

また、健康な家庭づくりという観点からは、きめ細やかで、切れ目のない妊産婦、乳幼児への保健対策が求められており、妊娠、出産後早期から子育て時期と一連した支援体制を整えるため、関係機関と連携した取り組みが必要です。

健康な体を維持していくために必要なさまざまな予防対策を行っていますが、感染や疾病を防ぐためには予防接種やがん検診等の予防医療が必要で、その要望も年々増えており、それに対する有効性や必要性を的確に伝えて効果的に実施していくことが重要です。

新たな感染症や結核が発生・流行した場合には、迅速・的確な対策が求められることから、保健・医療体制だけではなく、自治体を含めた地域の体制づくりが必要です。

健康で安心な生活を送ることができるよう、適切な医療を受けられる診療所や病院の医療体制の充実が求められています。このことから、普段から、かかりつけ医・歯科医を持つことを推進するとともに、必要な時に適切な医療が身近で受けられる医療体制の推進や、不測の傷病に対して、いつでも適切な医療が受けられる救急医療体制の充実を図る必要があります。

今後 4 年間の重点的な取り組み

① 予防接種事業の推進 (⇒B1-2-4)

- 感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、定期予防接種^{※1}では、近年流行した麻しん及び風しんワクチン接種率の向上と、厚生労働省の「予防接種に関する基本的な計画」に基づき、定期化されるワクチンの円滑な接種体制の整備に取り組みます

② 自らの健康づくりの推進 (⇒B1-1-4)

- 自らの健康づくりを推進するために手軽に取り組めるウォーキングなど「けんこう多摩手箱プラン^{※2}」の成果等も踏まえ、健康づくり推進員^{※3}や市民が主体的に行う健康づくり活動を支援します
- スポーツ推進委員と情報共有し、だれもが身近にスポーツを楽しみながら、健康の保持・増進につながるよう、地域でのスポーツ活動を支援します (⇒再掲 C2-1-2)
- 公共施設内での全面禁煙の実施を進めるとともに、喫煙マナーの向上、受動喫煙の周知、禁煙支援、慢性閉塞性肺疾患（COPD）および肺がんの危険性の周知に努めます

③ ライフステージに応じた健康診査や相談体制の充実と生活習慣病の予防 (⇒B1-1-2)

- ライフステージに応じた支援のため、妊婦期から乳幼児期においては個々の健康状態、発育や発達に即した健診や相談等を充実します。成人に対しては生活習慣病予防（特に糖尿病予防）や死亡原因第1位のがんの早期発見、早期治療に繋げる取り組みを実施します
- 生涯にわたり健康で過ごすために、健康寿命を長くするための活動に取り組みます

※1 定期予防接種：予防接種法に基づく感染症予防接種

※2 けんこう多摩手箱プラン：平成 18（2006）年に市が策定した健康づくり計画。地域全体で健康なまちづくりを目指し、市民の健康づくりを応援する店舗や団体の登録等、さまざまな取り組みを実践した

※3 健康づくり推進員：地域における市民の自発的な健康づくり活動の推進等を図るため、市が公募する者

施策 B1-1 ライフステージに応じた健康支援と市民自ら取り組む健康的な生活習慣

1 施策の目指す姿

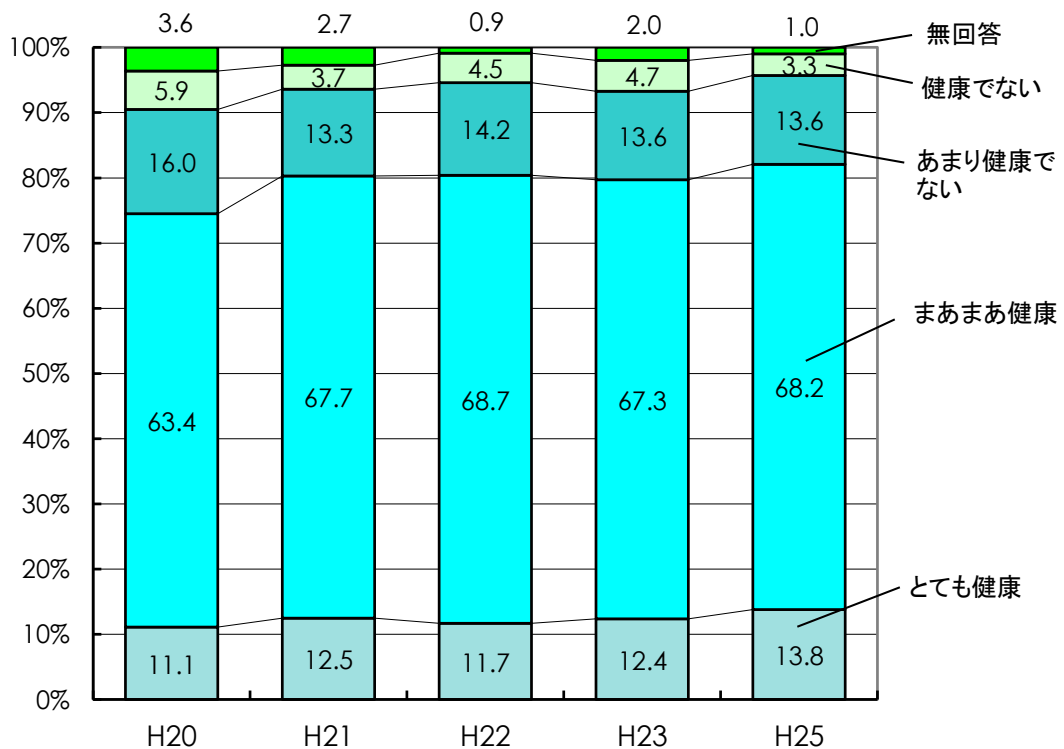
豊かでいきいきとした毎日を送るため、ライフステージにあった健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動など市民自ら健康づくりに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①自分が「とても健康」、「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	82.0%	82.5%	85.0%
②健康のために実践していることがある市民の割合	59.8%	65.0%	70.0%
③乳児（3～4 か月児）健康診査受診率	98.0%	98.0%	98.0%

【出典：①・②市政世論調査 ③健康推進課】

主観的健康感の推移



※H24は調査未実施

出典：多摩市政世論調査(平成26年1月)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B1-1-1 ライフステージに応じた食育の推進

- 生涯を健康で元気に送るために、乳幼児、子ども、青年・成人、高齢者まで、一人ひとりの「食」を支える環境づくりに取り組みます

B1-1-2 生活習慣病の予防とライフステージに応じた健診や相談体制の充実（⇒重点3）

- 市民自らが健康的な生活を習慣化できるよう、医療機関等と連携し、健康講座、相談や健康診査などを実施し、各事業の参加率や受診率の向上を目指します
- 生活習慣病予防・糖尿病予防のための普及啓発と環境づくりに取り組みます
- 死亡原因第1位のがんの早期発見・治療のためにがん検診の受診率の向上を図ります

B1-1-3 健康で安心な家庭づくりへの支援と検診や相談体制の充実（⇒重点3、関連A1-1-1、A1-1-2）

- 子どもが健やかに育つために、妊娠期、出産後早期から、妊婦健診、妊産婦訪問、育児相談、新生児訪問など、個人や家庭環境の多様性を認識した切れ目のない妊産婦、乳幼児への母子保健サービスを実施します。また、支援が必要な方に適切に支援が届くよう、個々にあった支援と併せて、医療機関を含めた関係機関や地域との有機的なネットワークづくりを進めます
- 発達の節目となる各種乳幼児健診の受診率の維持、未受診者の把握に努めます。個々に合わせた情報提供や相談事業を実施し、子どもを含めた家族の健康の視点での健診や相談体制の充実を図ります

B1-1-4 健康づくり地域活動と文化・スポーツ活動の推進（⇒重点2、関連C2-1-2）

- 健康づくり推進員を中心に生涯にわたって健康の維持・増進を図っていくための自主的な取り組みや、身近な地域での支え合いによる健康づくり活動を支援します
- 生きがいづくりのために、一人ひとりの生活に合った趣味活動や運動ができる場を設定します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 食に対して関心を持ち、バランスのとれた食生活を心がけます
- 自分の健康は自分で守るということを意識し、生活習慣を見直してライフステージに応じた健診を定期的に受診します
- 健康的な生活を送るため、ウォーキングなどに自主的に取り組みます
- 各種乳幼児健診や相談事業を積極的に利用し、子どもが健やかに育つように努めます
- 医療機関は医療情報を適切に提供するとともに、適切な医療を市民が安心して受けられるよう努めます
- 事業者は自主的な健康づくりの応援に取り組みます



健康づくり推進員 月例ウォーキング

5 関連する主な計画

- ◆多摩市食育推進計画
- ◆（仮称）多摩市子ども・子育て支援事業計画

施策 B1-2 健康を支えるネットワーク

1 施策の目指す姿

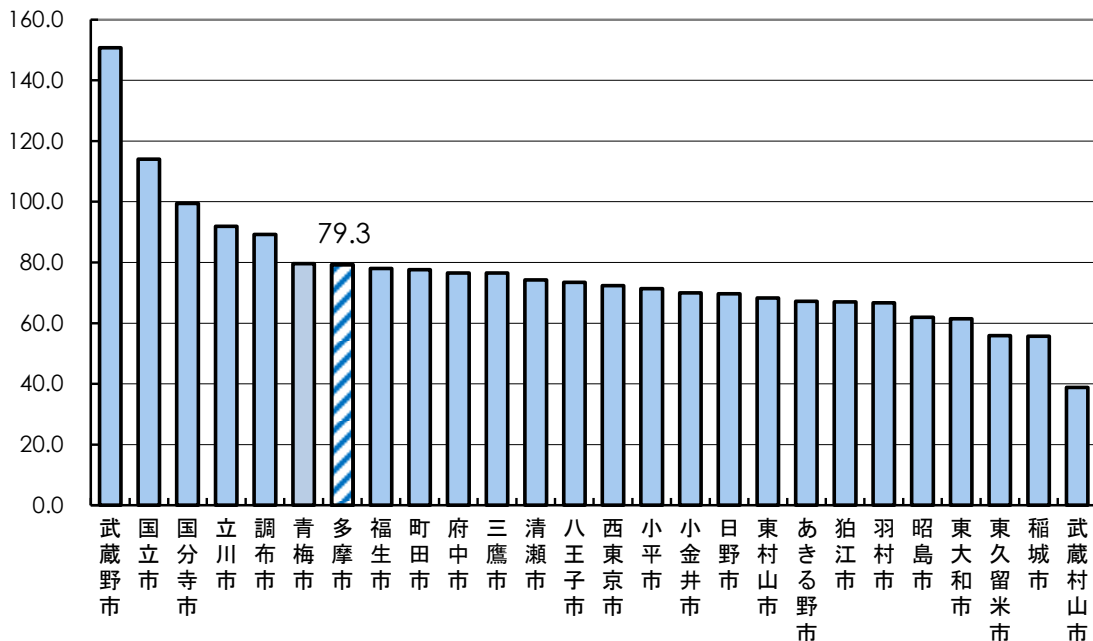
安心して生活を送ることができるよう、必要な時に必要な情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整えられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①かかりつけの医師を持つ市民の割合	56.4%	60.0%	65.0%
②結核(BCG)定期予防接種の接種率	88.7%	95.0%	100.0%

【出典：①市政世論調査 ②健康推進課】

人口10万人あたりの医療施設数(26市比較)



※数値は平成24年10月1日時点、医療施設数は一般診療所、一般病院、精神病院の施設数の合計

出典：医療施設数は東京都福祉保健局ホームページ「東京都の医療施設 平成24年」

人口は東京都総務局統計部人口統計課ホームページ「住民基本台帳による世帯と人口 平成24年」

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B1-2-1 かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性の啓発

- ライフステージに応じた積極的な健康づくりのために、身近で気軽に相談できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持てるよう医師会等と連携し、その必要性について啓発します

B1-2-2 医療体制の体系的な整備

- 地域医療の充実に向けて、学校跡地への基幹病院の誘致など、必要な時に身近な地域で適切な医療が受けられるよう、東京都をはじめとした関係機関と連携を図りながら、診療所・病院等の地域医療の充実に向け、体制の整備を進めます
- 在宅で安心した生活が送れるよう、在宅療養環境の整備を進めます

B1-2-3 救急医療体制の充実

- 不測の傷病に対して、いつでも症状に応じた適切な医療が受けられるよう、初期救急^{※1}を担う市と二次救急^{※2}・三次救急^{※3}を担う東京都とともに消防署、医療機関等と連携し、救急医療体制の充実に努めます

B1-2-4 予防接種の推進（⇒重点1）

- 感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、医療機関の協力のもと定期予防接種を円滑に実施する体制を確保します
- 予防接種については、国・都の動向を踏まえ、今後の定期化に備えます
- 接種の種類や時期等をよりわかりやすく情報提供します

B1-2-5 新型インフルエンザ等感染症対策体制の整備

- 新たな感染症の発生に備えて、保健所・医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、迅速に的確な対策ができるよう、地域の防疫体制を整備します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 気軽に相談できる、かかりつけ医・歯科医を持ちます
- 感染・疾病予防のために定められた時期に予防接種を受けます
- 医療機関は市民に分かりやすい医療情報を提供します
- 地域の診療所・歯科診療所は病院との円滑な連携に取り組んでいきます

※1 初期救急：入院を必要としない軽症患者に対するもの（こども準夜診療所・休日診療当番医等）

※2 二次救急：入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの（総合病院等）

※3 三次救急：生命危機が切迫している重篤患者に対するもの（救急救命センター等）

政策 B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

【現状と課題】

本市では、だれにでも安全で快適な地域生活環境をつくるため、ユニバーサル社会^{※1}の理念に基づいたまちづくりを推進してきました。しかし、多摩市の地形やニュータウン開発の特性などから、交通機関等へのアクセス確保や交通体系、福祉的移動支援のあり方などの課題や、だれもが住み慣れた地域で自分らしく生活するための、横断的相談・支援体制（多摩市版地域包括ケアシステム）の構築などが大きな課題となっています。

また、既存の公的制度では対応しきれない福祉ニーズに対しては、各種公的制度の見直しと併せ、地域での支え合いが欠かせません。しかし、自治会等の組織がない地域や、民生委員^{※2}・児童委員^{※3}の担い手不足などの課題があります。一人ひとりが地域福祉への関心を高めるとともに、地域における福祉のネットワークづくりが重要です。

近年、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある「生活困窮者」が増加傾向にあります。平成 27(2015)年 4 月からは「生活困窮者自立支援法」の施行により、今後は生活保護に至る前段階での相談や適切な就労支援を行うことが求められます。

また、我が国では毎年約 3 万人が自ら命を絶っており、「生きる支援」としてのさまざまな取り組みを進めていく必要があります。

なお、健康保険と介護保険は、高齢化の進行や医療技術の進歩により、保険給付が増加しています。中でも、国民健康保険特別会計では、被保険者の所得が低い状況が続いていることにより、保険税収入は伸び悩んでいます。このため一般会計からの繰入金で補てんする状況が続いており、財政運営の課題となっています。

医療・介護保険の適正化のためには、一人ひとりが、社会保険制度が社会全体の貴重な資源であることを意識し、健康維持や介護予防に努めることが、強く求められています。

また、介護の仕事は、労働環境の厳しさなどから介護人材の確保が大きな課題となっています。犯罪被害者等の多くは、住み慣れた地域で安定した生活を送るための十分な支援を早期に受けにくい状況にあります。犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識が高まってきましたが、まだ十分理解されておらず、支援内容の充実とともに市民の理解の増進が課題です。

※1 **ユニバーサル社会**：年齢や障害の有無などにかかわらず、全ての人が地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

※2 **民生委員**：厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねる

※3 **児童委員**：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者

今後 4 年間の重点的な取り組み

① 地域福祉の推進 (⇒B2-1-1、B2-1-2)

- 地域での市民による支え合いの仕組みづくりを推進するため、社会福祉協議会の地域住民懇談会^{※4}や地域福祉推進委員会^{※5}、多摩ボランティア・市民活動支援センターの機能充実に向けた支援を行います
- 地域の担い手を増やすため、介護予防ボランティアポイント制度^{※6}を活用します

② 生活保護世帯の自立支援 (⇒B2-2-1、B2-2-2)

- ケースワーカー1人当たりの担当世帯数は 80 世帯を目安とし、実施体制の充実を図るとともに、関係機関との連携により、社会的・経済的自立に向けた支援を行います。

③ 生活困窮者に対する自立支援 (⇒B2-2-3)

- 生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図ります

④ 相談しやすく、支援が受けられる仕組みづくり（多摩市版地域包括ケアシステム）の検討

- 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、身近な地域の中で日常生活の相談や支援が受けられる仕組みづくりを進めます

⑤ 犯罪被害者等の支援 (⇒B2-2-4)

- 犯罪被害者等支援相談窓口の周知、支援内容の充実および市民の理解の増進を図ります

※4 **地域住民懇談会**：社会福祉協議会が行う取り組みの一つ。地域の住民が懇談することにより、地域福祉ニーズの掘り起こしや、課題の把握・共有化を図る

※5 **介護予防ボランティアポイント制度**：平成 26(2014)年 12 月から開始。高齢者のボランティア活動実績を「ポイント」として評価することで、介護予防を促進し、元気な高齢者が地域に貢献できるようにする制度

※6 **地域福祉推進委員会**：社会福祉協議会が行う取り組みの一つ。市内を 10 のエリアに分け、地域の課題を地域で解決するためのネットワークをつくる

施策 B2-1 地域福祉の推進

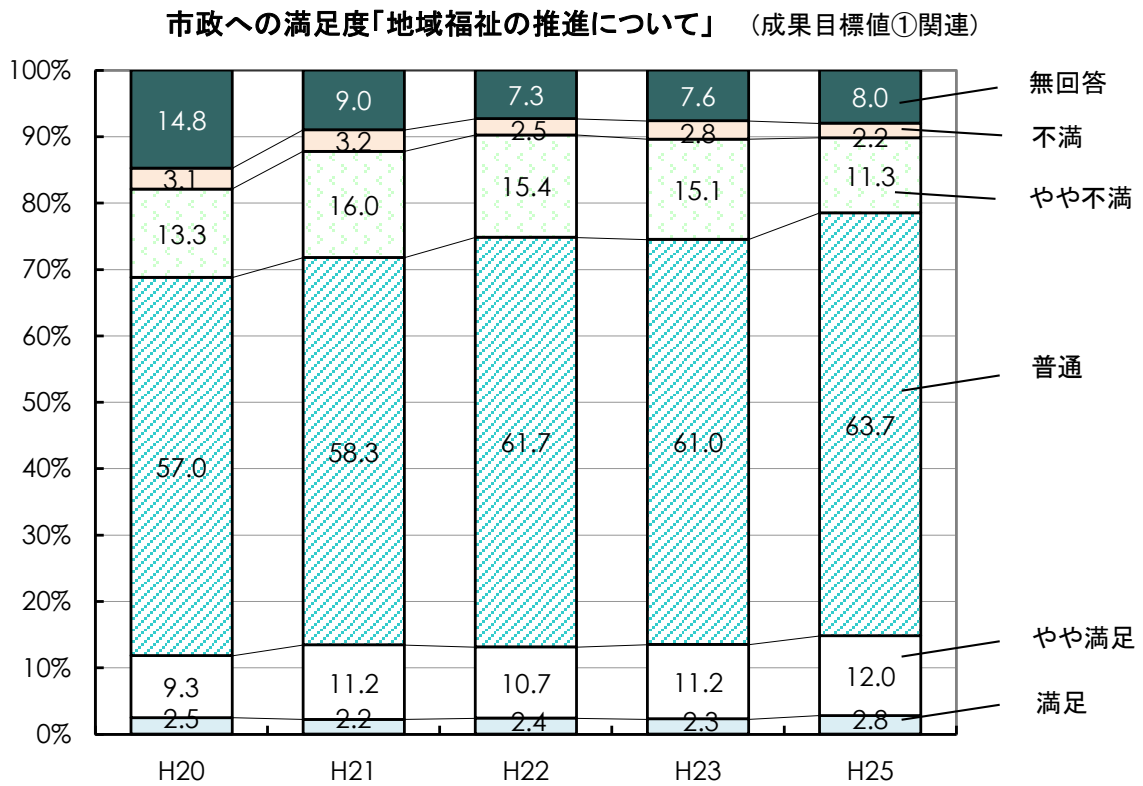
1 施策の目指す姿

地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、互いに力を出し合い、支えあっています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①地域福祉の推進についての市政に「満足」「やや満足」している市民の割合	14.8%	増やす	増やす
②高齢者、障がい者の介助ボランティア活動に参加している、または参加したことがある市民の割合	13.3%	増やす	増やす

【出典：①・②市政世論調査】



※H24は調査未実施

出典：多摩市政世論調査(平成26年1月)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B2-1-1 社会福祉協議会との連携と支援（⇒重点1）

- 社会福祉協議会との連携・支援により、地域での市民による支え合いの仕組みである地域住民懇談会や地域福祉推進委員会の取り組みを推進します

B2-1-2 市民による地域福祉活動への支援と参加の促進（⇒重点1）

- 地域福祉の担い手となる市民の発掘・育成・支援を行い、地域での実践につなげる機能を充実させるため、多摩ボランティア・市民活動支援センターの効果的、効率的な運営を推進します

B2-1-3 民生委員・児童委員活動の充実

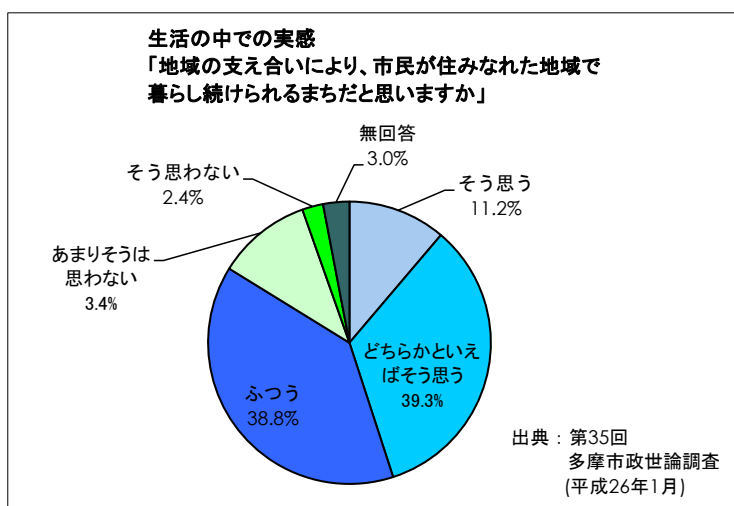
- 地域での地域福祉の一つの核となるよう、民生委員・児童委員の欠員地域の解消を図るとともに、担い手を確保するための方法について検討を進めます

B2-1-4 自殺予防への取り組み

- 東京都など関係機関との連携を取り、「生きる支援」として中学校と連携した自殺予防教育や自死遺族支援、支援につなぐ人材養成事業等さまざまな取り組みを推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 「共助の心」を育み地域に広げます
- 地域の話し合いの中で、自ら福祉的課題を見つけ、その解決に向けた取り組みを検討し、高齢者や児童の見守り、家事・子育て支援などの具体的な行動を実践します
- 事業者は地域福祉に関する地域の取り組みに積極的に参加・協力します



5 関連する主な計画

- ◆多摩市地域福祉計画、（多摩市社会福祉協議会：地域福祉活動計画）

施策 B2-2 セーフティネットによる生活支援

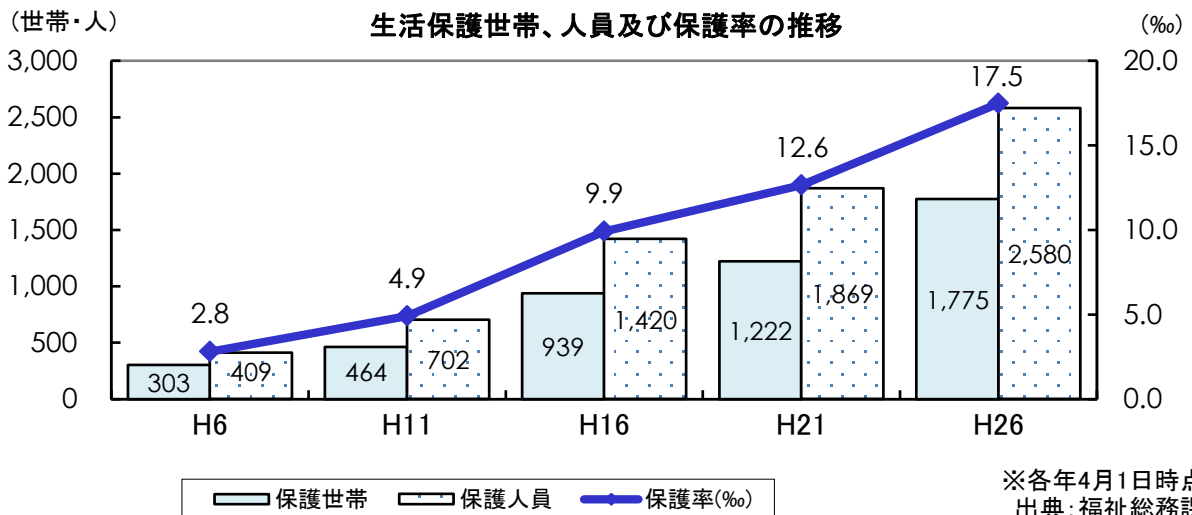
1 施策の目指す姿

失業、犯罪、困窮など不慮の境遇となったときも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、経済的・精神的両面で適切にサポートされています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①生活保護受給中に就労を開始した人数	99 人	増やす	増やす
②犯罪被害者等支援啓発事業参加者数	680 人	800 人	900 人

【出典：①福祉総務課 ②市民生活課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B2-2-1 生活保護等の適正実施（⇒重点2）

- 関係機関との連携のもと、生活保護の適正実施に努めるとともに、自立に向けた就労支援等を積極的に行います

B2-2-2 関係機関と連携した相談体制の充実（⇒重点2）

- 市民の状況に応じて、適切なセーフティネット等の支援策につながるよう、庁内及びハローワークなどの関係機関と連携を図り、多面的な相談体制の充実に努めます

B2-2-3 生活困窮者に対する自立支援対策の強化（⇒重点3）

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行い、自立支援対策の強化を図ります

B2-2-4 犯罪被害者等支援の推進（⇒重点5）

- 犯罪被害者等が安心して生活を取り戻すために、警察署・検察庁・弁護士会等の関係機関との有機的な連携のもとに支援を実施します。あわせて、市民の理解を深めるために講演会、パネル展等の啓発活動を展開します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- セーフティネットの施策・制度について理解を深めます
- 福祉事業者等は、経済困窮等の相談があった場合、速やかにセーフティネットの諸施策につながるよう努めます
- 犯罪被害者等の現状や支援の必要性などの理解を深めます
- 事業者は犯罪被害者等の現状を理解し、安心して働き続けやすい環境整備に努めます



犯罪被害者支援のパネル展示

5 関連する主な計画

- ◆多摩市地域福祉計画

施策 B2-3 社会保険制度の健全な運営

1 施策の目指す姿

相互扶助である社会保険制度を持続し、住みなれた地域で安心して暮らすことができるため、給付と負担のバランスに配慮された健全な国民健康保険制度と介護保険制度の運営に取り組み、引き続き必要な医療や介護が受けられています

2 施策の成果目標値

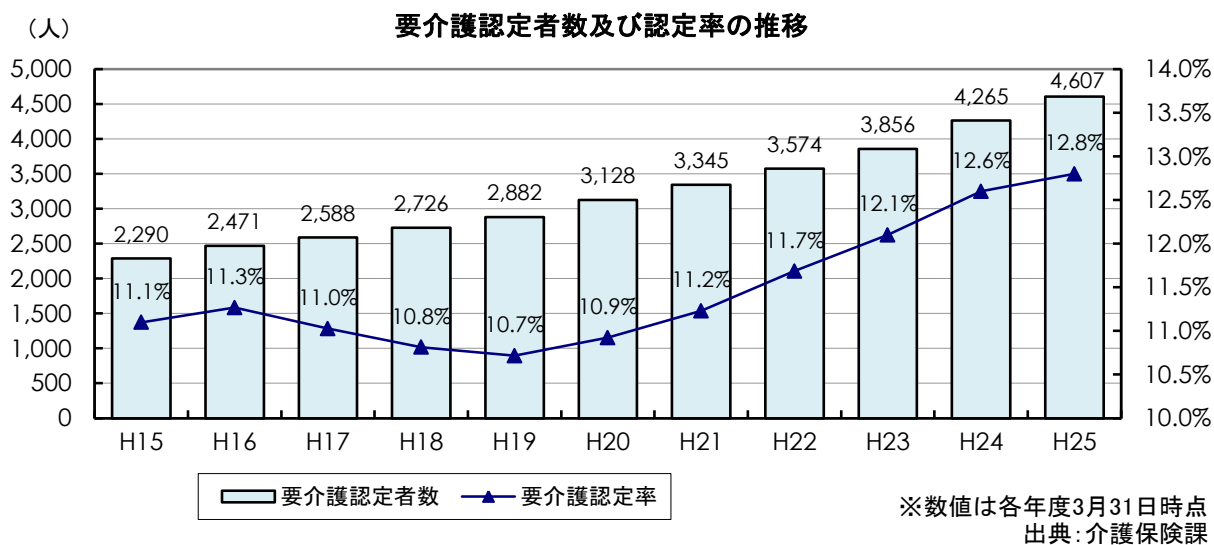
指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①特定健康診査 ^{※1} 実施率 [※]	45.8%	増やす	増やす
②介護保険居宅系サービスの利用率 [※]	80.4%	82.5 %以上	85.0%以上

【出典：①保険年金課 ②介護保険課】

※①の目標値は、「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」において、平成 29 年度（目標値 60%）まで設定している。平成 30～34 年度は 29 年度計画予定

※②の「介護保険居宅系サービス」とは、施設サービス以外の介護サービスで居宅介護支援、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションなどを指す。利用率は、居宅系サービス利用者実数/(要介護認定者－施設系サービス入所者実数)（各数値は年度末におけるもの）（第 1 号被保険者のみ）による。

※1 **特定健康診査**：「高齢者の医療の確保に関する法律」第 20 条、「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、40 歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することに重点を置いて実施する健康診査。



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B2-3-1 医療保険制度の適正な運営

- 被保険者の健康保持・増進のため、健康診査等を実施するとともに、健康や医療に関する情報を提供します
- 「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」および「財源の確保」の3項目を推進して、国民健康保険特別会計の安定した運営に努めます

B2-3-2 介護保険制度の適正な運営

- 利用者に最適な在宅介護サービスを確保するため、被保険者（市民）、事業者および保険者（行政）が一体となった自立支援のケアマネジメントの実施に努めます
- 制度の信頼確保の観点から、制度に対する周知を図るとともに、多摩市介護保険運営協議会などを通じた市民参加の機会を増やします
- 安心して介護サービスが受けられるために、介護サービス事業者などと連携して、国・都・市の役割分担により、利用者や家族を支える介護人材が安定的に確保できるような取り組みを推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 健康に関する正しい知識を身に付けるとともに、健康な生活を続けるための生活習慣を実践します
- 病気の治療や介護サービスを受けるためには、一定の費用負担がかかることを理解します
- 介護サービスを受けていても「自分でできることは自分でやってみる。」など自立に向けた生活に取り組みます
- 事業者は、介護サービス受給者の自立に向けた生活を積極的に支援します



特定保健指導 栄養・運動セミナー

5 関連する主な計画

- ◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

政策 B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市の平成 26(2014)年 4 月 1 日現在の高齢化率は 24.5%と市民の約 4 人に 1 人が 65 歳以上となっています。高齢化率は、今後も年に約 1 ポイントずつ上昇していく見込みです。一方、団塊の世代が 75 歳以上（後期高齢者）になる平成 37(2025)年には、高齢化率は 30%を超えるとともに後期高齢者の割合も 20%を超えることが予想されるなど超高齢社会のさらなる進展が見込まれています。このような状況に対応するため、本市では、高齢者、さらには障がい者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように「多摩市版地域包括ケアシステム」の検討を進め、健幸長寿のまちづくりを目指しています。

「多摩市版地域包括ケアシステム」を進めるためには、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で支え、見守るネットワークの構築や権利擁護の取り組みが特に重要です。このため、地域の自治会・管理組合・老人クラブや地域の商店街の方々などのネットワークへの参加を促すとともに、社会福祉協議会と連携し地域の力を結集した重層的な支援組織の構築と支援活動が課題です。

また、地域で暮らす高齢者支援を推進するためには、「地域包括ケアシステム^{※1}」の中心的役割を担う、地域包括支援センターの組織・機能の強化と権利擁護の推進を図ることが重要です。

一方、高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、介護予防や生きがいづくりなど高齢者が自ら取り組めるような施策が必要です。このため、介護予防リーダー^{※2}や介護予防ボランティアポイント制度^{※3}を活用した市民主体の介護予防の取り組みを地域でいかに進めていくかが課題です。また、老人クラブ活動の支援や老人福祉センター事業の充実、生きがいづくりの支援などのほか、シルバー人材センターの支援を通じた高齢者の地域貢献や生きがいづくりが重要です。

高齢者支援における「地域包括ケアシステム」の大きな要素である特別養護老人ホームなどの介護サービス基盤の整備については、整備の拡大が介護保険料の引上げに繋がる相関関係にあるため、3 年ごとに改定する高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の中で、介護保険料とのバランスを精査しながら、検討する必要があります。

※1 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※2 介護予防リーダー：地域で介護予防活動をするリーダー。市では平成 25(2013)年度から介護予防リーダー養成講座を実施

※3 介護予防ボランティアポイント制度：平成 26(2014)年 12 月から開始。高齢者のボランティア活動実績を「ポイント」として評価することで、介護予防を促進し、元気な高齢者が地域に貢献できるようにする制度

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 地域包括支援センター運営事業の強化 (⇒B3-1-1)
 - 地域包括支援センターの組織及び機能を強化し、総合的なケアマネジメントを進めます
- ② 在宅高齢者の見守りの推進 (⇒B3-1-2、B3-1-3)
 - 地域のきずなやつながりの重要性がより一層増す中で、一人暮らし高齢者など地域で暮らす高齢者の見守り施策、支援施策をさらに充実します
- ③ 介護サービス基盤の整備促進 (⇒B3-1-4)
 - 介護保険料等とのバランスを考慮して、介護サービス基盤の施設整備を進めます
- ④ 高齢者の生きがい対策の推進
 - 高齢者の生きがいの場づくりとその支援策として、老人クラブへの支援、老人福祉センター事業の充実、シルバー人材センターへの支援などを通して生きがい対策を進めます
- ⑤ 高齢者、障がい者の権利擁護及び成年後見制度の推進 (⇒B3-2-1、B3-2-2)
 - 判断能力の低下した高齢者、障がい者の金銭管理等の日常生活を支援する制度や、成年後見制度利用の促進を図り、高齢者支援を進めます
- ⑥ 市民が主体的に介護予防に取り組む地域づくりの推進 (⇒B3-2-4)
 - 介護予防リーダー養成や、介護予防ボランティアポイント制度を活用し、市民が主体的に介護予防に取り組む地域づくりを進めます

施策 B3-1 地域における高齢者支援

1 施策の目指す姿

超高齢社会においても、自助・共助の理念により地域で高齢者が生き生きと暮らしていただくため、さまざまな担い手の力を結集して支援しています

2 施策の成果目標値

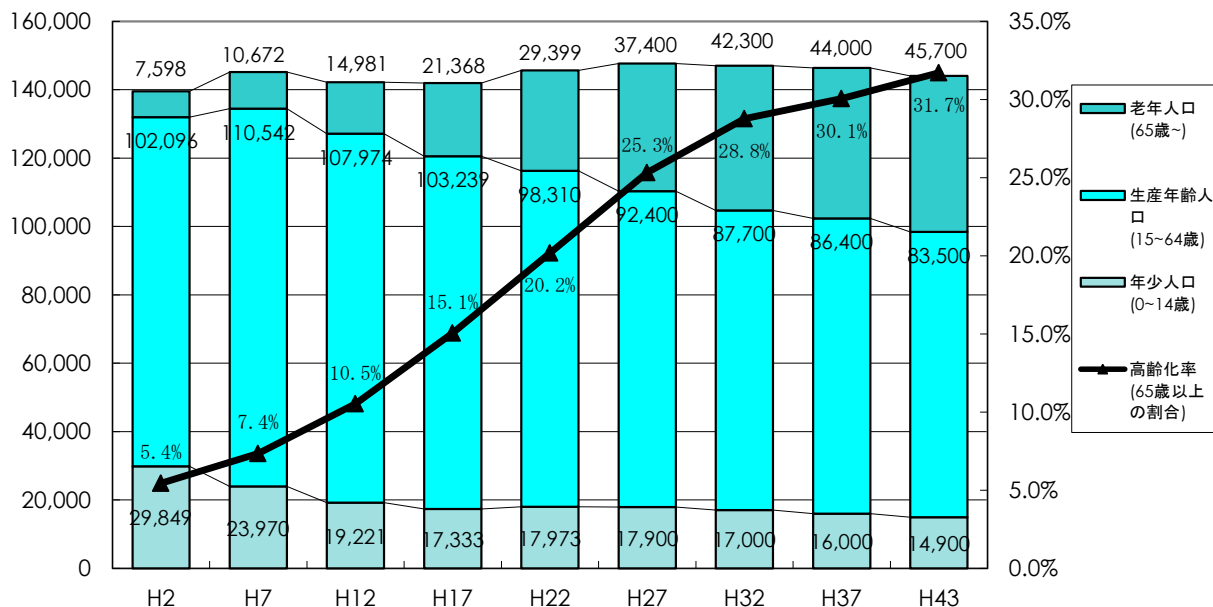
指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①地域包括支援センター※ ¹ 周知度	35.3%	50.0%	60.0%
②老人福祉センター※ ² 事業参加者数	9,912 人	12,100 人	13,000 人

【出典：①市政世論調査 ②高齢支援課】

※¹ **地域包括支援センター**：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている

※² **老人福祉センター**：地域の高齢者の相談、機能回復訓練などを行う施設。教養の向上や余暇活用のための活動拠点

高齢化率、年齢3区分別人口の推移



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B3-1-1 地域包括支援センター機能の強化・充実（⇒重点1）

- 担当地区内の高齢者数の増加に合わせた組織の強化と、相談支援体制の充実を図り、地域の様々な団体等と連携して地域で高齢者を支える活動を拡大します

B3-1-2 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実（⇒重点2）

- 各種の一般福祉サービスを充実させ、地域で暮らす高齢者の生活を支援します

B3-1-3 地域での高齢者の見守り・支援のための拠点や組織づくり（⇒重点2）

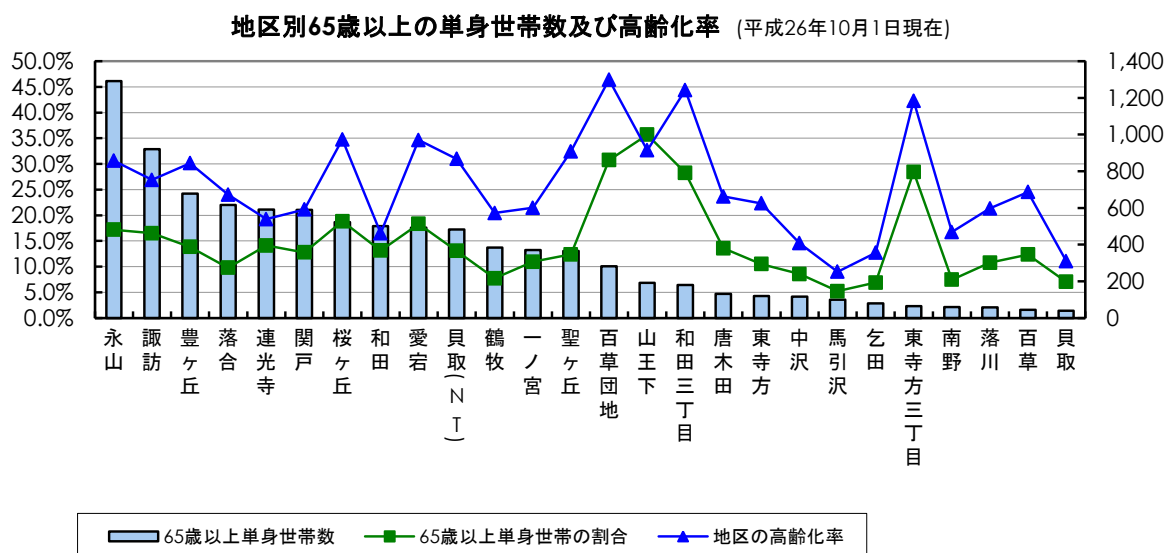
- 老人クラブ、自治会・管理組合などの市民組織が「高齢者の見守り組織」を構成し、地域の方でサロンやラウンジ活動^{※3}を展開することにより、一人暮らし高齢者などへ様々な支援（生活支援、災害時支援、見守り活動など）を行います

B3-1-4 介護サービス基盤施設の整備促進（⇒重点3）

- 3年ごとに改定する高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）において、介護保険料等とのバランスを考慮して計画的な施設整備を検討します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域の自治会や管理組合が中心となって、高齢者の見守り拠点の確保や見守り組織を作ります
- 様々な活動に積極的に参加し、世代間交流を図ります



5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

※3 サロン・ラウンジ活動：社会福祉協議会の行う取り組みの一つ。誰もが楽しく気軽に参加できる地域の活動の場

施策 B3-2 権利擁護と介護予防の推進

1 施策の目指す姿

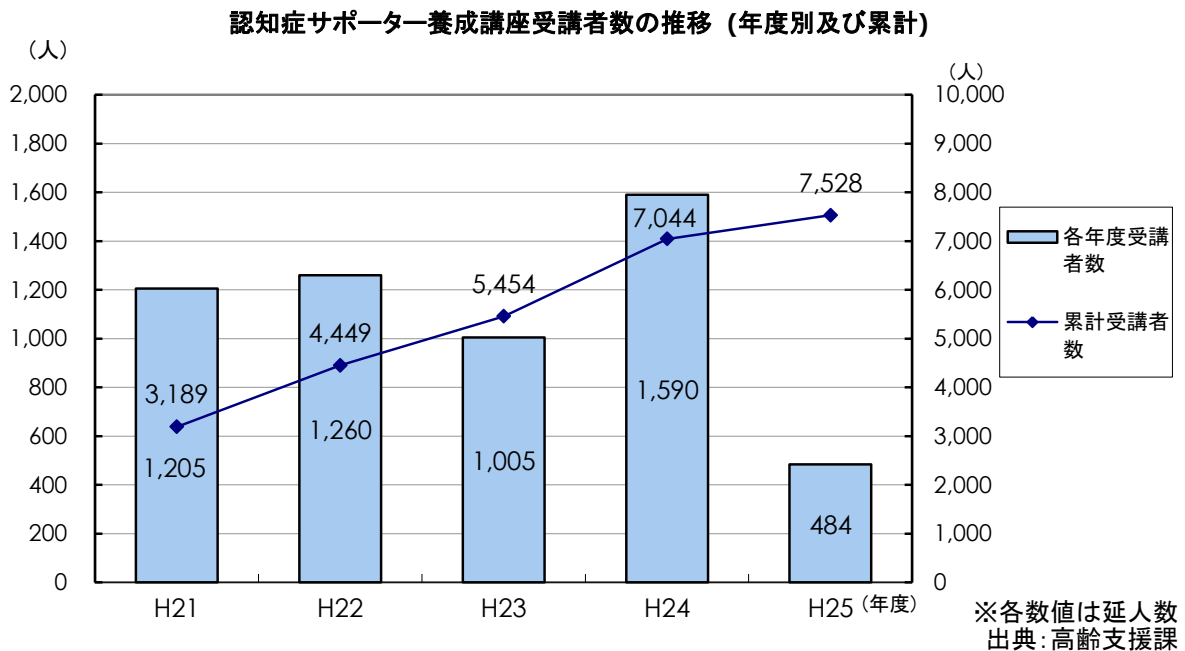
認知症になっても自分らしく豊かに暮らすために、さまざまな権利が擁護されるとともに介護予防に取り組むことにより、高齢者が安心して地域で暮らし続けています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①認知症サポーター※ ¹ 養成講座受講者数	7,528 人	9,000 人	11,000 人
②介護予防事業参加者数	3,509 人	4,200 人	4,500 人

【出典：①・②高齢支援課】

※¹ 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る人のこと。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるため、その担い手になっていただける方を養成する



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B3-2-1 成年後見センター※2の機能強化・充実（⇒重点5）

- 判断能力が十分ではない高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために法人後見を担う組織を充実させ、必要な方がいつでも利用できるよう制度の充実を図ります

B3-2-2 権利擁護センター※3の機能強化・充実（⇒重点5）

- 判断力が低下した高齢者、障がい者が安心して暮らし続けるために地域福祉権利擁護事業の充実を図り、必要な方がいつでも利用できるよう制度の充実を図ります

B3-2-3 認知症理解の促進・啓発の充実

- 認知症サポーター養成講座を様々な地域できめ細やかに開催することにより、多くの市民がサポーター（支援者）になり、認知症の理解や、認知症の高齢者を地域で支えていく活動を推進します

B3-2-4 介護予防事業の充実（⇒重点6）

- 高齢者が要介護状態に進行しないよう、二次予防高齢者※4の把握に努め、様々な介護予防事業を展開します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 認知症サポーター養成講座を受講します
- 市民や地域の商店街では、認知症高齢者を日ごろから見守り、地域で暮らしていけるよう支援します
- 事業者は従業員に認知症サポーター養成講座の受講を推進し、理解促進を図ります
- 要介護状態に進行しないよう介護予防事業に積極的に参加します

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

- ※2 **成年後見センター**：判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送るうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担う機関
- ※3 **権利擁護センター**：福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行い、成年後見制度など各種の総合相談等を行う機関
- ※4 **二次予防高齢者**：生活機能の低下があるため、要支援・要介護になるおそれがあると認定された高齢者
-

政策 B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市では「多摩市障がい者基本計画」に基づき、インクルーシブな社会^{※1}の構築を目指し、総合的な取り組みを行ってきました。また、「多摩市障害福祉計画」を障がい者基本計画のアクションプランとして位置づけ、「障害者自立支援法」に基づくサービス提供などの支援を進めてきました。この間、法に基づくサービス体系の見直しや、障がい者の範囲に難病等が加わるなどの改正が行われ、現在は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」等に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら生活できるように施策を展開しています。今後も、法施行後3年程度を目途とした制度の見直し等が予定されており、国の動向に注視し、その対応等を図る必要があります。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」を締結（平成26(2014)年1月締結）するために、関連法の整備が進められ、平成28(2016)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。このことに伴い、相談体制の整備など具体的な取り組みが必要です。

平成21(2009)年度には、多摩市発達支援室を設置し、障害の早期発見・早期支援の体制を整備しました。また、障がい児の放課後活動の場などは、学童クラブでの受け入れの状況も整備されてきていますが、今後も関係機関と協力して整備していくことが必要です。

障がい者の就労に関しては、市役所庁内での実習を通し、就労に向けての課題を見極め、就労のステップとする支援事業を行ってきました。この事業から、さらに一歩進め、平成26(2014)年度からは市役所における障がい者のチャレンジ雇用^{※2}事業を開始しました。また、平成25年(2013)4月に法定雇用率が改正されたことに伴い、障がい者の雇用の場は拡大したものの、離職率は高い状況です。引き続き、障がい者の就労の機会の拡大を図り、就労面と生活面を一体的に支援することなどによる、就労及び職場定着支援が課題となっています。

障がい者に対するサービス体制は充実してきましたが、福祉事業者に対する報酬は十分とは言えず、ヘルパーや施設職員などのサービスの担い手がなかなか拡大しない現状があります。資格の取得やスキルの向上には、時間・経費がかかることや、社会的な地位とそれに見合った報酬の確立といった、社会全体で捉えなければならない課題となっています。

また、障がい者支援の制度の狭間に対する支援体制の整備が求められており、国における法・制度改革に合わせて体制を整備する必要があります。

※1 **インクルーシブな社会**：障がい者が、その障害を理由に社会から排除又は保護の対象として扱われることなく、社会の一員として包含される社会のこと

※2 **チャレンジ雇用**：知的障がい者等を、1年以内の期間を単位として、各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度

今後4年間の重点的な取り組み

- ① **障がい者に対するサービス提供の充実に向けた施設整備等の支援 (⇒B4-1-3)**
 - 「多摩市障害福祉計画」等に基づき、通所施設や共同生活援助施設等のサービス提供施設の整備補助など事業者への支援を進めます
- ② **障害福祉サービス事業所等への仕事の創出と受注体制の支援 (⇒B4-2-3)**
 - 「障害者優先調達推進法」の施行(平成25(2013)年4月)を受けて、市の契約の仕組みづくりや、市内の障害福祉サービス事業所等の支援を進めます
- ③ **地域で障がい者を支える仕組みづくりの検討 (⇒B4-1-2、B4-2-2)**
 - 障がい者、高齢者などあらゆる市民が安心して暮らし続けられるよう、地域で支え合う仕組みを構築します
- ④ **発達障害への支援 (⇒B4-2-4)**
 - 就学前児童の通園事業である「ひまわり教室^{※3}」・「発達支援室」について、ニーズに合わせた施設機能の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、就学、就労に向けた支援に取り組みます
- ⑤ **多摩市チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業による就労支援 (⇒B4-2-3)**
 - 障がい者の雇用・就労を促進するため、市役所庁内で障がい者を雇用する多摩市チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を通じて、民間企業への就業へ結びつけます
- ⑥ **障害を理由とする差別の解消の推進 (⇒B4-1-4)**
 - 障がい者及びその家族の方などからの障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止又は解決を図るための体制整備や、市民への啓発活動を推進します

※3 **ひまわり教室**：心身の発達に心配のある満2歳以上の就学前児童を対象に訓練、指導等を行う施設

施策 B4-1 障がい者が暮らしやすいまちづくり

1 施策の目指す姿

障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりのために、障がい者への正しい理解促進と住民相互の支援体制の充実を目指します

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市民が「多摩市は障がい者が安心して暮らせるまちだと思う、どちらかといえばそう思う、普通」と回答している割合	72.3%	80.0%	91.3%
②障がい者が「現在の住まいに住み続ける」「市内で転居する」と回答している割合	63.7%	増やす	増やす

【出典：①市政世論調査 ②多摩市障がい者生活実態調査】



障がい者美術作品展



障がい者ふれあいスポーツ大会

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B4-1-1 障害への理解促進

- 「ひとときの和^{※1}」、「障がい者美術作品展」など、障がい者の社会参加の機会をつくるとともに、障害への理解促進を図ります

B4-1-2 地域における相互支援体制の構築（⇒重点3）

- 行政だけでなく市民・事業者など多様な主体が協働・連携し、災害時の支援なども含め障がい者を互いに支え合う仕組みを構築します
- 障がい者が周囲の市民の協力を求めやすくなる「多摩市ヘルプカード^{※2}」の普及・啓発に努めます

B4-1-3 相談支援・サービス体制、施設の充実（⇒重点1）

- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるように、相談支援・サービス体制の充実に努めます
- 障がい児の放課後活動の場、障がい者の日中活動の場および親亡き後の生活の場の拡大を図、東京都、事業所等の関係機関と協力し進めます

B4-1-4 障害を理由とする差別の解消の推進（⇒重点6）

- 障がいのある人もない人も互いに尊重しあう共生社会の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 市民や事業者は、障害があっても差別されない社会をつくるため、障害に対する正しい理解に努めます
- 市民や事業者は、行政と連携し、障がい者を互いに支え合う仕組みの構築への主体的な参加に努めます

5 関連する主な計画

◆多摩市障がい者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画

※1 ひとときの和：障がい者と子どもたち、保護者、教職員が体験交流を図り、障がい者の理解を深め、福祉に対する心を育て、共に取り合って生きていく理念のもと、市が実施する事業

※2 多摩市ヘルプカード：「障がいのある、手助けを必要とする人」と「手助けをする人」をつなぐカード。障がいや疾病のある人が普段から身につけておき、いざというときに、自分の情報や手助けをしてもらいたいことを周囲の人に伝えるために使う

施策 B4-2 ライフステージを見据えた支援体制の構築

1 施策の目指す姿

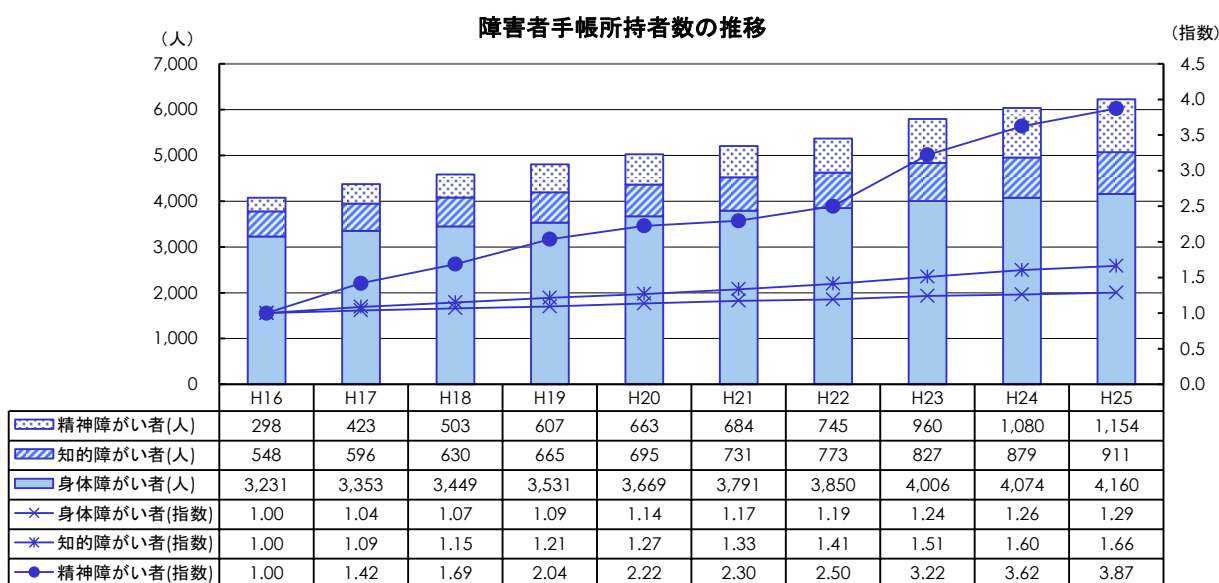
障がい者および障がい児が安心して自立した生活を送るために、関係機関との連携と社会資源の効率的、効果的な活用を図りながら、生涯を通じ一貫した支援とそれぞれの時期に対応する支援が円滑に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①手帳所持者*に対する、障害者総合支援法及び児童福祉法におけるサービス受給者数の割合	17.5%	増やす	増やす
②手帳所持者に対する、地域活動支援センター、障害福祉課及び発達支援室における延べ相談者数の割合	224.4%	増やす	増やす
③手帳所持者に対する、障がい者就労支援事業における就労・生活支援延べ相談者数の割合	69.5%	増やす	増やす

【出典：①～③障害福祉課】

※手帳所持者：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳の所持者



※各年度3月31日時点
出典：障害福祉課

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

B4-2-1 医療・教育・雇用関係機関との連携強化

- 行政と医療・教育・雇用関係機関が必要な情報を共有し、連携を強化することで、ライフステージに応じた必要な支援が、円滑に行える体制を充実します

B4-2-2 支援人材の育成（⇒重点3）

- 行政と医療・教育・雇用関係機関・事業者が協力し、ライフステージに応じて必要な支援が行えるよう人材の育成を進めます

B4-2-3 就労への支援（⇒重点2、重点5）

- 就労による社会参画や生きがいづくりなど、障がい者の暮らしの基盤となる就労支援を充実します

B4-2-4 発達障害への支援の充実（⇒重点4）

- 子どもの発達の特性にどのように対応してよいか困っている保護者に対して、子どもが自信を持ち、保護者も子育てが楽になるよう、子どもへの関わり方を学ぶ機会の充実を図ります

B4-2-5 制度の狭間にある障害への対応

- 国の制度改革の方針を見据えながら、多様化するニーズへの対応に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 関係団体や事業者は、行政と必要な情報を共有し、連携の強化に努めます
- 関係団体や事業者は、行政と協力し、ライフステージごとに必要な支援が行える人材の育成へ取り組みます
- 関係団体や事業者は、今まで制度の狭間にあった障害への支援を進めるため、相談や支援の現場体制の整備を進めます

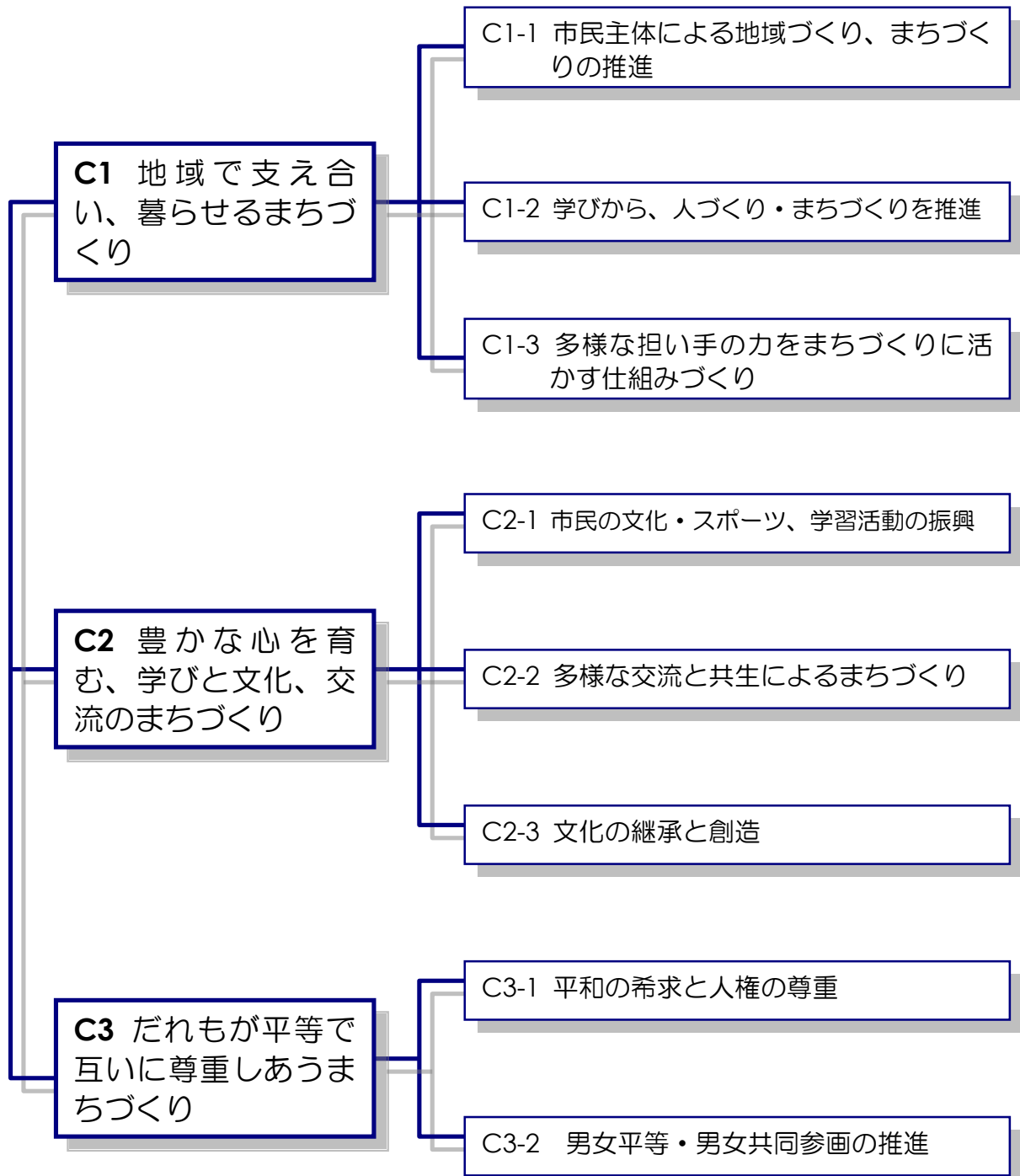
5 関連する主な計画

◆多摩市障がい者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画

第 3 章

みんなで楽しみながら

地域づくりを進めるまち



政策 C1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり

【現状と課題】

地域の中での人間関係の結びつきが希薄になりつつある中で、だれもが思いやりと支え合いの心を持ち、生きがいの持てる生活を送るために、地域コミュニティの再生・拡充や地域での支え合いが求められています。平成 23(2011)年 3 月には東日本大震災が起これ、隣人や地域との関係、地域のきずなの重要性がより一層増しています。また、より豊かに安全で暮らしやすい地域をつくっていくためには、市民が主体となった地域づくりを進めるとともに、地域を支える人材づくりや、さまざまな担い手による連携・協働の仕組みづくりが必要です。

自治会や住宅管理組合等では、防犯や清掃活動など主体的な取り組みを行っていますが、役員の高齢化やなり手不足、自治会等の加入率や未設置地域への新設などの問題があります。コミュニティ形成の拠点であるコミュニティセンターは、地域住民による運営協議会によって運営されていますが、今後も住民参加の拡充を図りながら、地域づくりの拠点としての機能をさらに強化していくことが求められています。

市内では市民団体によりさまざまな活動が行なわれています。市では、多摩 NPO センター^{※1} や多摩ボランティア・市民活動支援センター^{※2}、公民館等と協働・連携して、このような市民活動やボランティア活動の担い手の発掘・養成と活動の支援・促進を図っています。今後更に、これらの施設の適切な役割分担と機能発揮に配慮しつつ、市民、団体および行政の協働によるネットワークの拡大によって地域課題の解決力の向上を図っていくことが必要です。

※1 多摩 NPO センター：市内や近隣地域の市民活動団体など、さまざまな分野で非営利の公益的な活動をしている団体のための施設

※2 多摩ボランティア・市民活動支援センター：昭和 60(1985)年に開設した「多摩ボランティアセンター」が前身で、ボランティア活動や市民活動などに関する相談やコーディネート、情報配信や講座・研修会などを行う市民活動の拠点となる施設

今後 4 年間の重点的な取り組み

① 市民主体のまちづくりに向けた人材の発掘・養成 (⇒C1-1-5、C1-2-3)

- 多くの市民が地域課題を自らの問題として共有し、互いに支え合いながら課題解決に取り組むまちづくりを推進するために、その担い手となる人材の発掘・養成と活動の支援に取り組みます

② 市民との協働によるまちづくりの拡充 (⇒C1-1-2、C1-3-1)

- さまざまな地域課題に対し、市民とともに課題解決に取り組んでいくために、市民団体等との協働事業の改善や拡充を図るなど、市民との協働によるまちづくりを推進します

③ コミュニティ施設のあり方の検討 (⇒C1-1-4)

- 地域のコミュニティが今後も良好に維持されるよう、地域づくり・まちづくりの拠点としてのコミュニティセンター等の整備、地区市民ホールおよび老人福祉館の再構築等を図ります

施策 C1-1 市民主体による地域づくり、まちづくりの推進

1 施策の目指す姿

支え合いを通じた安心して暮らせる地域社会を形成するため、市民が自らの住む地域を自らの力で住み良くする取り組みを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①多摩ボランティア・市民活動支援センターの登録団体数	59 団体	80 団体	100 団体
②自治会・町会・管理組合※の加入率、加入団体数	56.1% 191 団体	57.0% 196 団体	57.6 % 200 団体
③コミュニティセンター運営協議会委員の人数	452 人	480 人	485 人

【出典：①多摩ボランティア・市民活動支援センター ②・③市民活動支援課】

※②の管理組合については、共有財産の維持管理という目的だけではなく、自治会・町会とともに自治の発展に寄与していただく必要があるため、目標値に含めている



からきだ菖蒲館



自治連合会総会

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

C1-1-1 市民の主体的活動への支援(⇒関連 E1-1-3)

- 自治会・管理組合、NPOおよび市民団体の活動やコミュニティセンター・公民館における活動等の市民の主体的な活動を支援します
- 自治会・町会・管理組合の加入率の向上や組織化されていない地域への自治会等の設立を促進します

C1-1-2 大学や企業等と連携したまちづくりの推進 (⇒重点 2)

- 地域の一員である大学や企業等と連携し、大学や企業等の知識や人的資源を活かしたまちづくりを進めます

C1-1-3 まちづくり活動に参加できる機会と場の拡充

- コミュニティセンターや公民館等、さまざまな施設で行われる地域の事業や活動の情報を発信し、市民一人ひとりが、自主的にまちづくり活動に参加できるような機会の充実や場の拡大を図ります

C1-1-4 コミュニティ施設のあり方の検討と整備 (⇒重点 3)

- 地域づくりやまちづくりの拠点である、コミュニティセンター等の施設や事業の充実を図ります
- 集会所の地元移管等を含めて、集会所のあり方について検討を進めます
- 地区市民ホール及び老人福祉館は、コミュニティセンターとともに、コミュニティ施設として整理していきます

C1-1-5 市民自治を支える仕組みづくり (⇒重点 1)

- 地域委員会構想の実現に向けた取り組みや住民投票制度など、市民の自治を支える仕組みを検討します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 自治会活動など、地域づくり、まちづくりに積極的に参加します
- 主体的にまちづくり活動を行います
- 事業者や大学等も地域の一員として、まちづくり活動に積極的に関わります

5 関連する主な計画

- ◆多摩市生涯学習推進計画

施策 C1-2 学びから、人づくり・まちづくりを推進

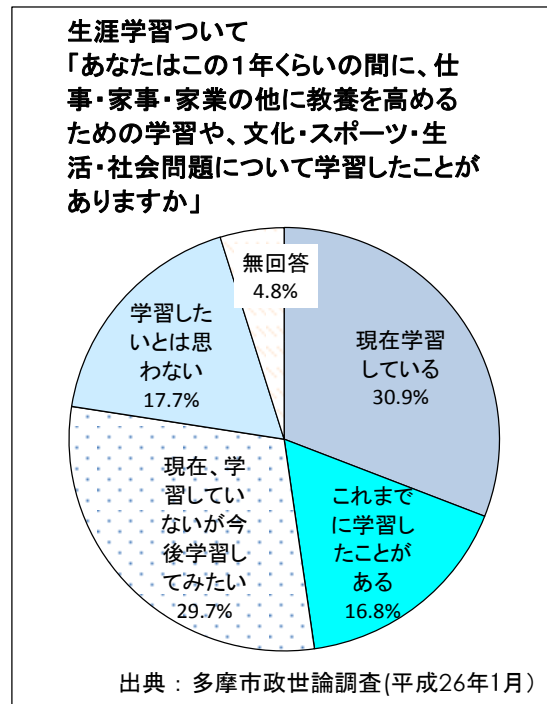
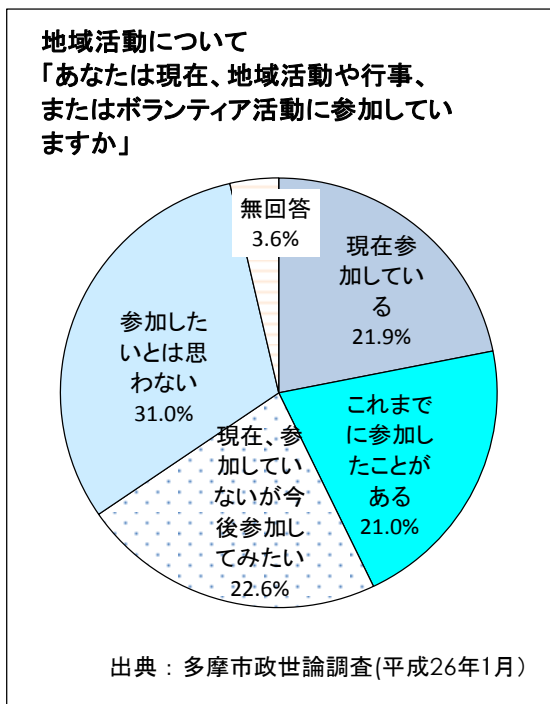
1 施策の目指す姿

それぞれの知識や経験を活かした地域づくり、まちづくりを進めるため、地域活動に気軽に参加できる環境が整い、市民相互の学び合いを通じた活動が活性化しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①地域活動にかかわる登録団体、 人数	79 団体 3,646 人	85 団体 3,900 人	90 団体 4,200 人
②地域活動につながる人材の発掘・ 養成に向けた講座事業数、受講者数	4 事業 436 人	4 事業 440 人	5 事業 450 人

【出典：①文化スポーツ課 ②文化スポーツ課・公民館】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

C1-2-1 地域の課題を学び合う学習機会の充実

- 行政課題・地域課題の情報共有を推進し、地域住民が自ら解決していく学びの場を提供します
- 市内大学、NPO および市民団体との協働を進め、学級・講座等社会教育事業（公民館事業）を充実します

C1-2-2 学んだことを地域に活かせる学びの機会の拡大

- 自ら学んだことを地域に活かすことにより、地域コミュニティが活性化するよう、学んだ市民と地域とを結びつける機会の拡大を図ります
- グループでの学習を通じて地域の課題を探り、解決につなげる公民館等講座事業を充実します

C1-2-3 地域活動につながる人材の発掘・養成（⇒重点1）

- 地域課題解決の活動につながる、人材の発掘・養成のための講座等を充実します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- まちづくりに対する関心を持ち、できることから活動をはじめます
- 講座等で習得した知識・技能を地域の中で活かします
- 事業者はそれぞれの特色を活かし、まちづくりの人材の発掘・養成に協力します



「ベルブゼミ」永山公民館

5 関連する主な計画

- ◆多摩市生涯学習推進計画

施策 C1-3 多様な担い手の力をまちづくりに活かす仕組みづくり

1 施策の目指す姿

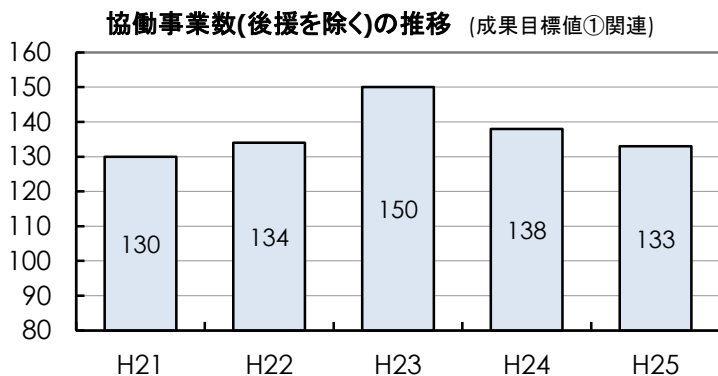
それぞれの地域やその時に応じた課題を解決していくために、市民と行政、また、市民同士が目標を共有し、信頼し合い、協働によるまちづくりを進めています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①協働事業* (後援を除く) の数	133 事業	170 事業	200 事業
②多摩ボランティア・市民活動支援センターの登録団体数	59 団体	80 団体	100 団体
③多摩 NPO センターの登録団体数	168 団体	180 団体	200 団体

【出典：①市民団体等との協働事例集 ②多摩ボランティア・市民活動支援センター ③市民活動調整担当】

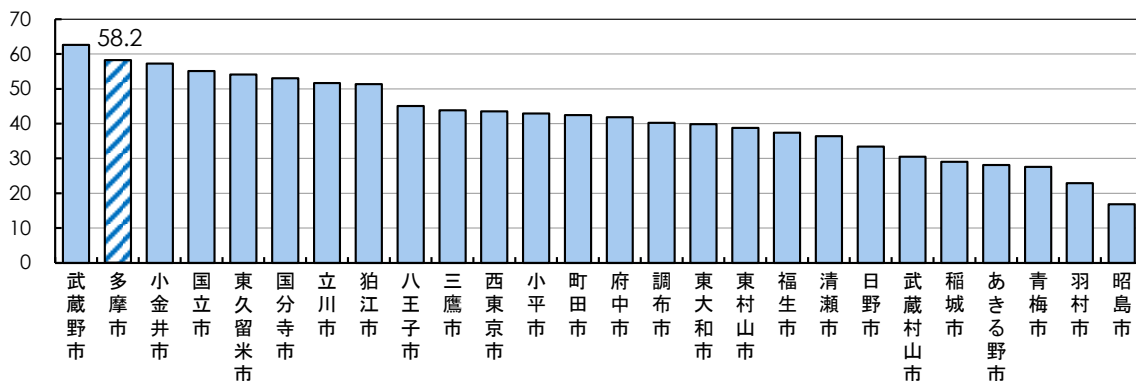
※①の協働事業は市民団体等と行政がそれぞれの特性を活かし、協力しながら対等な立場で実施する事業を指す



出典：市民団体等との協働事例集



人口10万人あたりNPO法人数(26市比較)



※NPO法人数は平成25年12月31日時点、各市の人口は平成26年1月1日時点

なお、NPO法人数の出典は下記のものを使用しているため、成果目標値のNPOセンター登録団体数とは異なります

出典：NPO法人数は「多摩地域データブック(2013(平成25)年版)」(財団法人東京市町村自治調査会編)

人口は東京都総務局統計部人口統計課ホームページ「住民基本台帳による世帯と人口 平成26年」

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

C1-3-1 協働による地域づくり・まちづくりの推進（⇒重点2、関連E1-1-3）

- 市民団体、市内大学、企業（事業者）等および市（行政）との協働事業のほか、市民相互の協働の促進に向けた情報提供や支援など、協働による地域づくり・まちづくりを推進します

C1-3-2 情報共有と相互理解の促進

- 多摩NPOセンター、多摩ボランティア・市民活動支援センターおよび公民館等を通じた市民活動情報や行政情報など、まちづくりに関する情報の共有を進め、市民と行政、市民同士の相互理解を促進します

C1-3-3 多様な担い手のネットワークの充実

- 市民団体をはじめとする多様な主体が、各々の特徴を活かしながら連携・協力して活動に取り組めるよう、団体相互のネットワークの充実を支援します
- 多摩NPOセンター、多摩ボランティア・市民活動支援センターおよび公民館など、市民活動を支援する組織や施設のあり方を検討し、効果的・効率的な連携や役割分担を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域内や市民間で話し合いながら、協力して住み良いまちをつくれます
- さまざまな活動団体等がジャンルや地域の枠を越えて連携・協力し合います

5 関連する主な計画

◆多摩市非営利団体との協働に関する基本指針

～ コミュニティエリアの基本的な考え方 ～

(1) 現状と課題

多摩市では、コミュニティ活動の推進のため、平成 13(2001)年度から（第四次多摩市総合計画以降）10 のコミュニティエリアを設定し、まちづくりの拠点としてのコミュニティセンターを中心に、コミュニティ環境の整備を進めてきました。これまで、コミュニティエリア内では、コミュニティセンターやその他の圏域施設（地区市民ホール、老人福祉館、図書館、児童館など）などにおいて、さまざまなコミュニティ活動が展開されてきました。

また、各学校においても、青少年問題協議会地区委員会や地域教育力支援事業（多摩市版学校支援地域本部）などを通して、地域の方々との連携が進んでいます。

現在、各地域では、少子化・高齢化の進展、人口減少社会の到来、ライフスタイル・価値観の多様化、人と人とのつながりの希薄化などを背景に、地域におけるさまざまな課題が複雑化、多様化しています。そうした課題の中には、行政による対応が難しいものも多く、また、既存の仕組みでは満たされないニーズも存在しています。そうした課題にきめ細やかな対応を行うためには、多様な担い手による取り組みを推進していくことが重要です。そのために、行政は、各コミュニティエリアにおいて、その担い手となる人材の発掘・養成と活動の支援に取り組む必要があります。

(2) ゾーニングの考え方

「コミュニティエリア」は、地域的な関係の深い地域同士における市民の多様な活動を想定した生活圏ですが、その範囲は固定的なものではなく、地域コミュニティ形成の状況に応じて弾力的に捉えていきます。

10 のコミュニティエリアは、地域コミュニティ育成のための地域設定であり、拠点機能を担う施設としてのコミュニティセンターの整備はこれを踏まえて進めてきました。

平成 23(2011)年度からスタートした第五次多摩市総合計画からは、コミュニティセンターをコミュニティの拠点とするとともに、新たに学校をコミュニティの核^{※1}と位置づけ、この二つを軸とすることを基本としています。

これまで、コミュニティセンターは、10 のコミュニティエリア中、7 エリアで整備してきました。配置されていない地域においては、他の施設での機能活用を含めて検討していきます。

なお、コミュニティセンター及び学校施設は、地域にとらわれない公益的活動やテーマコミュニティ活動の場としても機能しています。

コミュニティエリアのゾーニング図



※1 コミュニティの核：学校は、第一義的には児童・生徒の教育施設である。それに加えてハード・ソフトの両面において、地域コミュニティにおける多様な機能を有していることから、地域コミュニティの核(一定の範囲における中心的なもの)として位置付けること

コミュニティエリアの設定について

※世帯数・人口は平成 26(2014)年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による

コミュニティエリア	地域名 (仮称)	中学校区 <概ね>	小学校区 <概ね>	世帯数	人口	コミュニティづくりを 想定した対象圏域
第 1	関戸 一ノ宮	多摩中	多摩第一小 東寺方小	7,602	14,373	○関戸 1～5 丁目 ○一ノ宮 1～4 丁目
第 2	連光寺 聖ヶ丘	聖ヶ丘中	連光寺小 聖ヶ丘小	7,138	16,877	○連光寺 1～6 丁目 ○聖ヶ丘 1～5 丁目
第 3	桜ヶ丘	多摩中 和田中 東愛宕中	多摩第一小 多摩第二小 多摩第三小 東寺方小	3,720	7,973	○桜ヶ丘 1～4 丁目 ○関戸 6 丁目 ○貝取(番地)
第 4	東寺方 和田	和田中	東寺方小 多摩第二小	6,799	14,819	○東寺方(番地) ○東寺方 1 丁目 ○落川(番地) ○百草(番地) ○和田(番地) ○和田 1261 番地 <百草団地>
第 5	愛宕 乞田	東愛宕中	西愛宕小 愛和小 多摩第三小	7,982	16,319	○愛宕 1～4 丁目 ○東寺方 3 丁目 ○和田各 3 丁目 ○乞田(番地) ○永山 1 丁目 ○貝取 1 丁目 ○豊ヶ丘 1 丁目
第 6	馬引沢 諏訪	諏訪中	北諏訪小 諏訪小	7,367	15,364	○馬引沢 1～2 丁目 ○諏訪 1～6 丁目
第 7	永山	多摩永山中	永山小 瓜生小	6,395	13,169	○永山 2～7 丁目
第 8	貝取 豊ヶ丘	青陵中	貝取小 豊ヶ丘小	6,321	14,565	○貝取 2～5 丁目 ○豊ヶ丘 2～6 丁目 ○南野 1 丁目
第 9	鶴牧 落合 南野	落合中 鶴牧中	西落合小 東落合小 南鶴牧小	8,430	20,372	○落合 2～6 丁目 ○鶴牧 3～5 丁目 ○南野 2～3 丁目
第 10	唐木田 中沢 山王下	鶴牧中	大松台小	6,507	13,796	○唐木田 1～3 丁目 ○中沢 1～2 丁目 ○山王下 1～2 丁目 ○落合 1 丁目 ○鶴牧 1・2・6 丁目
合計				68,261	147,627	

政策 C2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり

【現状と課題】

「多摩市生涯学習推進計画」では、「だれもがまちづくりに参加し、そのことが楽しいと感じるような新しい価値観の発見こそが学びであり生涯学習である」という視点から、まちづくりにつながる生涯学習に焦点を当てています。文化・スポーツ活動も含め市民のニーズを自己実現や地域貢献につなげていくための仕組みが必要であるため、引き続き「多摩市生涯学習推進計画」のもと、学習機会の充実、情報提供等、文化・スポーツ活動を通じ、健康増進や生きがいづくりと合わせ、市民の豊かな心を育む取り組みを進める必要があります。

文化・スポーツの分野においては、子供たちの体力の低下、文化活動の担い手不足などが大きな課題となっています。そのような状況から、多摩市体育協会や文化団体連合、施設の指定管理者、教育委員会、近隣大学・企業等と連携を図りながら、全市域で「多摩市の文化・スポーツ」についての理解を広め、老若男女、障がいのあるなしを問わず、体力づくり・健康づくり、文化活動への参加を促進していくことがこれまで以上に必要となっています。

また、国際交流センターなど市民主導により、地域活動としての取り組みや草の根的な交流が実施されている中で、世代や地域、国籍等を越えた多様な交流・連携が求められており、友好都市及び近隣市との交流、異世代が参加・活動できるような取り組みとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組みを進める必要があります。

さらに、まちの歴史と文化の継承、質の高い文化・芸術の提供、文化芸術活動への支援などを通して、地域の活性化にもつながるよう、新しい文化の創造と発信が求められています。

今後 4 年間の重点的な取り組み

① スポーツの振興と環境整備 (⇒C2-1-1、C2-1-2)

- スポーツ推進委員と情報を共有し、だれもが身近にスポーツを楽しみながら、健康増進につながるよう、地域でのスポーツ活動を支援していきます
- 市民が身近にスポーツと接するために、多摩市体育協会や、企業・大学等との連携を強化します
- スポーツ施設の有効活用と市民がスポーツ体験や活動が気軽に行えるよう、指定管理者と連携を深めます
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、世界レベルの祭典を楽しむ土壌づくりや、スポーツを実践する機運の醸成とスポーツ活動の活性化に努めます

② 学習環境の整備 (⇒C2-1-1)

- 「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の実現を図りつつ、時代に合った学習情報環境を整備することにより、多様な価値観の中で、市民が必要な情報を得られるようにするため、図書館のあり方を分散型から集約型へ転換します。あわせて、地域での図書館サービスに関する市民活動を進めます

③ 文化・芸術を活用した事業の推進 (⇒C2-3-2)

- 市民が質の高い文化・芸術を身近に感じられ、また、文化・芸術活動に取り組み、これらが地域の活性化に寄与するように、市民文化の創造と発信を推進します

施策 C2-1 市民の文化・スポーツ、学習活動の振興

1 施策の目指す姿

こころ豊かな暮らしを送るために、市民は、整備された環境のもとで、文化・スポーツ、学習活動を気軽に楽しんでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①趣味のクラブや文化・スポーツサークル等に参加している市民の割合	42.2%	44.0%	45.0%
②市民文化祭の参加団体数、参加者数	31 団体 1,334 人	31 団体 1,350 人	32 団体 1,400 人
③週 1 回以上スポーツをした人の割合	32.0%	40.0%	50.0%
④市民 1 人当たりの、図書館の個人貸出冊数及びリサイクルで頒布した資料数	11.9 冊	12.0 冊	12.0 冊

【出典：①市政世論調査 ②文化スポーツ課 ③市政世論調査 ④多摩市の図書館（図書館事業報告）】



第 33 回 多摩市民文化祭



多摩市武道祭

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

C2-1-1 多様な学びや文化・スポーツ活動の環境整備（⇒重点1、重点2）

- 市民が文化・スポーツ活動を継続できるよう、関連施設の環境整備に努めます
- 市内の図書館をはじめとし、パルテノン多摩、地域の大学および市民団体等と連携し、市民のだれもが学びの情報や資料を取得できる環境を広げます
- 多摩市体育協会、文化団体連合、国際交流センターとの連携体制を強化し、文化・スポーツ・交流活動の輪を広げます
- 民間企業のカヤノウハウを活用し、多摩市全域が元気になるような、文化・スポーツによるまちづくりを目指します。
- 文化・スポーツ施設が有効に活用でき、体験や活動が気軽に行えるよう、指定管理者と連携を深めます
- 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として、市民のだれもがスポーツに親しむ気運の醸成やスポーツ活動の活性化に努めるとともに、国や東京都、近隣市等とも協力しながら、国際理解、国際交流、観光などのまちづくりを推進します

C2-1-2 多様な学びや活動のニーズに応える機会提供（⇒重点1、関連B1重点2、B1-1-4）

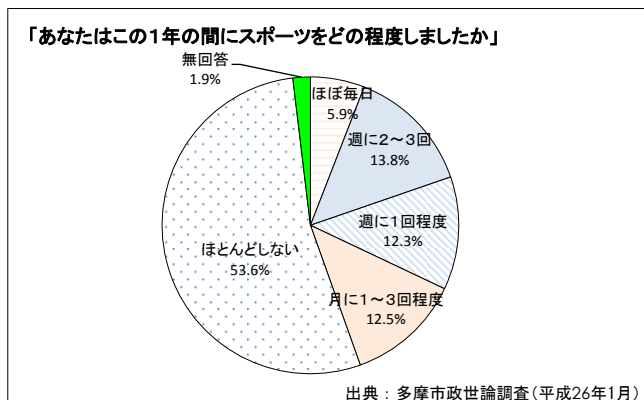
- 市民が文化・スポーツ、学習活動に参加しやすくするために、情報提供や講座等を通じて学びの場を提供します
- スポーツ推進委員と情報共有し、だれもが身近にスポーツを楽しみながら、健康増進につながるよう、地域でのスポーツ活動を支援します
- 市民が身近に文化・スポーツと接するために、企業等との連携を推進します
- 幅広い世代が気軽に参加・活動できるイベントの実施や、公民館等で行う学級・講座等、社会教育事業の充実を図ります

C2-1-3 市民の文化・スポーツ、学習活動の支援

- 広く協働の手法などを活用し、社会教育施設や文化・スポーツ施設等での市民団体の活動を支援します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 生涯を通じて文化・スポーツ活動を楽しみます
- 様々な活動団体等が、市民向けの講座を開講します
- 事業者は活動の場の提供に協力します



東京ヴェルディによる
子どもサッカー体験事業（ハケ岳）

5 関連する主な計画

- ◆多摩市生涯学習推進計画

施策 C2-2 多様な交流と共生によるまちづくり

1 施策の目指す姿

豊かなところを育み、いきいきとしたコミュニティを醸成していくために、世代や地域、国籍等を超えて、お互いを認め尊重し合いながら、多様な交流・連携が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①コミュニティセンターを中心とした地域内の交流事業の実施数、参加者数	16 事業 20,583 人	26 事業 23,000 人	29 事業 25,000 人
②コミュニティセンターを中心とした世代間交流事業の実施数、参加者数	13 事業 6,184 人	16 事業 6,400 人	18 事業 6,600 人
③友好都市市長野県富士見町ほか、他市との交流・共同事業数、参加者数	7 事業 4,522 人	8 事業 4,600 人	9 事業 4,700 人
④国際交流活動に「参加している」、「参加していた」、「参加したい」市民の割合	6.8%	7.5%	8.0%

【出典：①・②市民活動支援課 ③文化スポーツ課ほか関係各課 ④市政世論調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

C2-2-1 地域内交流、世代間交流の推進

- コミュニティセンター等の事業や、自治会・町会・管理組合、地域の団体などの主体的な事業を支援し、世代間のふれあいをさらに推進します

C2-2-2 地域間の連携・交流の推進

- 文化・スポーツの交流事業のほか、図書館の相互利用など近隣市との広域連携や交流をさらに進めるとともに、市民の自発的な交流を支援します

C2-2-3 国際交流の推進

- 多摩市国際交流センター※¹における国際交流・国際理解事業、外国人生活支援事業等に対する支援をはじめ、企業や大学等の多様な主体による市民レベルの国際交流を推進します

C2-2-4 多文化共生の取り組みの推進

- 多文化共生※²社会の実現を目指し、外国人生活支援事業、在住外国人・来訪者への外国語サイン（標示、案内板）の整備に取り組むとともに、様々な交流事業などを支援します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 世代や国籍等を問わず互いを理解し、様々な交流をします
- 友好都市市長野県富士見町ほか、他市との交流を深めるために、文化・スポーツ活動等をします

※1 多摩市国際交流センター：非営利の国際交流団体。市民ボランティアが中心となって、外国人のための日本語教室、生活情報紙の発行、生活相談等の外国人支援事業のほか、市民の国際理解推進のために、市民と外国人の交流事業などを行う

※2 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

施策 C2-3 文化の継承と創造

1 施策の目指す姿

「ふるさと多摩」への愛着を持って豊かな地域社会づくりを進めるために、まちの歴史と文化を継承するとともに新たな地域文化の創出に向け、多様な市民活動が活発に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①郷土資料室及び文化財資料室の 小学 3・4 年生の見学者割合	70.0%	73.0%	75.0%
②郷土文化の公開、文化財施設の入 場者数・入館者数	170,016 人	173,000 人	177,000 人
③パルテノン多摩来館者数(年間)	507,482 人	521,000 人	534,000 人

【出典：①教育振興課 ②文化スポーツ課・教育振興課 ③文化スポーツ課】

3 主な施策の方向性(施策を実現する手段)

C2-3-1 文化・歴史の継承と発展

- 旧北貝取小学校跡地施設を中心に、旧多摩聖蹟記念館、旧富澤家、旧加藤家および旧有山家等を活用し、多摩の文化、歴史に関する各種事業を実施します。また、学校教育と連携し、文化財資料等の活用により、次代を担う子どもたちをはじめ、広く市民に伝統文化に触れる機会を創出します
- 文献資料や文化財は、多摩市や多摩ニュータウンの歴史を知り、まちづくりの資源として、後世に引き継ぐ必要があります。図書館、パルテノン多摩等の市の施設をはじめ、市内外の各種機関と連携を強化し、適切な保護・整理・保管を行います

C2-3-2 新しい文化の創造と発信(⇒重点 3)

- 市民が身近に文化・芸術を感じられ、また、これらが地域の活性化に寄与するように、市民と協働して文化・芸術の活用と振興に取り組みます
- パルテノン多摩において、引き続き質の高い文化・芸術を市民に提供するとともに、文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と発信を推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 伝統文化に触れる地域の催しなどに積極的に参加します
- 地域の文化、歴史を継承し、記録に残します

政策 C3 だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり

【現状と課題】

本市では、様々な世代、立場の方が個人や団体あるいは地域といった中で性別や国籍を超えて、多様な活動を行っています。その基盤には世界平和、人権尊重、男女平等参画といった基本的な理念があり、これらの理念を市民と共に、より深く浸透させていく必要があります。

世界の恒久平和に向けて、「多摩市非核平和都市宣言（平成 23(2011)年 11 月）」を行い、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に語り継ぐため、平和啓発事業を展開していますが、戦争を知らない世代がほとんどを占める今日において、今後はより多くの方が参加できるよう、より効果的な事業内容等を検討する必要があります。

お互いを思いやる人権尊重の理念を普及するために、様々な人権問題の講演会等を開催し、パネル展示等啓発を行っており、今後も引き続き推進していく必要があります。

男女平等・男女共同参画の推進に向けては、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（平成 26(2014)年 1 月施行）に規定する「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に基づき、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止や被害者保護に係る市の取り組みを、行動計画の中に位置づけて推進するとともに、とりわけ事業者に対してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を浸透させていくことが課題です。

今後 4 年間の重点的な取り組み

① 平和啓発事業の推進 (⇒C3-1-1)

- 平和意識の高揚を図るため、より多くの方が参画できる「平和展」等の事業を展開します
- 「多摩市非核平和都市宣言」に基づき、平和の尊さを次世代に語り継ぐため、引き続き市内在住の児童生徒を対象とした子ども広島派遣事業などを実施します

② 人権啓発事業の推進 (⇒C3-1-2)

- 自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことの理解を深めるため、広報や「人権啓発講座」などの事業を展開します

③ 男女平等・男女共同参画社会の推進 (⇒C3-2-1、C3-2-2、C3-2-3、関連 E1-1-3)

- 男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会を実現するため、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（平成 26(2014)年 1 月施行）に規定する「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を推進します。また、条例の理念である「誰もが人権を尊重し、個性豊かにいきいきと暮らせる男女平等参画社会」の実現に向けて、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくり、性的指向・性自認などに関する理解の浸透や相談などの取り組みを進めます

施策 C3-1 平和の希求と人権の尊重

1 施策の目指す姿

こころ豊かにいきいきと暮らせるまちであるために、市民一人ひとりが世界の恒久平和の実現に向けて努めるとともに、人権の尊さを深く認識し、差別をなくす土壌がつくられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
① 「多摩市平和展」の入場者数	1,718 人	3,000 人	3,000 人
② 人権啓発事業参加者延べ人数	4,756 人	4,800 人	5,000 人

【出典：①・②市民生活課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

C3-1-1 平和意識の普及・啓発の推進 (⇒重点 1)

- 平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会への参加を通じて、全国の想いを共有する自治体と連携し、平和への意識の浸透を図ります
- 「平和展」や多様な事業連携等により、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えます。また、世界平和と人々の幸福を希求しつつ、平和の意義を認識し、平和意識の高揚を図ります

C3-1-2 人権教育・啓発の推進 (⇒重点 2)

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に基づき、人権擁護委員や法務局等、関係機関との連携を図りながら、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、全ての人々の人権が尊重されるよう講演会や展示会、広報等の啓発活動を展開します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 平和に対する認識を深めます
- 人権を尊重することの重要性を正しく認識します



第 20 回多摩市平和展

施策 C3-2 男女平等・男女共同参画の推進

1 施策の目指す姿

男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会を実現するために、あらゆる分野において男女がともに参画して活動しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市の行政委員会、付属機関等における女性委員の比率	38.9%	47.3%	50.0%
②TAMA 女性センターの利用者数	6,968 人	7,600 人	7,900 人

【出典：①TAMA 女性センター 推進状況評価報告書（平成 25 年度） ②TAMA 女性センター】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

C3-2-1 男女平等・男女共同参画に向けた啓発事業の展開と支援 (⇒重点 3)

- 啓発紙や公式 HP、講座等の事業を通じ、多方面への啓発事業の展開を図ります
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを進めます
- DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶に向けた取り組みを進めます

C3-2-2 女性の多様な選択を可能にする環境整備 (⇒重点 3)

- 講座等の事業を通じ、学びやスキルアップの場・機会を提供します
- 相談事業等を通じ、困難な状況にある女性の自立を支援します
- 関係機関等と連携し、仕事や地域活動など多様な選択につながる取り組みを進めます

C3-2-3 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の制定に伴う事業の推進 (⇒重点 3)

- 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを目指します(⇒関連 E1-1-3)
- 性的指向・性自認などに関する理解の浸透や相談などの取り組みを進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 市民は、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、男女平等参画社会の実現に努めます
- 事業者は、従業員がワーク・ライフ・バランスを実現できるような職場環境づくりに努めるとともに、女性の参画促進に努めます

写真の掲載

TAMA女と男がともに
生きるフェスティバル
2013の様子

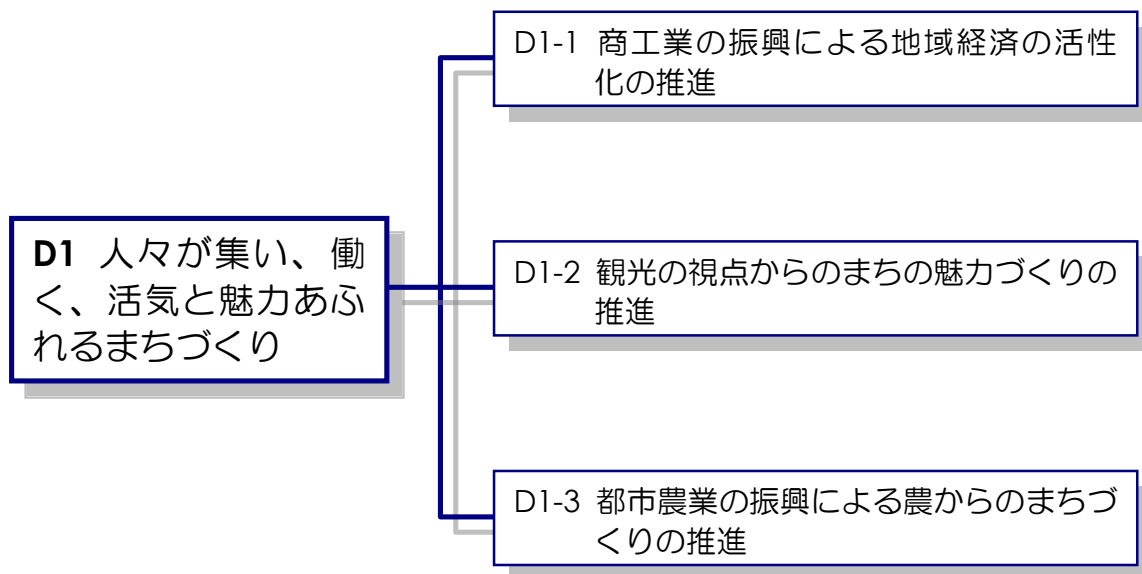
5 関連する主な計画

- ◆多摩市女と男がともに生きる行動計画

第4章

働き、学び、遊び、

みんなが活気と魅力を感じるまち



政策D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり

【現状と課題】

多摩市は住宅だけにとどまらず、働き、学び、遊ぶという視点に立ち、商業・業務・文化などの機能を兼ね備えた多機能複合型都市を目指してきました。

この20年間で地域経済を取り巻く環境は、少子化・高齢化の進捗、規制緩和、経済のグローバル化等により大きく変化し、特に商業については、規制緩和による大規模店舗の立地など周辺環境の変化や住民の消費行動の多様化等の影響を受けています。また、駅周辺の拠点地区も他地域の都市との競争が激しくなっています。これらの影響を受け、事業者にとって厳しい経営環境が続いています。

今後、まちの活力を維持し、税収の確保や雇用機会を創出していくためには地域経済の活性化やまちの魅力づくりが必要です。また、既存の企業の地力を伸ばすとともに、新たな企業の誘致や新しいビジネスを創出できるよう、市域に事業所が立地できる用地の確保も課題となっています。さらに、地域にある資源を活かした観光の視点からのまちの魅力づくりを進めながら、これらの情報を広く内外に向けて発信することで来街者や、多摩市に住みたいと思う人を増やしていくことが重要です。あわせて、市民や来街者の消費行動を活性化させ、地域の活力を生み出すためには、市民、市民団体、大学およびNPOなども含めた多様な担い手を育てるとともに、関係事業者や関係機関との連携や協働も一層重要となっています。

市内の農家戸数及び農地は、都市化の進展とともに減少を続けており、農家数107戸、農地面積約45haにまで減少しています。また、農家の就農年齢が高年齢化する中で、後継者など担い手の確保が課題となっています。

この厳しい状況下ですが、最近では地産地消や食育の観点から農業への関心が高まりを見せ、また農地が持つ多面的な機能も見直される中で都市農業に対する理解が進んでいます。

今後も都市農業が生き残るためには農業経営の安定化と次世代の担い手の育成を図ることが必要です。また、地産地消や食育などの取り組みを通じて市民の農業への理解をさらに進めることも必要です。

そして、これらさまざまな取り組みをつなぎ合わせる仕組みを構築することで、さらなるまちの魅力や活気を生むことが重要です。

今後4年間の重点的な取り組み

① 地域の特性に応じた商工業の振興 (⇒D1-1-1、D1-1-2)

- 中小企業等への支援や新たな商店街振興策を商工会議所などと連携して取り組みます
- 地域の活力を維持していくため、産学官連携による創業支援事業を実施し、新しいビジネスの創出を促進していきます

② 企業誘致の推進 (⇒D1-1-3)

- 将来にわたって安定した税収の確保と雇用機会を創出するため、企業誘致条例を制定し、これまで8企業の誘致(平成26年末時点)をすることで、安定した税収を確保してきました。今後も引き続き、企業誘致の取り組みを推進します

③ 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進 (⇒D1-1-5、D1-2-1、D1-2-2、D1-2-3)

- 市内の二大拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地および多摩センター地区の活性化を進めるため、市民・事業者と協働したイベントを開催します。また、みどり豊かな本市の自然や風景、歴史的な資源をはじめ、「ハローキティ」や映画「耳をすませば」などの地域資源を活用した取り組みを通して、新しいまちの魅力を創造し、その情報を広く国内外に発信していきます
- 聖蹟桜ヶ丘駅周辺の活性化のため、市、市民および関係機関等との協議・連携により、せいせき多摩川花火大会の新生復活やイベント等によるまちのにぎわい空間演出と誘客推進に取り組みます

④ 都市農業の振興 (⇒D1-3-1)

- 次世代を担う農業者を育成するため、新たな担い手育成や農業経営をサポートする仕組みづくりに取り組みます
- 市民の農への理解を深めるため、イベント等を通じて地産地消や食育の取り組みを推進します

施策 D1-1 商工業の振興による地域経済の活性化の推進

1 施策のめざす姿

市民の豊かな暮らしに貢献する活力あるまちをつくるために、個性と魅力ある商店街の形成が図られ、また市民・大学などと企業との連携・協働による取り組みにより、新たなビジネスが育つなど、企業活動が活発になり、市内で雇用も創出されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①事業所数	3,997 事業所 (平成 21 年度)	4,000 事業所	4,050 事業所
②企業誘致条例による指定企業数	8 社	10 社	未設定※
③従業員数	66,931 人 (平成 21 年度)	67,000 人	67,200 人
④市内 4 駅の 1 日平均乗降客数	319,737 人 (平成 24 年度)	350,000 人	385,000 人

【出典：①・③平成 21 年度経済センサス基礎調査 ②経済観光課 ④東京都統計年鑑】

※②の目標値(平成 36 年度)については、条例の延長が不明確であるため未設定とした



ビジネススクエア多摩（創業支援施設）



商店街でのイベント



企業立地が進んだ多摩センター地区

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

D1-1-1 中小企業等への支援及び商店街振興の推進（⇒重点1）

- 中小企業等への支援や円滑な事業継承が行われるよう、商工会議所などと連携して取り組みます
- 国や都の支援策を積極的に活用した商店街の活性化や、より買い物しやすい環境整備に取り組みます

D1-1-2 新たな仕組みによる産業振興の推進（⇒重点1）

- 創業支援事業を実施し、市内での開業件数の向上と地域の活性化を推進します
- 市内企業との直接意見交換や産学官連携に取り組み、地域経済の活性化や今後の産業振興の取り組みや、その方向性について検討を進めます
- 農商工の連携を進め、新たな製品づくりや誘客につながる取り組みを推進します

D1-1-3 企業誘致の推進（⇒重点2）

- 圏央道の開通や尾根幹線の整備などにより、まちの潜在能力が向上することから、多摩ニュータウン内の未利用地等へ引き続き企業誘致を進め、将来にわたって安定した税収の確保と雇用機会の創出により、地域経済の活性化に取り組みます。業務施設等の立地誘導を図るため、ニュータウン再生やまちづくりの計画と連動した検討を進めます。また、駅周辺への商業集積にも努め、にぎわいのあるまちづくりを進めます

D1-1-4 就労支援の推進

- 国・東京都と連携して、永山ワークプラザ^{※1}の運営、就労支援セミナーや就職面接会などの充実に取り組むとともに、産業振興を図ることにより雇用機会の創出に努めます

D1-1-5 地域拠点の活性化（商業機能、業務機能の集積の推進）（⇒重点3）

- 都市間競争が激しくなっている中、二大拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター地区の活性化については、様々なイベント等により年間300万人以上の誘客効果をあげていますが、更なる活性化に取り組みます。また、多摩センター地区は国の業務核都市^{※2}や東京都における多摩地域の拠点として位置づけられおり、商業機能、業務機能等の集積に向けて取り組みます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 市内の店舗で買い物するなどにより、地域経済の活性化に寄与するよう努めます
- 事業者は雇用機会の創出に努めます
- 事業者は駅周辺の活性化に努めます

5 関連する計画

◆多摩市商業活性化計画

※1 永山ワークプラザ：「職業相談・紹介」専門のハローワーク府中の出先機関で、都内及び近県のハローワークに申し込まれた求人情報の検索などができる

※2 業務核都市：東京圏における住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となるべき都市

施策 D1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

1 施策のめざす姿

市内外から多くの人々が訪れ、にぎわいが創出されるまちづくりを進めるために、市民と事業者が協働して、地域にある資源や個性を活かした街の魅力づくりを実践し発信するなど、さまざまな活動が活発に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①ロケ撮影受入件数	152 件	153 件	155 件
②聖蹟桜ヶ丘駅周辺(2 イベント)・多摩センター駅周辺(10 イベント)での主なイベントの集客数	319 万人	330 万人	360 万人

【出典：①・②経済観光課】



多摩センターイルミネーション(11月～1月)



乞田川の桜(4月)



市内でのロケ撮影の風景



ハロウィン in 多摩センター(10月)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

D1-2-1 観光資源の発掘、活用による観光の推進（⇒重点3）

- みどり豊かな本市の自然や風景、史跡などの資源をはじめ、ハローキティにあえる街事業の展開や映画「耳をすませば」などの地域資源を活用します。また、新たな観光資源の発掘に努めます
- 観光を取り入れた商店街の活性化や他地域と共同した取り組みなどを進めていきます
- 東京オリンピック・パラリンピックなどを契機に、訪日外国人観光客の誘客を図るため、事業者などと連携した取り組みを進めます

D1-2-2 まちの魅力の発信（⇒重点3）

- 映像を通じてまちの魅力を発信するフィルムコミッション事業や観光マップなど様々な手法により、まちの魅力や地域資源を広く内外に発信します

D1-2-3 にぎわい空間の創出、演出による誘客の推進（⇒重点3）

- 多摩センター地区のパルテノン大通りやハローキティストリート・しまじろう広場^{※1}などをより一層活用した取り組みを行い、にぎわい空間の創出、演出や発信による誘客を図ります
- 多摩センター地区の四季折々のイベントなどを市民・事業者と協働して取り組み、誘客を図ります。また、市内で開催されるイベント間の連携した取り組みの可能性について検討します

D1-2-4 担い手づくりの推進

- 観光サポーターづくりなど市民・事業者の観光に関する意識を醸成するとともに、その担い手づくりを推進し、商工会議所とも連携しながら観光に関する新たな組織づくりに取り組みます

D1-2-5 特産品づくりなどの推進

- 「多摩のお土産」など特産品づくりなどに取り組みるとともに、「多摩市ブランド」の検討を行い、農商工連携の取り組みを進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・わが街への愛着心を高め、街の魅力を再発見、発掘するよう努めます。また、魅力あるまちづくりのためのイベントには積極的に参加します
- ・まちをきれいにする美化活動を行うなど「おもてなし」の心を持って来街者を迎えます
- ・事業者は魅力あるまちづくりに協力します

※1 ハローキティストリート・しまじろう広場：「ハローキティストリート」とは、多摩センター地区のパルテノン大通りからサンリオピューロランドに至る通りの通称名。「しまじろう広場」とは、ベネッセビル東側の広場の通称名

施策 D1-3 都市農業の振興による農からのまちづくりの推進

1 施策のめざす姿

市民の農業への理解を高め、安定した農業経営と農地の保全がなされるために、地産地消や食育に関して様々な活動が展開されるとともに、市民が多様な形で「農」に触れあい、魅力と活力ある農業により担い手も確保されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①認定農業者数	5 戸	8 戸	10 戸
②農地面積	44.7ha	現状維持	現状維持
③家庭菜園及び体験型市民農園数	10 箇所	11 箇所	13 箇所

【出典：①～③経済観光課】



聖蹟桜ヶ丘駅前「いきいき市」



市内農地（一ノ宮地区）



農業委員会と児童館との共催による体験農業

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

D1-3-1 魅力・活力ある都市農業の展開（⇒重点4）

- 将来にわたって魅力・活力ある農業を確立するために、認定農業者制度^{※1}の活用による農業経営の改善を進めます。また、農業経営の発展のため、生産から流通・販売まで一貫して行う農業の「6次産業化^{※2}」についても検討します
- 担い手となる農業者の減少に歯止めをかけるために、後継者向けの経営講座の開催、農作業の受委託制度や援農ボランティアなどの新たな支援の仕組みの検討などを行い、次世代の担い手育成と農業者を支える仕組みづくりに取り組みます
- 農業者との座談会の開催などを行い、農業者の課題把握に努めます
- 上記の取り組みについては、JA（農業協同組合）、都農業改良普及センターなどの関係機関と連携・協働して進めます。また、大学とも連携した取り組みを進めます

D1-3-2 農地の保全と活用

- 農地の保全と活用を促進するために、営農環境の整備などに取り組みます
- 景観・環境・防災へ貢献する農地の保全に努め、農地の多面的な機能活用を図ります
- 農地法の規制緩和による企業の農業への参入意欲の高まりやスローライフ志向による市民の農業への関心の高まりなどを活かして、新たな農地保全の仕組みを検討します

D1-3-3 農からの地域づくり

- 市民の農への理解を深め食育を推進するために、学校教育等との連携やふれあい体験事業の充実を図ります
- 地産地消を推進するために、直売施設の拡充、学校給食等への市内産農産物の供給、市内産野菜のPRなどの充実を図ります
- JAなどと連携して体験型市民農園^{※3}などの整備を進めるとともに、参加型イベントや専用ホームページを通じて、多摩市農業のPRに取り組むなど農からのまちづくりを進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 農の体験を通じて都市農業への理解を深めます
- 地産地消を進めるため、農業者は新鮮で安全・安心な農産物を供給し、市民は積極的に購入します

5 関連する計画

◆多摩市農業振興計画

※1 認定農業者制度：農業者が経営発展を図るために立てた農業経営改善計画を市が認定し、支援する制度

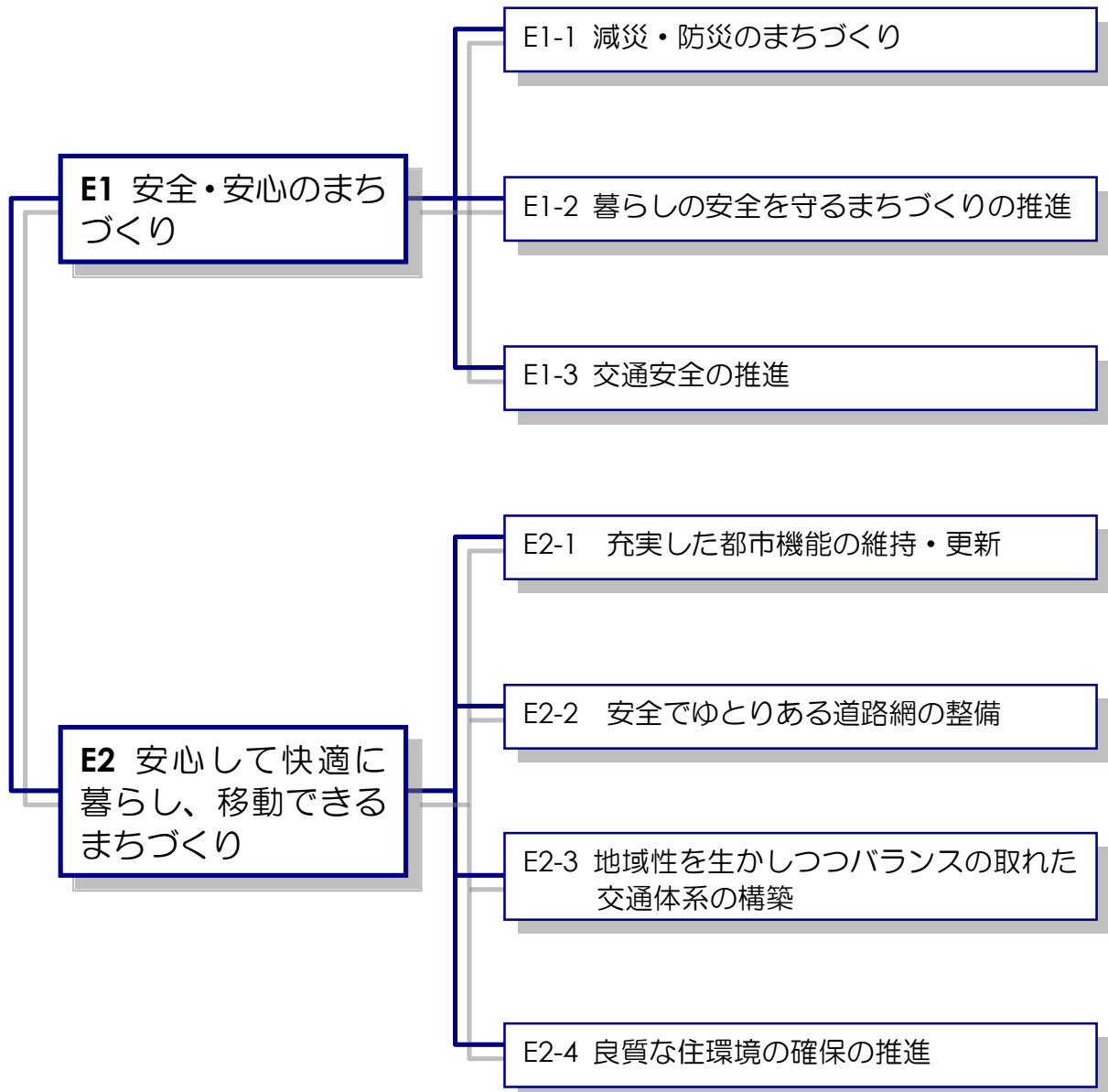
※2 6次産業化：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開していく経営の多角化のことを指す造語。国では、いわゆる「六次産業化法」を制定し、農林漁業者の取り組みを推進している

※3 体験型市民農園：農園開設者の指導により農業体験を中心に行う農園

第5章

いつまでもみんなが住み続けられる

安全で快適なまち



政策 E1 安全・安心のまちづくり

【現状と課題】

本市では、平成 25(2013)年 12 月に「多摩市地域防災計画」の全面的な修正を行いました。この計画では、東日本大震災以降の計画停電、帰宅困難者への対応および被災地への職員派遣から得た教訓や、女性や災害時要援護者等の視点を踏まえるとともに、東京都が公表した被害想定に基づく見直しを行いました。

今後 30 年で 70%の確率で発生すると言われていた首都直下地震や、近年、頻繁に発生している風水害など、様々な災害に対応し、多摩市内の被害を最小限に抑える必要があります。このため、日ごろの予防対策、災害発生時の迅速な応急・復旧対策を実施し、市民とともに、災害に強いまち・防災都市 多摩の実現を目指します。また、新型インフルエンザなど新たな脅威への対策も含めた危機管理対策を構築します。

市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、振り込め詐欺などの特殊詐欺、ひったくり、自転車盗などの非侵入窃盗犯罪は依然として多く、子どもたちを狙った不審者の出没情報も多く寄せられています。平成 21(2009)年 9 月に策定した「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」に基づき、市民および関係機関との連携を図りながら、引き続き安全で安心なまちづくりの実現を目指します。市民の消費生活の安定及び向上を確保し、消費者被害の救済と解決を図るため、さらに消費者相談などの充実を図る必要があります。

近年、高齢化の進展等により、「空き家」が増加しており、防災、防犯、環境などの面で全国的に課題となっています。法的整理を含め、私有財産である「空き家」への総合的な対策を進める必要があります。

交通事故の全体件数は減少していますが、高齢者や自転車による事故の割合が増加しており、その対策が急務です。特に、自転車の事故は、加害者に対する高額な賠償請求事例も多く、社会問題化しています。なお、放置自転車は減少傾向にありますが、通行障害防止や街の景観の維持向上のため、自転車の放置防止に関する啓発活動を推進します。

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 多摩市地域防災計画に基づく防災体制の強化 (⇒E1-1-5)
 - 多摩市地域防災計画に基づき、災害時の情報伝達手段を含め、あらゆる防災体制の強化を推進します。また、自治体や民間企業との災害時応援協定締結を積極的に進めるとともに、災害時医療に関する医療機関等との情報共有の充実を図ります
- ② 非常用食糧・避難所用資器材の備蓄 (⇒E1-1-2)
 - 新たな被害想定に基づき、増大した食糧及び避難所用資器材の備蓄を推進するとともに、防災倉庫の拡充を図ります
- ③ 住宅、民間特定建築物の耐震化の促進 (⇒E1-1-1)
 - 住宅の耐震化を支援し、民間特定建築物の耐震化の促進を図ります
- ④ 消防団の充実及び自主防災組織の拡大並びに自主防犯活動団体の結成支援(⇒E1-1-3、E1-1-4、E1-2-2)
 - 消防団員並びに自主防災組織数の確保を図り、地域防災力の向上及び市民の防犯意識の高揚を目指します
- ⑤ 空き家対策 (⇒E1-2-5、関連 E2-4-2)
 - 「防災面、防犯面、環境面等から問題となっている空き家」について、国の動向も踏まえて、総合的な対策を進めます

施策 E1-1 減災^{※1}・防災のまちづくり

1 施策の目指す姿

市民の誰もが安全で安心して暮らすために、住宅の耐震化により大地震にも耐えられる安全性が確保され、また、市内全域で自主防災組織が結成され、災害時にはお互いに助け合う共助の精神が行き届いています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①民間特定建築物 ^{※2} の耐震化率 公共建築物の耐震化率	93.5% 78.0%	95.0%以上 90.0%以上	100% 95.0%以上
②自主防災組織数	165 組織	180 組織	198 組織
③自主防災組織合同訓練実施組織数	64 組織	65 組織	70 組織

【出典：①～③防災安全課】

※1 減災：大規模な災害が発生しても、被害を拡大させず、最小化する取り組み

※2 民間特定建築物：「耐震改修の促進に関する法律」第 6 条に定める建築物。百貨店・病院・福祉施設など多数の者が利用する、一定面積以上の建物を指定している



総合防災訓練（初期消火訓練）



総合防災訓練（消防団の活動）



自主防訓練（煙体験訓練）



地区防災倉庫

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E1-1-1 建築物の安全性の確保と都市施設の防災性強化（⇒重点3）

- 昭和 56(1981)年 5月 31 日以前の旧耐震基準の住宅、民間特定建築物等の耐震化を促進します(関連 E2-4-2)
- 都市施設の耐震性確保のため、橋りょう・下水道施設の耐震改修工事を実施します
- 都市型の集中豪雨時の対応のため、雨水排水ポンプ施設を整備します

E1-1-2 非常用物資・設備の充実（⇒重点2）

- 首都直下地震等に備え、避難者 33,000 人に対する食糧、避難所用資器材等の備蓄および災害用各種設備の充実を図ります。また、女性や災害時要援護者等に配慮した資器材の備蓄を進めます

E1-1-3 市民の防災意識の向上と地域防災体制の充実（⇒重点4、関連 C1-1-1, C1-3-1, C3-2-3）

- 市民の防災行動力を高めるため、総合防災訓練等を通じて啓発活動、広報活動、防災教育等の推進を図ります。また、宿泊を伴う避難所設置設営訓練等、訓練内容の創意工夫を行い、リアリティのある防災訓練を実施します
- 防災・減災に積極的に取り組む地域づくりを目指すために、自主防災組織の結成促進や、女性や障がい者が自主防災組織活動に参加しやすい仕組みづくりを目指します。また、災害時要援護者^{※3}と地域の連携を深め、平素からの見守り活動や、災害時における避難態勢及び安否確認態勢を充実するため、地域主導による「災害時要援護者避難支援個別計画」の策定を支援します

E1-1-4 消防団の充実（⇒重点4）

- 災害現場で消防署隊と円滑な活動ができるよう、消防団の充実を図ります

E1-1-5 危機管理態勢の強化（⇒重点1）

- あらゆる災害に対して、市民の安全・安心の確保を図るとともに、応急・復旧活動を円滑に行うため、消防署をはじめとして、関係防災機関、友好都市である長野県富士見町のほか、北海道置戸町、中越大震災ネットワークおぢや^{※4}加盟団体と連携・協力しながら、必要な態勢の強化を図ります。また、災害時応援協定締結都市（市・町）の拡大を図ります
- 災害時における医療救護態勢を確立するために、災害医療コーディネーター^{※5}を中心とし、多摩市医師会、多摩市歯科医会、多摩市薬剤師会および多摩市接骨師会と連携を図り、必要な態勢の強化を図ります
- 市役所本庁舎の今後について、改めて防災の視点に立った検討を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 建築物の耐震化、家具転倒防止器具の設置等の予防措置、食糧等の備蓄、防災訓練への参加などに努めます
- 自治会等は災害時要援護者への支援を行い、地域で支え合います
- 事業者は災害の予防に努めるとともに、災害時における様々な支援に積極的に努めます

5 関連する主な計画

- ◆多摩市地域防災計画 ◆多摩市耐震改修促進計画 ◆多摩市国民保護計画
- ◆多摩市災害時要援護者避難支援計画

※3 災害時要援護者：災害から身を守るため、一連の防災行動を取る際に、支援を必要とする者

※4 中越大震災ネットワークおぢや：平成 16(2004)年の中越地震を契機に、小千谷市を支援した自治体の参加により発足した、災害時相互応援協定を結んだ組織

※5 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言し、医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う医師

施策 E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

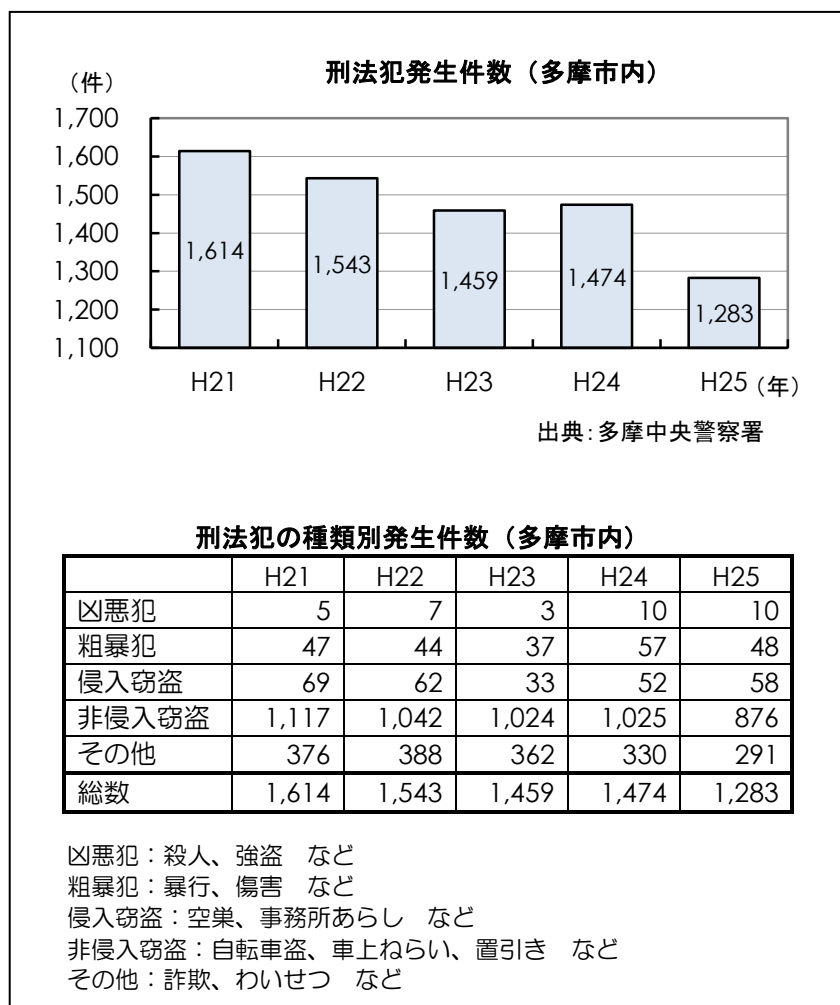
1 施策の目指す姿

安全で安心して暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動などを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①犯罪発生件数	1,283 件 (平成 25 年)	1,154 件以下 (平成 30 年)	1,100 件以下 (平成 36 年)
②多摩稲城防犯協会の支部数	20 支部	21 支部	22 支部
③消費生活出前講座参加者延べ人数	639 人	770 人	930 人

【出典：①・②防災安全課 ③市民生活課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E1-2-1 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援

- 防犯行事への市民参加を促し、一人ひとりの防犯意識の向上を図ります
- 共助の精神を大事にした自主的な防犯活動に対し、防犯用品の貸与を充実します

E1-2-2 自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進（⇒重点4）

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神のもと、多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進します
- 警察と協働して、犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを目指します

E1-2-3 防犯に向けた市民協働の取り組み

- 公園の樹木や街路樹が生い茂り、見通しが悪化した場所を地域住民と一緒に選定し、必要に応じて枝の剪定を行うなど、市民協働により犯罪の起きにくい住環境の整備を推進します
- 子ども110番連絡協議会などとの連携を図り、子ども達の安全を確保するとともに、保護者や地域による登下校時の子ども見守り体制づくりを支援します（⇒関連 A2-3-3）

E1-2-4 消費者相談の推進

- 消費生活問題の多種多様な事例に対応するため、様々な関係団体と連携を図り、消費生活センター※1において、必要な情報提供や相談窓口での対応など、消費者相談のより一層の充実を図ります。また、消費者被害の未然防止を図るため、出前講座を行います

E1-2-5 「空き家」対策の推進（⇒重点5、関連 E2-4-2）

- 「空き家を出さない」・「空き家を有効活用する」ことを含め、総合的・計画的な対策を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域での挨拶運動や見回り活動など安全、安心なまちづくりを行います

5 関連する主な計画

◆多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画

※1 消費生活センター：商品やサービスの購入、契約などをはじめとする消費生活全般の相談を相談員が受け、アドバイスなどを行う消費者の相談室

施策 E1-3 交通安全の推進

1 施策の目指す姿

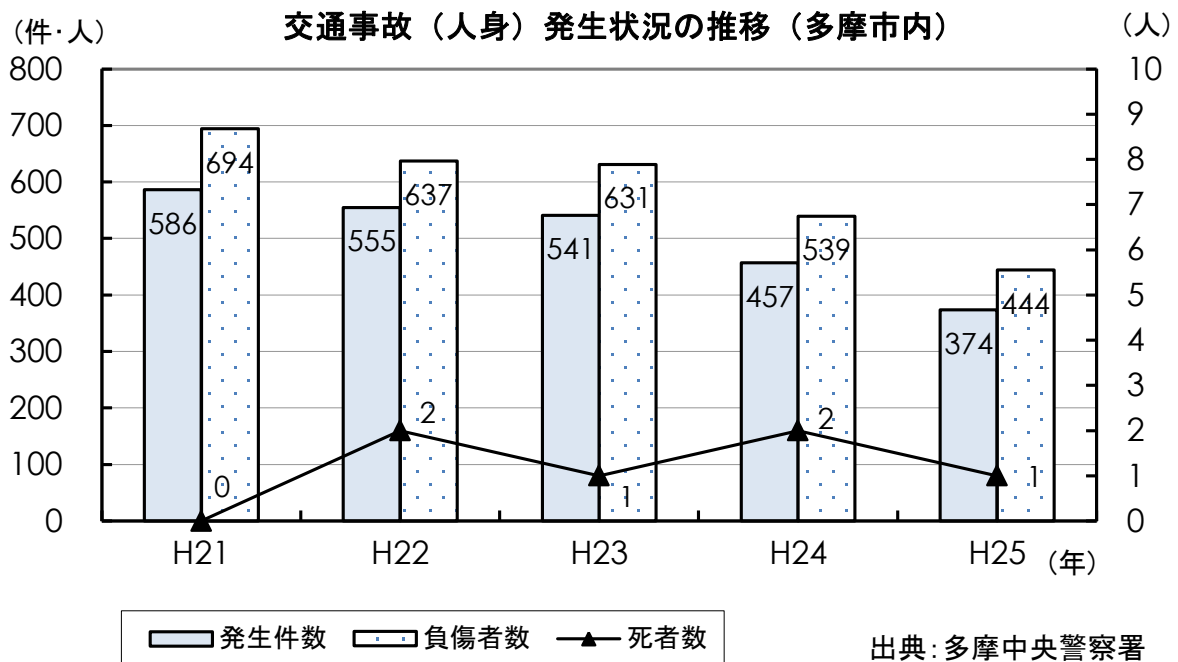
安心して暮らすために、安全な交通環境が提供され、交通ルール、社会ルールの意識が向上しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市内交通事故件数(人身事故件数)	374 件	360 件以下	350 件以下
②放置自転車台数* (合計)	139 台	0 に近づける	0 に近づける
聖蹟桜ヶ丘駅	56 台		
永山駅	8 台		
多摩センター駅	67 台		
唐木田駅	8 台		
③交通安全対策について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	73.7%	80.0%	85.0%

【出典：①・②道路交通課 ③市政世論調査】

※放置自転車台数は平成 25(2013)年 10 月 4 日 午前 11 時時点



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E1-3-1 高齢者、園児・児童・生徒への交通安全教育の推進と啓発

- 交通事故防止のため、交通安全指導員による出張型交通安全教室および小学校 1 年生・2 年生、園児、児童を対象とした交通公園での授業を実施します。また、高額賠償事例も多く社会問題化している自転車事故については、小学校 1 年生等を対象とした交通安全教室や中学生を対象としたスクアードストレート※¹等を通じて、交通ルールを遵守することの重要性を呼びかけます
- 警察、多摩稲城交通安全協会と連携した街頭啓発活動を実施します

E1-3-2 駐車、駐輪対策の推進

- 駅周辺の放置自転車を減らすために、放置防止に対する啓発活動と放置自転車の撤去に取り組めます(⇒関連 E2-3-3)
- 違法駐車を減らすために、多摩稲城交通安全協会、駐車問題懇談会などの関係団体および警察と連携して啓発に努めます

E1-3-3 道路交通環境の充実 (⇒関連 E2-2-3)

- 全ての人々が安心して道路を通行できる環境を維持・向上させるため、交通安全施設を必要に応じて設置するとともに、維持更新に努めます。また、警察等と協議し、地域の実状に合った交通規制を実施します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 歩行者や自転車、バイク、自動車などそれぞれの交通ルールを守ります
- 各種交通安全教室、運転者講習会などに参加します
- 交通安全運動などに地域で協力します
- 駐車、駐輪のルールを守ります
- 事業者は社会貢献の一環として、様々な交通安全対策事業に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市交通安全計画 ◆多摩市交通マスタープラン



自転車のスクアードストレート

※1 スクアードストレート：恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。交通事故をスタントマンによって実演するなどの手法がある

政策 E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

【現状と課題】

多摩ニュータウンでは、市民の高齢化、住宅設備や高い水準で整備された都市基盤施設の老朽化が進みつつあり、駅を中心とした多様な都市機能の集積や立地に応じた多様な住機能の提供等、具体的な取り組みについて多摩ニュータウン再生方針を策定し、実施していく必要があります。

また、聖蹟桜ヶ丘駅周辺をはじめとした既成市街地においても、聖蹟桜ヶ丘駅を中心としたコンパクトな都市の形成を目指すとともに、安全で快適な交通空間を創出し災害に強いまちとしていくために、都市基盤施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

道路、公園、公共下水道等の都市基盤施設については、老朽化が顕著に現れており、施設の更新には、多額のコストが必要となることから、計画的な維持更新を行っていく必要があります。

広域幹線道路^{※1}の南多摩尾根幹線道路は交通渋滞や住宅街への車両流入が絶えないことから、本線部分を早期事業化するとともに、鎌倉街道の関戸橋（下流側）については老朽化しているため、早期の架け替えが必要です。

交通ネットワークは、京王線、小田急線および多摩モノレールが基幹交通となり、市内を路線バスとコミュニティバス^{※2}（ミニバス）が地域を結び、交通不便地域の解消が図られてきました。一方、小田急多摩線および多摩都市モノレールの延伸が検討されている中で、広域的な公共交通網についても検討する必要があります。

※1 広域幹線道路：都内及び都の区域を越えた地域間相互の関係を図る上で基盤となる道路等、広域的な活動、交流を支える幹線道路

※2 コミュニティバス：地方公共団体等が中心となって住民の移動手段を確保するために運行するバス

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 多摩ニュータウンの再生に向けた取り組み (⇒E2-1-1)
 - 多摩ニュータウン初期入居地区の団地建替え事業を支援するとともに、周辺の歩行者専用道路、公園等の施設更新、学校跡地施設の恒久活用や近隣センターのあり方を検討します
 - 多摩ニュータウンの再生に向けた具体的な取り組みについて「多摩ニュータウン再生方針」を策定し、実施するとともに、広く情報発信して多摩市のイメージアップを図ります
- ② 既成市街地の都市基盤整備の促進 (⇒E2-1-2)
 - 都市基盤整備が十分ではない既成市街地では、面的整備事業^{※3}等により防災性・快適性の向上に配慮した道路、公園等の整備を促進します
- ③ 「ストックマネジメント計画」および「都市基盤施設^{※4}維持更新計画」の推進 (⇒E2-1-3、E2-1-4)
 - 公共建築物や都市基盤施設を適切に保全更新していくため、小中学校の大規模改修や道路、橋りょう、公園、公共下水道の維持更新を計画的に実施します。公共下水道については、雨水排水ポンプ施設の整備を推進し、浸水対策の軽減を図ります。また、公営企業に移行し、企業の透明性を図るとともに、更新コストの削減や効率的な経営運営を目指します
- ④ 人にやさしい道づくりの推進 (⇒E2-2-1、関連 F1 重点 4、F1-2-2)
 - 既成市街地では、道路の改良などを進め、歩道の設置や狭小な歩道の拡幅を検討します。
 - 街路樹が通行を阻害している箇所改善のため、必要に応じて間伐等を進めていきます。
- ⑤ 広域幹線道路の整備促進 (⇒E2-2-2、関連 F1 重点 4、F1-2-2)
 - 南多摩尾根幹線道路の整備、老朽化した関戸橋の架け替えを促進します
- ⑥ 交通網の充実 (⇒E2-3-1、E2-3-2)
 - 地域の交通ニーズに的確に応じるために、「多摩市交通マスタープラン」の改定検討と並行して、「(仮称) 地域公共交通活性化協議会」を設置し、交通事業者と連携した交通網の維持および向上を図ります

※3 面的整備事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業

※4 都市基盤施設：道路、橋梁、公園、公共下水道など

施策 E2-1 充実した都市機能の維持・更新

1 施策の目指す姿

将来にわたり都市機能を維持するために、公共建築物や都市基盤施設がより少ないライフサイクルコスト※1で適切かつ効率的に管理・保全されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①小中学校の大規模改修実施数	14 校	19 校	25 校
②橋梁長寿命化修繕計画に基づく耐震補強・補修工事実施数	1 橋/113 橋	45 橋/113 橋	99 橋/113 橋

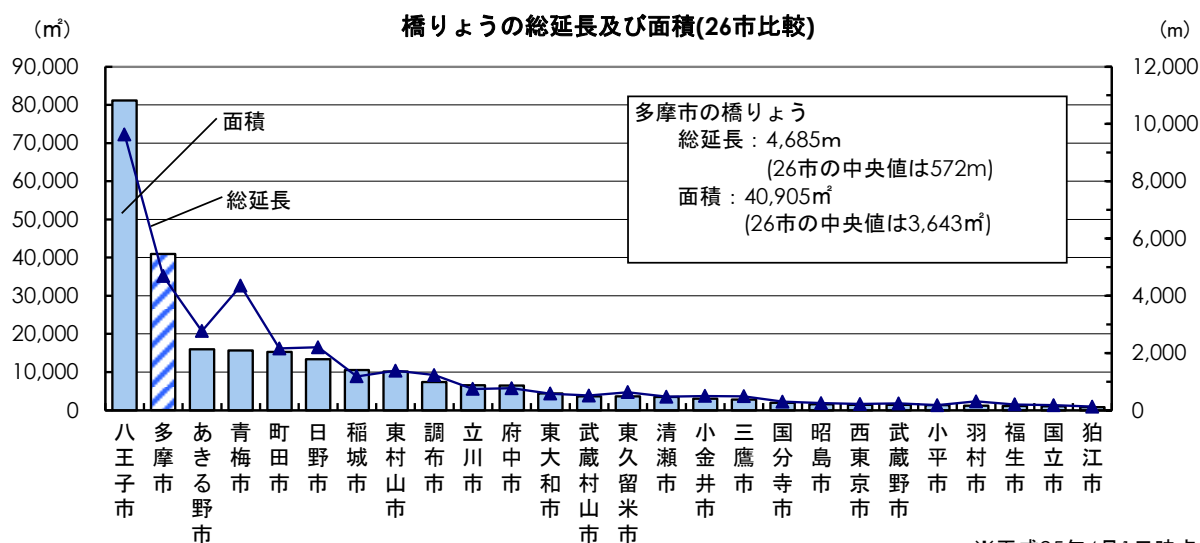
【出典：①行政管理課 ②道路交通課】



橋りょうの補修工事①



橋りょうの補修工事②



※平成25年4月1日時点

出典：東京としようけい(平成25年度版)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E2-1-1 ニュータウン再生の推進（⇒重点1）

- 多摩ニュータウンの再生に向けた取り組みを進め、良好な住環境を維持するため、建替えや大規模修繕、設備などのリニューアル等に備え、地区計画等を活用し、建物更新時のルールづくりを整理するとともに、近隣センターのあり方についても検討します。また、多摩ニュータウンの初期入居地区を中心とする分譲団地の再生に向けて、地権者等からの相談に応じ、団地再生に向けて関係主体が横断的に議論する場である「円卓会議」の設置・検討につなげていきます

E2-1-2 既成市街地の都市基盤整備の促進（⇒重点2）

- 複合的で合理的な土地利用及び都市基盤の整備を検討するために必要な調査を行い、聖蹟桜ヶ丘駅周辺の低未利用地の有効利用を促進します
- 公園については、借地公園を含め、周辺の公園の配置状況や住民ニーズなどを踏まえ、適切に配置していきます。特に、借地公園は、公有地化や代替公園の整備と合わせ返還等の見直しを進めます

E2-1-3 「ストックマネジメント計画」の推進（⇒重点3）

- 公共建築物を再編整理した上で、その適切な保全と長寿命化を推進するため、劣化状況に応じた修繕や大規模改修を計画的に行います。

E2-1-4 都市基盤施設の適切な保全更新の推進（⇒重点3）

- 道路、橋りょう、公園、公共下水道の各施設を良好な状態に保全するため、計画的な維持・補修を行い、更新コストを削減します
- 都市基盤施設の適切な維持更新に不可欠である管理基礎資料の電子化を推進します
- 公共下水道については、公営企業に移行するために固定資産台帳の整備を行い、ストック量の把握に努め、企業の透明性を図り、更新コストの削減や効率的な経営運営を進めます

E2-1-5 生活環境施設^{※2}の維持

- 南多摩斎場、南多摩都市霊園^{※3}の管理体制の維持に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 市民団体等によるアダプトの取り組みなど道路や公園、水路の維持保全の活動に協力します
- 東京都道路整備保全公社で運営している東京ブリッジサポーター制度^{※4}を利用して、橋梁等の日々の見守りを行います

5 関連する主な計画

- ◆多摩市ストックマネジメント計画
- ◆多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画
- ◆多摩市都市計画マスタープラン
- ◆多摩市橋梁長寿命化修繕計画
- ◆多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）
- ◆多摩市道路整備計画

※1 ライフサイクルコスト：建物等の設計費・建設費、補修・更新費、日常の管理経費、光熱水費等、解体費を含む経費の合計額

※2 生活環境施設：ごみ処理場、火葬場、墓園など、快適な生活環境を保持するための施設

※3 南多摩斎場・南多摩都市霊園：南多摩斎場は八王子市・町田市・日野市・稲城市・多摩市の5市で管理・運営している公共火葬場。南多摩都市霊園は八王子市が設置・管理し、町田市・稲城市・多摩市が区画を借上げている

※4 東京ブリッジサポーター制度：（公財）東京都道路整備保全公社が実施している民間ボランティア制度。同公社の講習会を受講したサポーターに、日常生活の中で橋の異常等を発見してもらい、事故を未然に防ぐ仕組み

施策 E2-2 安全でゆとりある道路網の整備

1 施策の目指す姿

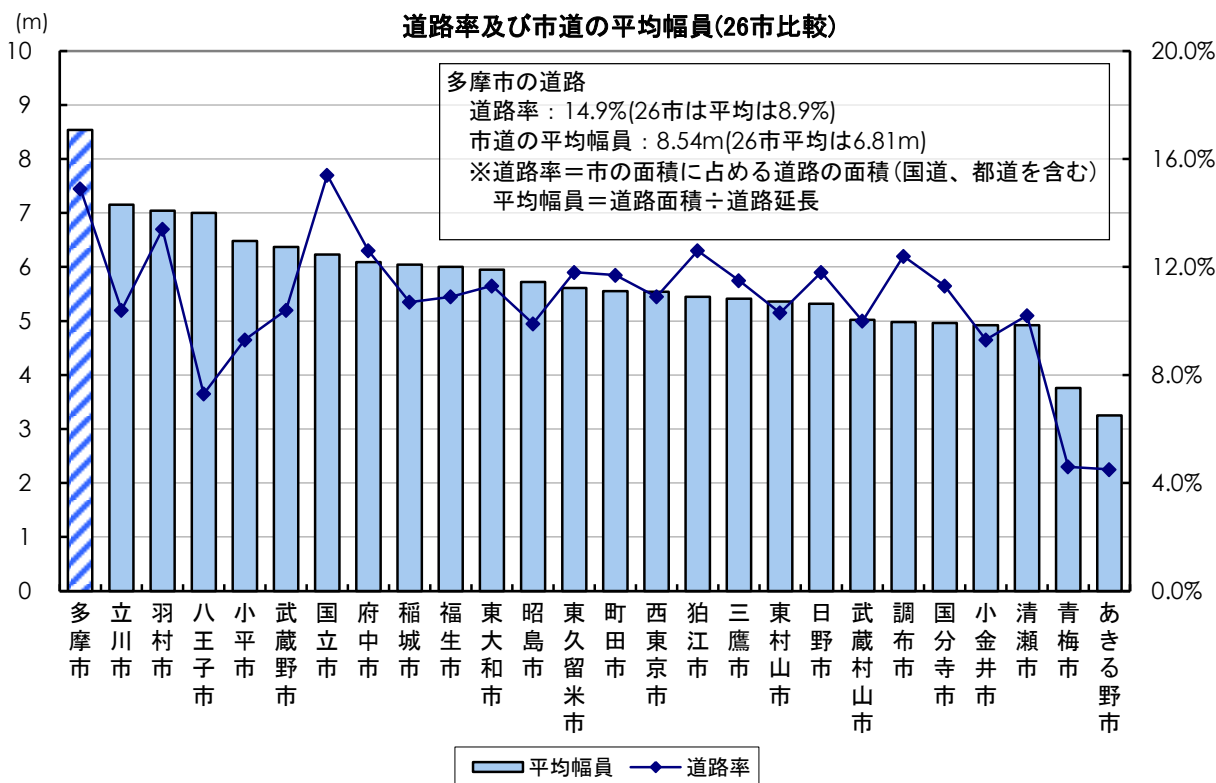
利用者の円滑な移動を可能にするため、広域幹線道路から生活道路にいたるまで、道路網が計画的に整備され、安全で快適な道路環境が整っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市内交通事故件数(人身事故件数) (再掲)	374 件	360 件以下	350 件以下
②ユニバーサルデザインブロック※1 設置路線延長割合	35.0%	50.0%	70.0%

【出典：①・② 道路交通課】

※1 ユニバーサルデザインブロック：車道と歩道の接続部について、段差の全部または一部を解消し、かつ、視覚障がい者への配慮も行ったブロック



※数値は平成24年4月1日時点
出典：「多摩地域データブック(2013(平成25)年版)」(公益財団法人東京市町村自治調査会編)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E2-2-1 人にやさしい道づくりの推進（⇒重点4、関連F1重点4、F1-2-2）

- 誰もが安全で安心して移動できるようにするため、歩道の設置や歩道拡幅等を検討します。ユニバーサルデザインブロックによる段差解消および視覚障がい者誘導ブロックの設置など、道路のバリアフリー化を推進するとともに、自転車歩行者専用道路等ではベンチなどの休憩施設を増設します。また、交通結節点である駅周辺の回遊性の向上やバリアフリー化を検討します

E2-2-2 広域幹線道路網の整備（⇒重点5、関連F1重点4、F1-2-2）

- 安全で効率的な交通処理を実現するため、南多摩尾根幹線道路の整備、関戸橋の架け替えについて、東京都と協議を進め、早期の実現を図ります

E2-2-3 道路交通環境の充実

- 全ての人々が安心して道路を通行できるよう、必要に応じて路面表示や防護柵等の交通安全施設を設置及び維持更新を行うとともに、信号機や街路灯の支障になっている街路樹について、剪定や計画的な伐採を実施します（⇒関連E1-3-3）
- 環境に配慮するため、雨水が浸透する舗装構造を用いるとともに、街路灯を積極的に省エネルギー対応器具へ交換します（⇒関連F1-1-2、F1-2-3）
- 安全に通行できる道路空間を確保するため、老朽化した道路施設の点検を実施し、計画的な維持更新を実施します
- 街路樹の適切な管理を実施するため、管理の指針となる「街路樹よくなるプラン」の改定を行います



聖蹟桜ヶ丘Uロード <整備前>



聖蹟桜ヶ丘Uロード <整備後>



ユニバーサルデザインブロック

4 関連する主な計画

- ◆多摩市都市計画マスタープラン
- ◆多摩市道路整備計画
- ◆多摩市交通マスタープラン
- ◆多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）

施策 E2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築

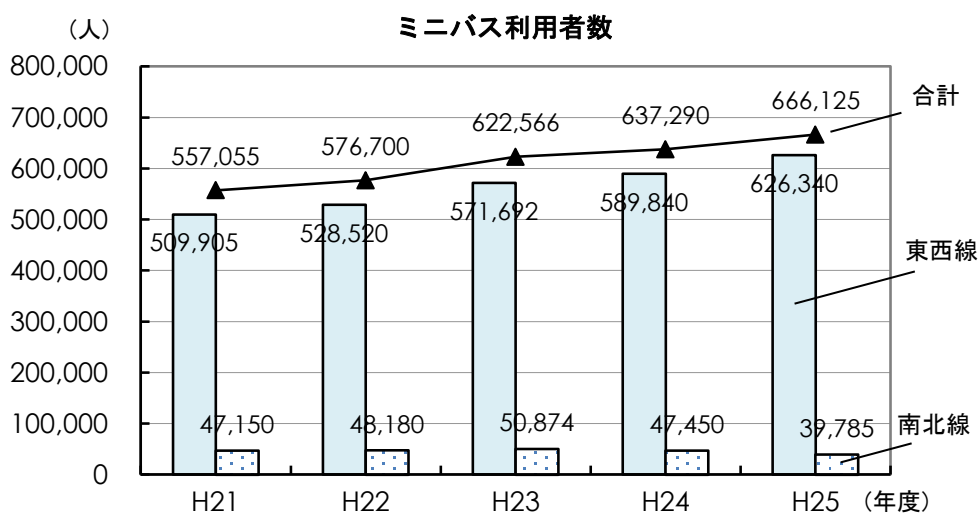
1 施策の目指す姿

だれもが生活しやすく往来できるために、地域性に配慮した交通環境が整ったまちの中で、快適に移動しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①ミニバス利用者数	666,125 人	67 万人台	68 万人台
②交通の便について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	76.0%	80.0%	85.0%

【出典：①道路交通課 ②市政世論調査】



出典：道路交通課

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E2-3-1 バス運行環境の維持・向上(⇒重点6)

- 移動手段を過度に自動車に依存しないために、バス事業者と連携して、市民のニーズに対応したバス路線の構築、維持に努めます

E2-3-2 交通バリアフリー化の推進(⇒重点6)

- 交通の快適性を高めるため、駅などの交通結節点周辺を中心に、交通のバリアフリー化について推進します

E2-3-3 自転車利用環境の充実 (⇒E1-3-2)

- 自転車利用を促進するため、駅周辺の駐輪場を確保・充実します。あわせて、自転車通行帯の整備を検討します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 移動には公共交通機関を積極的に利用します
- 地域は地域交通のあり方について、行政、事業者と共に考えていきます
- 事業者は行政と連携し快適に移動できるまちづくりに努めます

5 関連する主な計画

- ◆多摩市交通マスタープラン
- ◆多摩市駐輪場整備計画



多摩市ミニバス

施策 E2-4 良質な住環境の確保の推進

1 施策の目指す姿

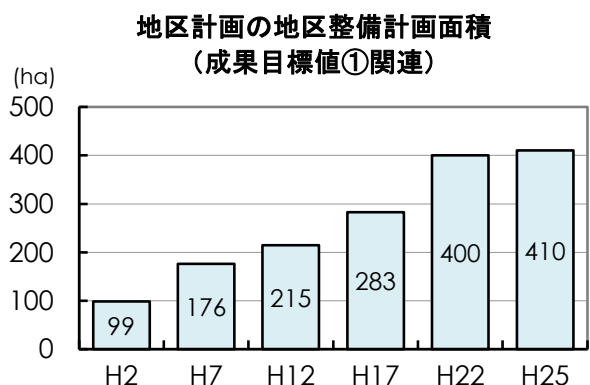
多様な世帯が安心して住み続けられるようにするために、地域の特性を活かした住環境が整えられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①地区計画の地区整備計画面積※1	410ha	417ha	455ha
②町名地番整理達成率	78.0%	84.0%	88.0%

【出典：①都市計画課 ②市民生活課】

※1 地区計画の地区整備計画面積：地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・開発・保全するために都市計画として定める地区計画区域の内、具体的な建築規制等が適用される区域の面積



※各年度末時点
出典：都市計画課



唐木田地区 地区計画区域内



多摩ニュータウン特別業務地区及び永山五・六丁目住宅地区 地区計画区域周辺

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

E2-4-1 計画的な街づくりの推進

- 平成 25(2013)年 5 月に更新した土地利用や各種都市計画施設の決定根拠となる「都市計画に関する基本的な方針」に基づき、長期的な視点に立った計画的な街づくりを推進します
- 地域特性に応じた建築ルールを市民が主体的に立案・共有するために、「多摩市街づくり条例」に基づく「地域街づくり計画」の策定を促進します

E2-4-2 住宅ストックの活用

- 良好な住宅ストックを維持更新するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化など住宅ストックの質的な向上や、高齢者の低層階への住替えを推進するとともに、空き家対策と併せて、良質なファミリー向け住宅への転換を誘導します(⇒関連 E1 重点 5、E1-2-5)
- 安全な市街地環境を確保するために、住宅の耐震化を支援します (⇒関連 E1-1-1)

E2-4-3 マンション居住の情報提供

- 市民が安心して集合分譲住宅で暮らし続けられるよう、専門家や管理組合と連携して、大規模改修や建替え事業、日常生活ルールなど必要な情報を提供します

E2-4-4 町名地番整理の推進

- 複雑に入り組んだ既存地区の町名地番について、誰にでも分かりやすい住所とするための整理を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 自分の住む地域の街づくりには、自ら取り組みます
- 良好な住環境をつくるため、地域の中で様々な交流を深めます
- 市民は協働の街づくりを推進するため、権利者相互の立場を尊重し自らその解決に努めます
- 開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、協働の担い手として紛争の予防及び解決に努めます
- 事業者は良好な住環境の保全等、市の街づくり施策に協力します

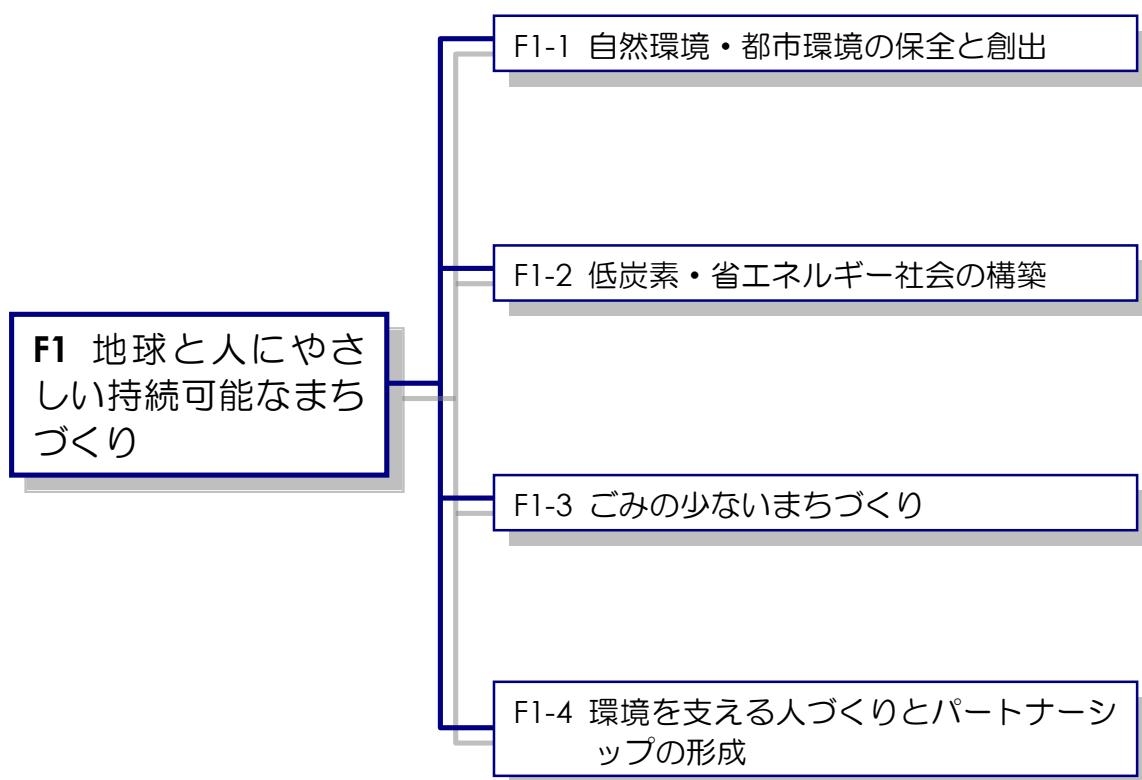
5 関連する主な計画

◆多摩市都市計画に関する基本的な方針 ◆多摩市住宅マスタープラン

第 6 章

人・自然・地球

みんなで環境を大切にすまち



政策 F1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり

【現状と課題】

今日の環境問題は、「大量生産・大量消費・大量廃棄による廃棄物問題」、「生物多様性」、「地球温暖化」など、身近なものから地球規模のものまで、非常に幅広く、年々深刻な状況となっています。一方、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原発事故は、放射性物質が大気中に放出し新たな環境問題を引き起こすとともに、これまでの原発を推進する国のエネルギー政策を根本から見直す契機となりました。温室効果ガスを排出せず、半永久的なエネルギー源である再生可能エネルギーの活用が急速に進み、平成 26(2014)年 4 月には、国のエネルギー基本計画についても見直しが行われました。平成 26(2014)年 11 月、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の公表によると、今世紀末までの気温上昇を 2 度未満に抑えるという目標の達成には、産業革命以降の世界全体の CO₂(二酸化炭素)累積排出量を約 3 兆トンに抑える必要があるとの見解を盛り込んだものの、すでに約 2 兆トン排出しており、現在のペースで排出が続けば、あと 30 年で限界を超えるという厳しい見通しを示しました。

こうしたことから、環境にやさしいライフスタイルへの転換や事業活動の徹底など、様々な主体が実践する輪を広げていくことが喫緊の課題となっています。

都市のみどりは私たちに安らぎを与えるだけでなく、生物多様性への配慮や防災・減災といった具体的な機能も再認識されています。さらに、人とみどり、地域コミュニティといったものを繋ぐという新たな可能性も秘めています。反面成長した樹木が日照や防犯上の問題として、みどりが暮らしに影響を及ぼしている場面も見られるようになりました。このような中で、市民に愛されるみどりを市民とともに持続的に保全し、未来につながる「みどりの質の向上」の重要性が高まっています。

循環型社会への転換や限りあるごみの最終処分場の延命化を図るため、ごみの発生抑制や資源化促進の取り組みを進めています。しかし、まだ焼却処理されているものの中には資源として活用可能なものが多く含まれており、更なる推進が求められています。

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 低炭素・省エネルギー社会への転換 (⇒F1-2-1、F1-2-3)
 - 家庭や事業所での省エネ・節電行動を促進するため、身近で取り組める事例や効果の情報を積極的に提供するなど啓発活動を行います
 - エネルギーの地産地消、低炭素社会の構築のため、市民や事業所への再生可能エネルギーの普及啓発を行います
- ② まちの環境美化の推進 (⇒F1-1-3)
 - 「多摩市まちの環境美化条例」(平成 24(2012)年 10 月施行)の浸透を図り、路上喫煙を始め、たばこ、空き缶等のポイ捨ての防止など、まちの環境美化を市民協働で進めます
- ③ 市民協働による「みどりのルネッサンス」の取り組みの推進 (⇒F1-1-1、F1-4-2)
 - 市民とともに身近な公園緑地のあり方や関わり方を考え、積極的な関わりを通じてみどりの質を高め、市民協働による持続可能なみどりを築く「みどりのルネッサンス(再生)」の運動の定着を図ります
- ④ 車両交通の円滑化促進 (⇒F1-2-2、関連 E2 重点 5、E2-2-2)
 - 交通渋滞による CO₂の排出量増加を抑制するため、南多摩尾根幹線道路の整備を促進し、車の流れを円滑化します
- ⑤ ごみの減量、資源の有効利用の推進 (F1-3-1、F1-3-2)
 - 剪定枝や落ち葉について、資源としての更なる活用に向けた取り組みを進めます
 - 総ごみ量の削減・資源化の推進のため、事業系のごみについても、減量・資源化の取り組みを検討、実施します

施策 F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出

1 施策の目指す姿

全ての生き物にとって大切な自然環境が保全されるとともに、良好な都市環境を創出するために、水と緑が豊かなこのまちをみんなで守り育てています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①みどり率※ ¹	平成 26 年度 調査予定 (参考:平成 21 年度 53.9%)	現状維持	現状維持
②緑の豊かさについて「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	95.8%	現状維持	現状維持
③地域との合意により改善を行った公園及び緑地の箇所数	27 箇所	累計 102 箇所	累計 192 箇所
④河川の BOD※ ² (生物化学的酸素要求量) 値	3mg/l 以下	3mg/l 以下	3mg/l 以下

【出典：①と④多摩市みどりと環境基本計画 ②市政世論調査 ③公園緑地課】

※¹ **みどり率**：東京都のみどりの指標は、「緑の東京計画」以降、みどり率を採用している。みどり率とは、「みどりで覆われた土地の占める割合（緑被率）」に「河川等の水面の占める割合」と「公園内や樹林等の中で、みどりで覆われていない土地の占める割合」を加えたもの

※² **BOD**：河川のきれいさを表す数値で、3mg/l を基準とする（河川類型 B）



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

F1-1-1 市民協働による持続可能なみどりの構築（⇒重点3）

- 豊かなみどりを活かして「愛でるみどり」から「関わるみどり」に転換していく「みどりのルネッサンス」の運動を市民協働で進めることにより、より質の高いみどりを持続的に保全し、より良い都市環境を創出します
- 「みどりのルネッサンス」は、生物多様性の確保、市民の関わりによる公園緑地の改善や育成管理の体制づくり、公園緑地の計画的な更新、みどりのボランティアの育成などを一体的に進めていきます
- 借地公園は、公有地化や代替公園の整備と合わせ返還等の見直しを進めます

F1-1-2 緑地、里山など既存樹林、水環境の保全

- 生物多様性を維持する里山などの樹林地の現況把握を行い、市民協働をはじめとしたさまざまな手法により、民有樹林地を含めたまとまりやつながりのあるみどりの保全育成に取り組みます
- 都市における貴重な水環境を保全するため、水辺の楽校^{※3}の活動や自然観察会などを通じて、水の持つ多様性を啓発するとともに、河川環境の維持改善に努め、湧水や水路を保全します
- 道路の舗装に雨水が浸透する構造を用いるとともに、雨水の排除については、地下水の涵養を図りながら河川への流出抑制に努めます（⇒関連 E2-2-3）

F1-1-3 まちの環境美化の推進（⇒重点2）

- まちの環境美化条例の浸透を図るとともに、市民、自治会、管理組合及び事業者などが主体となり、まちの環境美化の取り組みを市内全域に拡げていきます

F1-1-4 健康に暮らせる生活環境の確保

- 良好な生活環境を保全するため、大気環境・河川水質の調査のほか、事業所等に対する啓発、指導を実施します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 身近な公園・緑地の維持・管理（アダプト）に参加します
- 生垣、樹木の植栽、既存樹木の保全などの緑化に努めます
- 事業者は事業地内の緑化に努めます
- 開発事業者は、樹林の保全及び公園の設置に協力します
- 喫煙マナーの遵守及び地域での清掃活動など、まちの環境美化に取り組みます
- 事業者は屋外広告物などについては周辺の状況に配慮します
- 生活排水や事業活動に伴う排水が河川に流れないようにします（道路の側溝などには流さない）

5 関連する主な計画

◆多摩すみどりと環境基本計画 ◆多摩すみどりの基本計画 ◆多摩市街路樹良くなるプラン

※3 水辺の楽校：川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身ともにたくましい子どもに育てていくために、市民やボランティア団体、行政等が連携して進めている活動

施策 F1-2 低炭素・省エネルギー社会の構築

1 施策の目指す姿

限りある資源の消費を抑制するとともに地球環境を保全するために、一人ひとりがCO₂削減・省エネルギーに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市内の二酸化炭素排出量*	694,000t- CO ₂ (平成 23 年度)	減らす	減らす
②市施設における電気使用量	19,337,675kwh	18,370,791kwh	17,210,531kwh
③20 ワット街路灯*1 の LED 比率	17.8%	46.8%	81.5%

【出典：①・②環境政策課 ③道路交通課】

※①の二酸化炭素(CO₂)排出量の計算は、みどり東京・温暖化防止プロジェクトの数値を活用する

※1 20 ワット街路灯：住宅から主要な道路を結ぶ生活道路に主に設置されている街路灯で、最も数が多い



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

F1-2-1 環境負荷低減対策の推進（⇒重点1）

- 将来に渡り持続可能なまちであり続けるため、再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みを進めると共に、環境負荷の低減に関する教育・啓発活動を地域や学校及び事業者等と連携して推進します（関連 A2-3-3）
- 工場・事務所からの二酸化炭素排出量の削減を促進するため、市・都・国の制度を活用した啓発活動を推進します

F1-2-2 自動車交通の合理的な利用の推進（⇒重点4、関連 E2 重点5、E2-2-2）

- 自家用車に依存しすぎないライフスタイルへの転換を図るため、徒歩や自転車の利用環境を整備するとともに、ノーマイカーデー^{※2}の啓発など、公共交通機関利用促進を進めます
- 自動車交通を円滑化してエネルギー資源が効率的に活用できる都市構造を構築するため、南多摩尾根幹線道路の整備について東京都と協議を進め、早期の実現を図ります

F1-2-3 公共施設におけるエネルギー対策（⇒重点1）

- 低炭素社会や公共施設全体の省エネルギー化を進めるため、改修等にあわせて、再生可能エネルギー等の活用を進めます
- 街路灯のLED化をはじめ、経済性に配慮しつつ、公共施設の省エネルギー機器への転換を推進します（⇒関連 E2-2-3）



多摩第一小学校（太陽光発電）



省エネ出前講座

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 環境負荷の低い生活スタイルに向けて、家庭での節電など、身近なところから取り組みます
- 電化製品などの買い替えには、省エネルギー型の機器を選びます
- 自家用車の利用を控えて、徒歩や自転車、公共交通機関を利用します
- 事業者は事業活動での省エネルギー化を推進します
- 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入に努めます
- 緑化やグリーンカーテンづくりに努めます

5 関連する主な計画

◆多摩市みどりと環境基本計画 ◆多摩市地球温暖化対策実行計画 ◆多摩市交通マスタープラン

※2 ノーマイカーデー：一定の月日・曜日・期間に、自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかけること

施策 F1-3 ごみの少ないまちづくり

1 施策の目指す姿

市民が衛生的な生活環境のもとで環境負荷の少ない循環型社会を構築していくために、一人ひとりがごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
① 総ごみ量 ^{※1}	41,205 トン	40,895 トン [※]	39,791 トン [※]
② 資源化率 ^{※2}	34.3%	38.0%	40.0%以上 [※]
③ 市民 1 人 1 日あたりのごみ量	641.4 グラム	614.8 グラム	575.6 グラム

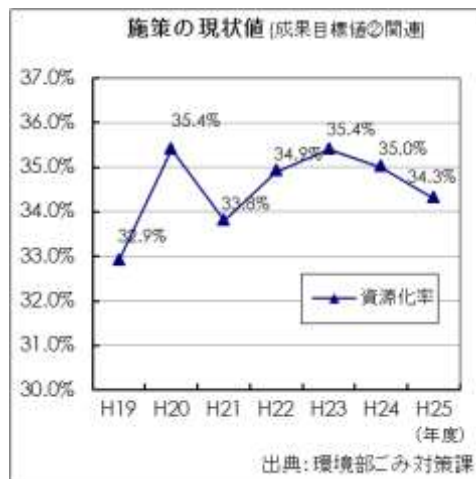
【出典：①～③ごみ対策課】

※①・②の目標値については、多摩市一般廃棄物処理基本計画(平成 25 年 3 月策定)による

※1 総ごみ量：燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみ・資源の総量

※2 資源化率：総再生利用量／ごみ総発生量（総再生利用量を含む）

総再生利用量：収集資源量、持込資源量、資源集団回収量、中間処理での資源回収量



整然とした集積場



市民ごみ相談窓口（市役所 1 階ロビー）

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

F1-3-1 4R 運動^{※3}の推進（⇒重点 5）

- 4R 運動を市民、事業者がともに推進し、ごみの減量・資源化を進め、循環型社会の形成に取り組みます
- 市民、事業者、学校へのごみ減量・資源化の啓発や環境学習への取り組みを市民協働により推進し、ごみの発生抑制・排出抑制を図ります。また、生ごみや草枝の資源化など、ごみの減量・資源の有効活用を進めます

F1-3-2 市民及び事業者等との協働によるごみの減量・資源化の実現（⇒重点 5）

- 市民、事業者等との協働をさらに充実させ、エコショップ制度^{※4}の充実、資源回収等を推進し、ごみの減量・資源化を目指します

F1-3-3 資源集団回収の拡大

- 管理組合や自治会等による集団回収をさらに進め、地域コミュニティの醸成を図るとともに、効率良い行政回収を行います

F1-3-4 良好な生活環境の保持

- 将来のごみ量やごみ質の変化に対応した処理方法で、衛生的で安全で安定した処理体制を維持するとともに、ごみの持つエネルギーの有効利用や、ごみの中の資源物の回収に取り組みます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ごみの分別の徹底や、マイバッグ・マイ箸の使用、簡易包装の活用、生ごみや落ち葉の資源化等でごみの減量化を図ります
- リサイクル製品の購入に努めます
- エコショップに認定された店舗やリサイクルセンター（エコにこセンター^{※5}）など、環境にやさしいお店を優先利用します
- 事業者は適切な包装等により、ごみを出さない事業活動を推進します
- 事業者は再生資源業者等を活用して、事業系廃棄物の資源循環を進めます

5 関連する主な計画

◆多摩市一般廃棄物処理基本計画 ◆多摩市みどりと環境基本計画

- ※3 **4R 運動**：Refuse（ごみになるようなものは断る）、Reduce（無駄なものは使わない）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再利用する）を推進する運動
- ※4 **エコショップ制度**：ごみの発生抑制、減量化及び資源化により、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「多摩市エコショップ」として認定する制度
- ※5 **エコにこセンター**：資源循環型社会を目指して、市民、事業者、行政が一体となって、環境やリサイクルについて考え、不用品、再生品の「捨てない工夫」、「活かす工夫」、「使う工夫」、など資源の流れを尊重した環境に優しい生活習慣を身につけていくための活動拠点

施策 F1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

1 施策の目指す姿

身近な環境保全活動が地球規模の環境保全につながることを一人ひとりが意識して行動するために、地域で活動するさまざまな主体が連携・協力して、環境活動を展開しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市と連携して環境関連事業を実施している団体数	8 団体	10 団体	13 団体
②上記団体の会員等の数	302 人	432 人	588 人
③公園緑地に関わるボランティア団体数	112 団体 (平成 26 年 4 月 1 日時点)	127 団体	145 団体
④市と連携して環境関連事業を実施している団体等の学習講座・展示会等の事業実施回数	480 事業	504 事業	528 事業

【出典：①・②・④環境政策課、③公園緑地課】



グリーンボランティアの活動



多摩市水辺の楽校の活動

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

F1-4-1 市民・企業・行政の相互の連携による環境保全活動の推進

- 多様な主体が連携した環境保全活動を推進するため、水辺の楽校など各主体が協働する機会を拡充していきます
- 環境保全活動をより身近なものにするため、市民のネットワークを拡大するとともに、事業者との連携も進めていきます

F1-4-2 環境を支える人材の育成と拠点の更なる活用（⇒重点3）

- 市内大学、市民団体、市の三者連携で管理運営するグリーンライブセンターをみどりのボランティアの育成と市民協働の活動拠点として更なる活用を図ります
- 市民による市民のための活動を活性化させるため、市内の雑木林の保全管理を市民協働で進めている多摩グリーンボランティア森木会や市民環境会議等の人材育成を支援します
- 「みどりのルネッサンス」の取り組みや運動から公園等の維持管理について自治会等に呼びかけ話し合う場をつくり、みどりを通じたコミュニティづくりや人材育成を支援します
- 子どもから大人まで生涯を通じて環境にやさしい活動をする人を育てるため、持続発展教育・ESDの一環に位置づけられる「身のまわりの環境地図作品展」の取り組みをはじめ、学校・地域などさまざまな場で環境教育・環境学習を進めます（⇒関連 A2-3-3）

F1-4-3 環境に関する情報発信の充実

- 環境への関心や市民協働の取り組みを向上させるためには、さまざまな情報が適切に提供されていることが重要です。市民協働の取組み状況や講座・イベント等の環境活動に関する情報、環境の安全性に関する生活環境情報、環境施策の実施状況など、環境に関する情報発信を充実していきます



環境学習セミナー



多摩市身のまわりの環境地図作品展

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 環境問題や保全等の取り組みに関心を持ち、環境保全活動に積極的に参画します
- 学校における環境教育などに地域で協力します
- 事業者は、市や市民団体、地域等と連携して環境活動を進めます
- 事業者は、自ら実施した環境に関する活動等についてPRします

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩しみどりと環境基本計画 ◆多摩しみどりの基本計画

第3編 計画を推進するために

1 行政サービスの転換と改革の取り組み

多摩市の今後を見通すと、現在の社会経済状況や超高齢社会の進行の中では、生活保護などのセーフティネットや高齢化への対応など、市民の暮らしを守る分野の需要がますます高まっていくものと考えています。これまでの行政サービスは、右肩上がりの税収増を前提に、幅広い分野にさまざまなサービスを展開してきました。しかしながら、年齢構成の変化から歳入の伸びが見込めない現在、単なる行政サービスの拡大ではなく、多様な主体による、より質の高いサービスを持続していく方向に転換していく必要があります。

今後の、収支見通しからは、引き続き、財源不足が予想されており、市民の暮らしを守り、新たな行政需要に対応するためには、行政サービス全般について、引き続きしっかりと見直しを図り、国等の制度改革にともなう財政負担にも的確に対応するため、税財源や人的資源などを必要となるところへ重点的に振り向けていくことが喫緊の課題となっています。

また、多摩ニュータウン開発とともに歩みを進めてきた本市が特に直面する大きな課題である、都市基盤や公共施設の老朽化への対応が待たなしで迫っています。特に行政サービスの拠点となってきた本市の公共施設については、今後、老朽化に伴い、多大な更新費用が見込まれており、施設をこれからも安全に維持していくためには、見直しは避けては通れません。

これからの公共施設のあり方を考えるに際しては、中長期的な視点により、年齢構成の変化を踏まえた、新たなニーズに対応したサービスの構築や、次世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営の視点が重要です。超高齢社会、人口減少という時代の変化を踏まえ、施設の機能、仕組み、事業内容なども含めた幅広い見直しが必要です。

あわせて、これまでのように行政が中心となって担うサービスから、「自助」「共助」「公助」の役割分担によるサービスへの転換を図るとともに、市民、NPO、事業者等の多様な主体により、持続可能できめ細かい公共サービスを提供していくことが重要です。

本計画においても、前期の計画に引き続き、これまでの行政サービスのあり方、行政の守備範囲を再度捉え直しながら、市民の皆さんと協働して、より暮らしやすい地域社会を築いていきます。

《行財政改革の取り組み》

本市では、昭和 61(1986)年の「多摩市行政改革大綱」から、平成 24(2012)年の「多摩市行財政刷新計画」まで、7 次にわたる行財政改革の取り組みを行っています。取り組みにあたっては、行財政改革を単に経費削減だけでなく、行政のあり方を改革するという観点からの取り組みと捉え、多摩市行政改革大綱の時点から市民と行政のあり方として、協働関係の確立、パートナーシップの形成を打ち出し、以来、その考え方を継承しつつ、時代に対応した形で市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

現在、第 7 次の取り組みにあたる「多摩市行財政刷新計画」においては、第五次多摩市総合計画の基本姿勢「持続可能な質の高い行財政運営の推進」を目指し、6 次にわたる行財政改革で見据えてきた方向性や取り組みの成果を前進させています。

これまでのまちづくりの中で充実してきた公共サービスを、将来にわたって良好に維持していくためには、これまで以上に厳しい意識をもって行財政改革に臨み、市政運営の基礎となる持続可能な財政構造^{※1}をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

※1 持続可能な財政構造：歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造

★★★こんな取り組みを行います！★★★

- 市の財政状況を明らかにするとともに、スピード感をもって改革に取り組み、将来の世代に安心して引き継げる持続可能な財政構造を築いていきます
- 多様化する課題に対し、市民の視点から解決に取り組み、市民満足度の向上を図るため、行政側の担い手である職員の政策遂行能力の向上を図ります。また、より効率的な業務執行体制を目指し、職員定数の適正化、柔軟な組織体制の構築を引き続き取り組みます
- 行政としての責任と役割をしっかりと踏まえた上で、NPOや事業者等と積極的に協働し、優れたノウハウの発揮によるサービスの充実を図ります。
- 近隣の自治体と連携・協力して行うことにより、効率的なサービス提供が行える分野については、広域的な連携を図ります
- 出張所業務の充実を図り、市民サービスを向上します
- 社会保障・税番号制度の導入による市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図ります
- 使用料等については、受益と負担のバランスのとれた適正な金額に改定します

《公共施設等のマネジメント》

道路などの都市基盤や各公共施設は、市民の暮らしを支え、公共サービスの拠点となる大切な財産です。また、豊かな緑に囲まれたゆとりある住環境と、優れた都市機能は多摩市の大きな魅力です。

しかし、時間の経過とともに、施設については求められる機能や役割に変化が生じ、老朽化も急速に進んでいます。多摩市の都市基盤や各公共施設は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあることや、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経過もあることから、維持管理や改修に要する経費が大きな財政負担となっています。

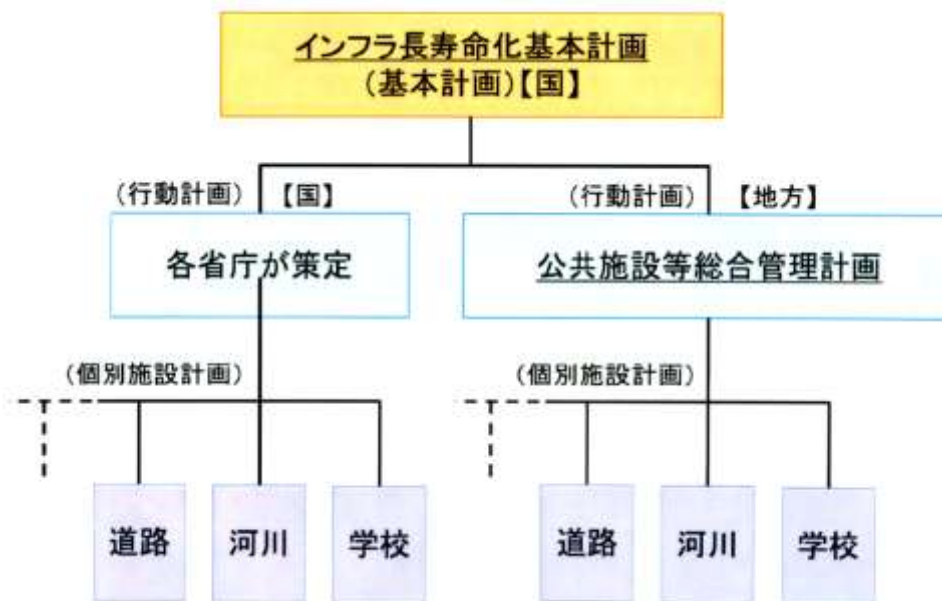
そこで市は、道路、下水道などの都市基盤については「多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画」などを、建築物については、「多摩市ストックマネジメント計画」、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、市民の財産を大切に長く使用するという視点に立ち、安全性と利用者満足を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理を進めています。

今後はさらに、都市計画税の都市基盤等の改修・更新への活用も視野に入れ、都市基盤、公共施設の全体の状況を総合的に把握し、現況・将来の見通しを分析した上で、「公共施設等総合管理計画^{※2}」を策定し、都市基盤と公共施設を総合的に管理します。

※2 **公共施設等総合管理計画**：全国共通の課題である公共施設等の老朽化に対応するため、国における「インフラ長寿命化基本計画」策定の動きと合わせて、平成26年4月に総務省より全国の自治体に対して策定が要請された

★★★こんな取り組みを行います！★★★

- 「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」に基づき、施設目的の転換や施設サービスの改編等を進めます
- 土地・建物等の様々な資産について、市民の財産を活かす視点から活用を推進します
- 市役所本庁舎の今後について、過去に行った検討の検証とともに改めて「庁舎のあり方」の検討を進めます
- 国の進める新公会計制度に対応した固定資産台帳を作成し、市が保有する土地、建物等の一元管理を進めるとともに、都市基盤、公共施設のマネジメントに活用します
- 都市基盤および公共施設について、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等を定める「公共施設等総合管理計画」を策定します



出典：総務省

2 財政の状況

本市は、多摩ニュータウン開発を契機として急速に発展を遂げ、人口や財政規模が右肩上がり
で拡大してきました。また、東京都や住宅公団（当時）などの施行者^{※3}とともに、住宅都市とし
ての機能にとどまらない、文化、商業、業務などの諸機能を備えた複合多機能都市を目指した取
り組みを進めてきた中で、まちづくりを推進する税財源の確保ができたことにも支えられ、多様
で水準の高い行政サービスの提供を進めてくることができました。

一方、昭和 62(1987)年度以降、連続して普通交付税^{※4}の不交付団体^{※5}となっており、全国の
自治体の中でも財政力の高い団体とされるものの、特に近年は指数として表される財政力も低下
傾向にあり、逆に、不交付団体に位置づけられることで、地方交付税制度の大きな役割の一つで
ある税収減などによる財源不足への補完機能が働かないこと等、制度ゆえのマイナスの影響も受
けている状況にあります。

歳入について、特に市税を見ると、バブル崩壊以降の経済動向などから、税収は低迷が続き、
さらに時代とともに本市の年齢構成が大きく変化し、生産年齢人口の減少による税収への影響も
生じてきています。また、歳出面では、少子化、高齢化を始め、様々な社会経済状況を反映し、
子育て支援関係や介護・医療関係経費、障がい者福祉経費、生活保護費など、社会保障関連の経
費が急増しており、前述の税収動向とあわせ、本市の財政運営を厳しくする大きな要因となっ
ています。

このことは我が国全体の重要な課題であり、「第五次多摩市総合計画」策定時からの大きな変
化として、国による「社会保障と税の一体改革」が始まり、平成 26(2014)年 4 月には、社会保
障財源を確保する観点から、17 年ぶりに消費税率が引き上げられるなど、様々な制度改正が
開始されています。また、デフレ脱却と安定的な経済成長を目指した取り組みが進められる中で、
株価の上昇や景気に関する各指標の上昇傾向など、経済に関するやや明るい兆しが見えてきてい
る状況もあります。

本市においては、大規模団地の住宅建替による新たな人口流入により、平成 25(2013)年度は転
入者が転出者を 2 千人余り上回る状況となり、企業誘致や設備投資の動向とあわせ、税収への好
影響が一部見込まれますが、さらなる歳入の確保に努める必要があります。また、消費税増税の
関連では、地方消費税交付金の増額交付が見込まれ、増加が続く社会保障財源経費の財源の一部
は確保できる見通しですが、平成 27(2015)年度中に予定されていた、消費税率の更なる引き上げ
が先送りされたため、先行きが不透明な状況です。

一方、関連の税制改正で、法人市民税については一部国税化による減が見込まれ、さらに今後
の国の動向によって、税収にマイナスの影響が生じる懸念もあります。

地方自治体の財政運営は、景気動向や社会経済状況とあわせ、国の制度改正が大きな影響を与
えます。したがって、国の制度改正による地方自治体の財政負担は、普通交付税の交付・不交付
団体に関係なく、等しく補填されるべきものであると考えられます。また、税制改正による市税
の一部国税化の問題も、地方自治体の自立の歩みを損なうものです。これらについては、引き続
き国に対し、市長会等を通じて要望していきます。

情勢変化や制度改正の動きが激しい中にありますが、これらの動向を十分見極めながら、不断
の歳出削減と新たな歳入の確保に努めるとともに、引き続き行財政改革を確実に進め、健全な財
政運営を進めていきます。

※3 施行者：東京都、日本住宅公団（現：都市再生機構（UR））、東京都住宅供給公社

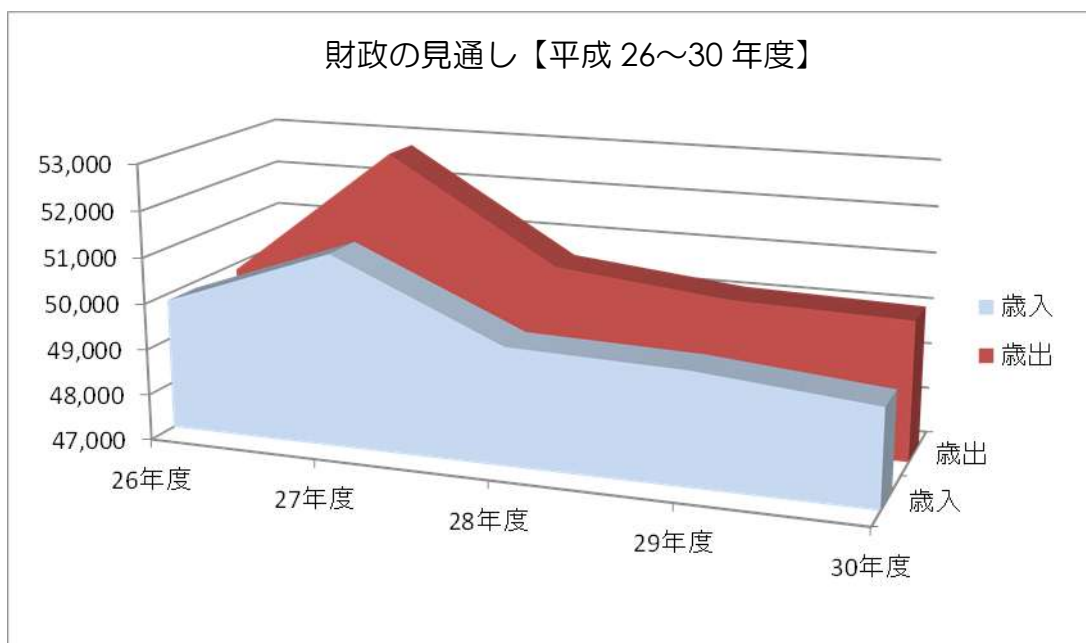
※4 普通交付税：国が地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的とした地方財政調整制度

※5 不交付団体：普通交付税が交付されない団体で不交付団体といわれるもの。国が定める標準的な行政サービスを
賄うのに必要な額を超える収入があると算定される場合には普通交付税が交付されないことから、一般に不交付
団体を指して財政力の強い団体とされる。人口や道路延長などの様々な数値をもとに毎年度算定が行われる。
平成 26(2014)年度は、全国の市町村 1,718 団体のうち約 3.1%、54 団体のみが該当

○平成 26 年度から平成 30 年度までの財政の見通し

※「財政の見通し」(H26.3) より

項 目	(単位：百万円)					5年間 合計
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
歳 入						
市税	28,180	27,776	27,440	27,408	26,977	137,781
市債	403	1,905	709	437	415	3,869
国庫支出金	8,007	8,378	8,306	8,446	8,695	41,832
都支出金	6,361	6,653	6,625	6,679	6,542	32,860
その他の収入	6,904	6,480	6,477	6,477	6,477	32,815
合計	49,855	51,192	49,557	49,447	49,106	249,157
歳 出						
人件費	8,805	8,643	8,425	8,394	8,259	42,526
扶助費	13,794	14,058	14,510	14,985	15,516	72,863
公債費	2,505	2,120	2,141	1,918	1,857	10,541
物件費	8,649	8,739	8,853	8,886	8,810	43,937
補助費等	7,467	7,255	6,724	6,675	6,657	34,778
繰出金	4,857	5,713	5,696	5,957	6,173	28,396
その他	904	880	880	880	880	4,424
普通建設事業	2,874	5,367	3,311	2,446	1,886	15,884
合計	49,855	52,775	50,540	50,141	50,038	253,349
歳入歳出差引額	0	△ 1,583	△ 983	△ 694	△ 932	△ 4,192



第五次多摩市総合計画
第2期基本計画 原案

平成26年12月発行

発行 多摩市
〒206-8666
東京都多摩市関戸六丁目12番地1
TEL042(375)8111(代表)

編集 企画政策部企画課